

平成21年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月9日）

- 議事日程
- 本日の会議に付した事件
- 出席議員
- 欠席議員
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
- 職務のため出席した者の職氏名
- 開会宣告
- 議事日程説明
- 開議宣告
- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 一般質問
 - 竹河十九巳君
 - 梅本和熙君
 - 横嶋隆二君
 - 長田美喜彦君
 - 谷正君
- 散会宣告
- 署名議員

平成21年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成21年12月9日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村豊君	健康福祉課長	松本恒明君

教育委員会 事務局長	大野 寛 君	上下水道課長	山本 信三 君
会計管理者	大年 清一 君	総務係長	大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田 忠蔵	主 幹	大年 美文
--------	-------	-----	-------

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 保坂好明君

6番議員 清水清一君

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月10日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。よって、会期は12月9日から12月10日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田 修君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます

平成21年9月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（漆田 修君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成21年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の9項目について行政報告をいたします。

1. 町政懇談会について。

町政懇談会を10月13日の三坂地区を初めとして同月26日まで、町内全地区を対象に、6会場において開催してまいりました。町からの出席者は、私を初め教育長のほか6課局長と関係職員を同行させました。

懇談会では、第5次南伊豆町総合計画の策定について、また当面の行政課題としまして、幼稚園、保育所の統合について、共立湊病院組合の現状について説明をし、その後町民との意見交換を行いました。

昨年6月、南伊豆地区1市3町合併協議会が発足し、市町合併に向けて協議してまいりました。しかしながら、周知のとおり本年6月23日の合併協議会において、解散が確認されました。合併が実らなかった結果を受け、単独のまちづくりを進めるに当たり、平成22年度以降10年間の基本指針となる町総合計画に、懇談会での町民のご意見を反映させていきたいと考えております。

幼稚園、保育所の再編計画につきましては、南崎保育所を耐震性のある旧南崎小学校へ移転し、手石保育所につきましては、保護者のご了解をいただき南崎保育所と統合し閉所すること、また、南上保育所、差田保育所及び南伊豆幼稚園につきましては、幼保一元化を踏まえた新保育園を建設し、開園することを中心に説明をしました。

共立湊病院につきましては、本年2月の共立湊病院組合の議会を経まして、下田南高跡地への病院機能の移転を決定し、6月には新病院指定管理者の公募を実施し、医療法人社団聖勝会が選定され、8月の組合議会臨時会において、新病院の指定管理者として議決され、また、建設用地であります静岡県所有の下田南高校跡地の取得も完了し、新病院建設に向けて取り組んでいる旨の説明をしました。

さらに、こうした行政課題以外にも、地域特有の諸問題や身近な問題につきましてもご質問やご要望を伺い、意見交換を行ってきたところであります。今後は、町民の皆様からいただきました貴重なご意見、ご要望を真摯に受けとめ、行政運営に反映させてまいりたいと存じます。

2. 新庁舎建設について。

昭和33年に建設された現在の庁舎は、行政事務量の増加に伴う職員数の増加等に対応するため、昭和51年1月に増築され、昭和61年に冷暖房設備を追加して現在に至っています。公共性の高い建築物については、大地震に備え耐震力Is値1.25以上を求められますが、現庁舎はIs値0.30しか有していません。災害に対して常に危険な状況下にあります。本年8月11日発生地震の際には、庁舎内の柱、壁数カ所に亀裂が入り、さらに厳しい様相を呈することとなりました。

本年10月1日、本町では、学識経験者、町議会議員、役場職員総勢13名から成る南伊豆町役場庁舎建設検討委員会を設置し、庁舎の建てかえについて本格的な検討を開始しました。

新庁舎建てかえの時期、新庁舎の位置、新庁舎が備えるべき機能等、検討項目は多岐にわたりますが、委員会は12月5日までに5回の開催を数え、時期、位置についてはおおよその結論がまとまったところとなっております。新庁舎の位置について、委員会では特に客観的な検討が必要であると考え、10の検討項目による採点方式も導入しました。採点は検討委員会のみならず、役場職員をもって組織する庁舎建設事業推進本部、また区長会でも実施され、新庁舎は、現庁舎敷地内への建設が最も効率がよいという結論に至っております。この件は、新庁舎の建設時期、竣工、平成23年8月末を目指すこととあわせて、12月7日、南伊豆町役場庁舎建設検討委員会から中間答申され、12月15日付お知らせ版をもって皆様にお知らせすることとなりました。

検討委員会は、建てかえに係る基本構想及び基本計画の内容について現在検討中です。これらは平成22年2月末までに策定され、その理念はさらに建設実施設計に引き継がれることとなります。平成22年8月から9月の本体工事着工を計画しております。その後およそ1年を予定する工期中、来庁の皆様、また近隣居住の皆様にはご迷惑をおかけすることになるかと存じますが、温かいご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

3. 幼保の再編計画について。

今回の幼保再編計画につきましては、平成17年3月に策定されました次世代育成支援行動計画の中で、平成21年度までに保育所を2カ所とする目標が掲げられておりますが、現在においてもその目標が達成できていない状況となっております。

そのため、保育所及び幼稚園舎の耐震性がないこと、また、今後予想される東海地震等に備えるためにも、早急の目標達成が必要不可欠と考え、南崎保育所は耐震性のある旧南崎小学校へ移転し、手石保育所につきましては、保護者の皆様方のご了解をいただき、平成22年3月31日をもって南崎保育所と統合し、閉所することといたしました。また、南上保育所、差田保育所及び南伊豆幼稚園については、幼保一元化を踏まえた新保育園を平成23年度に建設し、平成24年4月1日より開園することを目標とする再編計画を、各保育所及び幼稚園にて保護者に対し説明会を行ってまいりました。その後アンケート調査を実施したところ、多数の保護者の方々のご了解が得られたものと考えております。

なお、現在の再編に向けての進捗状況であります。廃校となった旧南崎小学校の改修工事が11月30日をもって完了し、平成22年1月4日からの南崎保育所の開所に向けて準備を進めております。また新保育園につきましても、県の伊豆農業技術者センター南伊豆圃場跡地を候補地とし、県との売買交渉を進めているところであり、こちらも平成24年4月1日から

の開園に向けて準備を進めているところであります。今後も安全で安心できる保育環境の整備に向け取り組んでまいりたいと存じます。

4. 平成21年度豊かなむらづくり全国表彰事業について。

南伊豆町農業振興会は、平成21年度豊かなむらづくり全国表彰事業において、関東ブロック最優良事例として農林水産大臣賞を受賞いたしました。まことにおめでとうございました。

この表彰事業は、農山漁村におけるむらづくりの優良事例を表彰するもので、地域ぐるみの連帯感の醸成やコミュニティー機能の強化を図り、農山漁村の健全な発展に資することを目的としております。

南伊豆町農業振興会は、昭和56年に農業者有志23人が集まり南伊豆町自立農家振興会として発足、昭和63年に会員数200人を超える現在の同振興会として新たなスタートを切りました。その後平成4年から実施し、ことし18回目を迎えた元気な百姓祭りでは、荒廃した休耕農地の雑草刈りやナノハナの播種など、小中学生を含む地域住民を交えた景観づくりに寄与し、ナノハナ畑は40万人が訪れるみなみの桜と菜の花祭りの観光資源として活用されております。また、同振興会有志によって発足した湯の花農振水産物直売所は、生産農家約400人が加入するNPO法人に発展し、地域住民や学校給食への地場製品の提供など地産地消の拠点として、農業者や高齢者の生きがいに大きく貢献していることが高く評価されました。

長年にわたる元気な百姓祭りの活動は、町民参加の活動として定着し、遊休農地への取り組みが他産業へ波及するなど、まちづくりへの多大な貢献をされたことに深く感謝するとともに、今後とも農業振興活動のさらなる発展を期待するものであります。

5. 「湯の花観光交流館」オープンからの入込み客数について。

2月1日にオープンいたしました湯の花観光交流館は、町民や観光客の交流拠点として、また2月5日から開幕したみなみの桜と菜の花祭りのイベント広場や、多目的室を活用した写真展や水墨仏画展などでにぎわいました。7月からは交流館芝生広場を利用した湯の花フリーバザールも2カ月に一度開催され、地元を初め下田市、賀茂郡内からも多くの方々が訪れております。

また、10月1日には国土交通省から認定を受け、道の駅下賀茂温泉湯の花として、静岡県で20番目の道の駅としてスタートいたしました。道の駅認定による全国的に知名度が上がり、最近では北海道、九州地方など遠方からのお客様も見受けられます。

ここで2月から11月までの当施設の入込み状況の結果がまとまりましたので、報告させ

ていただきます。

「湯の花観光交流館」月別利用状況は、表のとおりであります。後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上の結果となりました。湯の花交流館は道の駅としては伊豆半島最南端で、ドライバーの方々に安心して休憩できる施設として、農林水産物直売所、タッチパネル式観光情報案内板の設置などにより利便性が高まり、町民はもとより町外からも多くの来遊客が期待されます。

6. フェスタ南伊豆について。

10月18日日曜日、青野川ふるさと公園を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、町等で構成するフェスタ南伊豆実行委員会の主催で第6回フェスタ南伊豆が開催され、約3,000人もの来場者でにぎわいました。

開会式では、南伊豆町表彰条例に基づく善行表彰2団体の表彰、社会福祉協議会善行者6名に対する感謝状の贈呈が行われた後、保健協力員による健康体操が行われ、フェスタ南伊豆の開幕を飾りました。

当日は好天に恵まれ、町内の産業団体等23団体が参加し、33のブースが並び、姉妹都市の長野県塩尻市による高原野菜等の販売、産業団体による農林水産物の中心とした地場産品等の販売、観光協会によるイセエビのみそ汁サービスなどのほか、健康相談、福祉施設紹介など幅広い交流活動が行われました。

さらにスポーツフェスタのゾーンでは、子供から高齢者の方たちの参加により、ストラックアウト、リングリングゲームなどのニュースポーツが行われ交流を深めました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体、各種団体の協力及び町民の方々の理解に支えられ、年々出店数も増加し、町民の交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。

関係各位のご尽力に感謝するとともに、今後もフェスタ南伊豆が秋の一大イベントとして町民の方々に定着し、町の活性化につながっていくことを期待いたします。

7. 「第24回国民文化祭・しずおか2009」について。

平成21年10月24日から11月8日まで第24回国民文化祭、しずおか2009が静岡県下一斉に開催されました。この国民文化祭は、さまざまな文化活動を全国規模で発表、鑑賞、交流する場を提供することにより、文化活動への参加の機運を高め、新たな芸術文化の創造を促すことをねらいとした祭典であります。

10月24日、皇太子殿下ご列席のもと、静岡市グランシップで開催された開会式・オープン

フェスティバルには、私も漆田議長のともども出席させていただき、格調高い文化のイベントに感動いたしました次第であります。

11月1日には、県主催のふじのくに伝統文化フェスティバルが静岡市グランシップで開催され、本町の小稲の虎舞（県指定文化財・国選定）が外国や県内外のすばらしい民族舞踊等とあわせて披露され、大変好評を得ました。これは、南伊豆町の伝統文化を全国にしらしめたもので、大変誇らしく思います。

南伊豆町主催事業では、ホットスプリングセラピー in 南伊豆という大きなテーマを掲げ、11月6日から8日までの3日間にわたりイベントが開催されました。まず11月6日に「湯道地蔵めぐり&歴史にふれよう」と題してイベントが開催され、27名の方々が参加されました。南伊豆町観光協会が既存のものと新しく設置された7地蔵の歴史について説明し、ボランティアガイドさんが案内し、好評を得ました。

2日目の11月7日には、公式イベントといたしまして、午前10時から中央公民館において、式典とスポーツドクター渡辺亮先生による「温泉とスポーツ」と題した講演会が行われ、320名の方々の参加をいただき大盛況でありました。講演内容は、温泉が体やスポーツにどのように関係するかをわかりやすくお話していただきました。午後は温泉を利用した健康づくり体験教室を開催し、22名の参加を得て、健康づくりに向けた温泉運動を体験していただきました。

3日目の11月8日は、国民文化祭関連イベントとし、61名の参加をいただき、バスで南伊豆町文化財めぐりを実施しました。今回は石垣りん記念室を皮切りに、三嶋神社のクスノキ（県指定天然記念物）、修福寺大般若経（国の重要文化財）、石廊崎参観灯台、子浦大師堂（高村光雲作弘法大師像）等、募集定員を上回るほどの盛況振りでした。

このように盛況のうちに国民文化祭が終了したことに対しまして、講師の渡辺亮先生、静岡県県民部国民文化祭推進室、国民文化祭南伊豆町実行委員及び企画検討委員やボランティアの皆様、その他ご協力いただきました関係諸団体の皆様方に心より御礼申し上げます。これを契機に新たな文化の芽が出て、南伊豆町がさらなる文化の町となることを期待するところであります。

8. 第10回記念静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第10回記念静岡県市町村対抗駅伝競走大会が12月5日土曜日に静岡市で開催されました。

県庁前をスタートし、静岡市清水区の清見瀧公園を折り返して、県営草薙陸上競技場をゴールとする11区間42.195キロのコースで行われました。

市の部には23市から27チーム、町の部には14町から14チーム、合わせて41チームが出場し、郷土の期待を担った代表選手11人が初冬の駿河路を力走いたしました。

今大会は第10回を記念する大会でもあり、開会式の席上、10年連続エントリー表彰が行われました。当町におきましても、対象選手が笠井慎さん（加納）、山田祐子さん（市之瀬）、橋本ゆかさん（伊浜）3名であります。この方々は10年間連続して出場され、チームの牽引車として貢献をしていただきました。厚くお礼申し上げます。結果は2時間34分11秒で、町の部では10位でした。7月から練習に取り組みましたが、昨年の記録、順位には及びませんでした。厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に大いに健闘いたしました。

町の代表として走り、たすきをつないだ選手、選手を支えてくださったご家族、指導してくださった関係者、そして応援をしていただいた町民の皆様に重ねて厚く感謝申し上げる次第であります。

9. 主要建設事業等の発注状況について。

平成21年度第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成21年度下流漁港浚渫工事682万5,000円、河津建設株式会社、平成21年度21年災伊浜（落居）漁港災害復旧応急本工事210万円、河津建設株式会社、平成21年度町道成持吉祥線道路舗装工事1,491万円、丸三工業株式会社、平成21年度町道蒲谷口植松A線道路舗装工事220万5,000円、丸三工業株式会社、平成21年度子浦地区観光施設整備工事（公衆便所建設）887万2,500円、株式会社南伊豆造園土木、平成21年度湯の花観光交流館施設整備工事552万8,250円、株式会社保坂建設、平成21年度特定農地利用計画策定に伴う測量業務委託283万5,000円、有限会社渡辺測量事務所、平成21年度南伊豆町クリーンセンターチャッキ弁取替修繕204万7,500円、有限会社菊池設備工業、平成21年度中木漁業集落排水処理施設非常通報装置修繕288万7,500円、株式会社藤興産、平成21年度道成持吉祥線道路改良工事に伴う二条地区配水管布設替工事614万2,500円、有限会社菊池設備工業、平成21年度簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事294万円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店、平成21年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事（第3工区）1,690万5,000円、飯泉設備工業、平成21年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事（第4工区）5,292万円、株式会社塩崎工業、平成21年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事（第5工区）1,417万5,000円、株式会社イナセツ、平成21年度山戸橋架替工事に伴う湊地区配水管布設替工事350万7,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店、平成21年度町道

加納前ノ原線他道路維持工事483万円、有限会社伊豆総合、平成21年度町道毛倉野一条線道路改良工事280万3,500円、有限会社山崎建設、平成21年度地上式消火栓設置工事（その1）320万2,500円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店、平成21年度地上式消火栓設置工事（その2）433万6,500円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店、平成21年度南伊豆町庁舎応急補修工事430万5,000円、株式会社保坂建設。

以上で、平成21年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田 修君） これにて行政報告は終わります。

◎一般質問

○議長（漆田 修君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 竹 河 十 九 巳 君

○議長（漆田 修君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、地域再生について伺います。

1966年に政府文書に過疎という言葉が登場して、1988年に農林水産省が中山間地という言葉を使い始めました。そして1991年に限界集落という造語により、新たな現象が問題提起されております。アルキアエコノミストとして知られる日本政策投資銀行のソウヤコウスケ氏は、最近の行政がKY、空気が読めない、KYならぬGM、現場を見ない、GMの傾向があると指摘しております。景観や福祉などでまちおこしを成功している地域では、共通しているものとして現場からの発案があるともいわれております。

そこで町長に伺います。地区懇談会で、これからの行政に参考になる意見や反省しなければならぬ指摘があったと思われませんが、町長は地区懇談会でのどのような意見が心に残っているかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町政懇談会におきましては、今いろいろ抱えております課題について町民の皆さんからご質問あるいはご意見がありました。その中で特に共立湊病院の移転の問題あるいは保育所の統合の問題、それから農業試験場の南伊豆分場の撤退の問題、それから農林水産業や観光産業の低迷、さらには風力発電所建設に関する問題など、さまざまなご意見、ご質問がありました。こういった質問があるということは、やはり町民の皆さんがいろいろとご心配をし、お考えになっているということだということを、改めて私は感じた次第であります。

また、青野川沿いのソメイヨシノや日詰遺跡など地域資源の利活用であるとか、さらには企業誘致の必要性、地場産業の育成、それから記念室を設置しました石垣りんさんのこれのさらなる活用、そしてまた情報インフラ整備の必要性などの建設的なご意見あるいはご要望がありました。町民の皆様のもちづくりに対する思い、熱意が伝わってきたことを私は心に残っております。

町としましても、現場からの発案がまちおこしにとっては重要であるという認識に立って、現在策定しております第5次南伊豆町総合計画におきましては、町民参加によるワークショップであるとか、あるいは町民アンケート、さらにはパブリックコメントなどを実施しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、明治大学農学部のオダギリ教授は、中山間地は転入者数より転出者数が多い人口の社会減少から、出生者数より死亡者数が多い自然淘汰へ変化をして人の空洞化が見られ、また耕作放棄、農地改廃、林地荒廃による土地の空洞化が見られ、そして2000年の山口県の統計をもとに、壮年人口が少ない集落では高齢化が著しく、集落機能の脆弱化が進み、村の空洞化が見られるとしております。そして、かつて心の過疎という言葉がありましたが、現在は地域住民がそこに住み続ける意味や誇りを見失いつつある誇りの空洞化が深層では進行しているとも指摘しております。南伊豆町の多くの集落も似た状況にあると思われま。

ところで、下田北高、下田南高の統合や共立病院の移転等により、通学通院距離が長くな

り、住民の経済負担が増大するだけでなく、共立病院の下田市移転は救急救命率の低下を招きかねません。高齢者や小さな子供を持つ親は不安に思っているところでもあります。

そこで、町長に伺います。共立病院の下田市移転により救急救命率の低下が予想されるが、搬送時間の短縮をどのようにとっていくかを町長に伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 現在我が町では平成16年3月からドクターヘリ事業が開始をされまして、多くの人命が救われておるところであります。そこで現在離発着場ではありますが、これは青野川のふるさと公園1カ所でありまして、今後新たなドクターヘリ離発着場を設置することによって搬送時間の短縮のみならず、救急医療に精通した医師が直ちに救命医療を開始することができ、救命率の向上につながっていくというふうに考えるところでもあります。そのために、離発着場の設置に向けて関係者と協議を重ねていく所存であります。

また、現在の運行はいわゆる昼間のみとなっておりますが、今後は夜間運行についても得検討をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、国は人口減少、少子高齢化が進む我が国において、観光には地域における消費の増加や新たな雇用の創出など、幅広い経済効果や地域の方々が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現をもたらすことが注目されるようになったとして、平成19年1月、観光立国推進法が施行され、平成20年10月に国土交通省に観光庁が設置されております。観光庁は観光立国実現のための一つとして、住んでよし、訪れてよしの国づくりに取り組むとしております。湯の花観光交流館の農産物直売所も高齢化しつつある農業者にとっては出荷、販売することが生きがいとなりつつあります。また町内各所で地域住民による里山づくり等の活動も続けられております。これこそが住んでよしのまちづくりの第一歩だと思います。

ところで、みなみの桜と菜の花祭りの玄関口であり、黒潮和太鼓まつり等のイベント会場として使用されている青野川ふるさと公園入り口にあるクリーンセンターからの悪臭についての苦情を、観光客や住民から耳にしております。これでは訪れてよしのまちづくりに汚点を残すこととなります。通信手段の多様化と発達によりインターネットのブログ等により、

よい情報も悪い情報も発信される時代です。

そこで町長に伺います。町長は我が町は観光立町であると常々言っております。行政が住民の地域づくりの努力を無にしてはいけません。住民や観光客からのクリーンセンターからの悪臭についての苦情の声を町長はどのように考えますか、町長に伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この南伊豆町のクリーンセンターは、平成13年度に供用開始をし本年度で9年目を迎えております。そこで平成21年12月1日現在の下水道接続率であります、これが53.4%となっております。年間の総処理水量は平成20年度実績で約38万9,000立方メートルとなっております。処理水量の増加とともに処理場周辺の臭気が気になり始め、平成20年度で好気槽散気管改修を1基、平成21年度当初予算で2基、補正予算で3基の好気槽散気管の目詰まりを解消したところであります。しかし、処理水質の改善はされたものの臭気の改善にまでは至りませんでした。そこで処理場、ポンプ場の維持管理を委託している業者に原因究明の調査を依頼して実施したところであります。

以下、詳細につきましては担当課長から説明させます。

○議長（漆田 修君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君） 町長の説明の後の説明になります。

結果、処理場内の生物脱臭装置の脱臭剤が目詰まりを起こしている状態でありました。処理場内の空気が処理されないまま建物の外に漏れ出しているということでありました。11月18日に応急措置として生物脱臭装置を通さず、活性炭脱臭装置のほうに切りかえて処理しています。現在臭気は改善されています。応急処理のため、至急生物脱臭装置の改修をしなければなりません。そこでこのたび12月定例会に生物脱臭装置の改修費として500万円の増額を計上させていただきました。後ほど補正予算の中でご審議いただくようお願いいたします。

この改修は部分的なものでありますので、処理場全体の臭気対策、硫化水素対策の改善を図る必要があります。今後予定されております処理場の増設計画や長期寿命化計画の中で検討し、補助事業として計画的な改善改築を行い、維持管理費用の縮減を図っていくとともに、ふるさと公園の入り口である同センターを環境クリーンセンターとして活用していくということも考えています。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、テレビの地上デジタル化の進行状況について伺います。

2011年7月24日までに現在のアナログ放送は終了いたします。南伊豆町には平成19年度資料によれば26の共聴施設があり、2,910世帯が共聴施設を利用しております。そのうち13施設がNHKテレビ共同受信施設となっており、1,619世帯がNHKテレビ共同受信施設を利用しております。また、地上デジタル化に伴い共同受信施設では東京波が受信できない事態になることが予想されております。そして個人で新島等からの電波を受信している家庭は、デジタル放送が受信できなくなるおそれも出てきております。観光立町では南伊豆町にとっては、東京波が受信できないことは観光業に打撃となります。町内全世帯が地上デジタル化に対応できなければ大きな問題となります。そして、高齢者や小さな子供たちの楽しみを奪いかねません。

そこで町長に伺います。町内のテレビ地上デジタル化の対応状況と、町内で東京波が受信できるかどうかについて伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この地上デジタル放送につきましては、平成13年度の電波法等の改正によりまして、現行のアナログ放送は2011年7月24日をもって一斉停止とし、それまでにデジタル化を進めることとなっております。国、放送事業者においては、地上デジタル放送への円滑な移行を図るためロードマップを作成して、デジタル中継局の整備や受信点調査等の方策を講じていると承知をしているところであります。

そこで、町内における地上デジタル化への対応状況であります。現在加納地内において県内民放4社が主体となり、下賀茂中継局の整備が行われております。今年度中には供用開始になるものというふうに伺っておるところであります。

共聴施設の対応状況でございますが、NHK共聴施設につきましては、13施設のうち既に10施設は対応されており、3施設につきましては引き続きデジタル化に向けて協議を進めてまいります。また、一般共聴施設につきましては、13施設のうちおよそ半数は既に対応されておりますが、一部施設につきましては、受信点調査の結果が思わしくなかったため、今後デジタル化に向けて検討を進めてまいります。

次に、町内で東京波が受信できるかのご質問であります。地上デジタル放送に伴い、

現在のところ東京波を視聴することはできません。この問題はアナログ放送で東京波を視聴していた伊豆半島全域の問題であると考えておりますので、今後も周辺市町と連携を図りながら、東京波の視聴に向けて取り組んでまいる所存であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、新庁舎建設について伺います。

平成18年1月に施行された改正耐震改修促進法により、都道府県に耐震改修促進計画策定が義務づけられ、平成27年度末までに公共物と災害の拠点となる建築物の耐震目標が100%となっております。また、南伊豆町の役場庁舎においては、本年8月11日の地震により庁舎に亀裂が生じて庁舎建設は急務となっております。庁舎建設については庁舎にどのような機能を持たせるか、また分散している町所有の建物の集約をどうするか、そして公共交通機関の十分でない南伊豆町にとっては来庁者の駐車場をどのように確保をするか等、多面的な検討をして建物の大きさが決まり、その後に建設予定地が決定されなければなりません。建設予定地ありき、予算ありきでは中途半端なものになりかねません。

そこで町長に伺います。庁舎建設予定地選定はどのような手順で進められ、進捗状況はどのようなになっているかを町長に伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この庁舎の建設につきましては、昭和33年に建設された現在の庁舎ではありますが、行政事務量の増加に伴う職員数の増加等に対応すべく、昭和51年1月に増築をされ、昭和61年に冷暖房設備を追加して現在に至っております。公共建築物としての必要耐震Is値が1.25であるところ、本庁舎は0.3しかない状況であります。これに対しまして、こういう状況下の中で平成21年8月11日に発生いたしました地震において、柱、それから壁のところにも数カ所亀裂が入りました。新庁舎建設が急務であることは、8月28日の議会全員協議会においても説明をさせていただいたところであります。

そこで、庁舎建設事業の進捗状況であります。10月1日に役場職員による庁舎建設事業推進本部、議会議員、学識経験者、役場職員による庁舎建設検討委員会を設置をし、新庁舎の位置、庁舎の備えるべき機能等について現在協議を進めておるところであります。

新庁舎の位置の選定につきましては、客観的な取り組みが必要であるという見地から立地

に係る10の項目を設定をして、各項目得点の合計値をもって適地を探るという手法をとりました。候補地については、町内にあって現行と同等の約8,500平米が確保できる平地、公共交通機関のアクセスがよい場所等4カ所を設定いたしました。採点の結果は、建設事業推進本部10月21日、検討委員会10月23日、区長会11月20日、議会11月24日に出され、その総括をもって12月7日に庁舎建設検討委員会委員長から、現庁舎敷地内への建設が最も効率がよいという中間答申をいただきました。

これをもとに、町といたしましては新庁舎を現行庁舎敷地内に建設することと決定し、平成21年12月15日付検討委員会お知らせ版にて、住民周知を行う準備を現在進めておるところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、京都議定書で約束した温室ガス6%削減を達成するために、日本の森林には1,300万炭素トンの温室効果ガスの吸収が割り当てられております。その結果、2007年度から2012年度までの6年間に、追加的に年間及び20万ヘクタールの森林を整備することとなっております。また、カウントできるのは1990年以降に整備された森林で、数えられるのは1回だけとなっております。南伊豆町には町有林があり、近年においては南上小学校の学校林等も町に返還されております。町有林の活用は森林整備の方法によっては鳥獣対策にもなります。また、地域資源である森や木とともに築き上げてきた技能や職能の継承になり、そして古くからある木の文化を誇りとしてきた生活や産業の継承ともなります。

そこで町長に伺います。庁舎建設に町有林の木材や地元材の活用を考えているかどうかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この庁舎建設ということで木造ということですが、この木造の建築物には見た目の温かみだけでなく、建物自体が呼吸をするという利点があると思います。空調のコストがかからず、また湿気による結露、カビの被害も防ぐことができるようになります。しかしながら、これらの利点の反面、燃えやすいという欠点なども備えているものでありますから、公共施設としての役場庁舎に木材をどれだけ使ってよいのかということにつきましては、いろいろ問題もあろうかと思っております。庁舎建設基本構想の基本計画が2

月末を目途にまとまります。この協議の中でも取り上げ、技術的な面、そして財政面にも可能であるものであれば実施設計に反映させる方向で検討をしていただきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、京都議定書の遵守のための日本の目標値を達成するためには、エネルギーシステムからのCO₂排出量を削減しなければなりません。太陽光発電システムのCO₂排出量は、石炭、石油、天然ガスを使用する火力発電よりはるかに小さくなっております。太陽光発電システムのCO₂排出量は、設備の製造に起因するものであり、化石燃料を利用しない発電技術ではなく化石燃料を効率よく利用してCO₂の発生を少なくする技術であります。エネルギーの採掘から利用に至るまでを、エネルギー資源のライフサイクルと呼びます。太陽光発電システムはエネルギー資源のライフサイクルを改善して、エネルギーシステムの効率を向上させ、CO₂削減を図るものであります。

そこで町長に伺います。庁舎建設に当たり、太陽光発電システム等を導入することにより、CO₂排出量削減に努める考えがあるかどうかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この太陽光発電であります。無暖房工法の導入につきましては、一括回答とさせていただきます。

二酸化炭素削減、それから地球温暖化対策につきましては、今や急務であると思います。国・政府のみならず地方自治体レベルにおいても真剣に取り組まなければならないというふうに考えておるところであります。

そこで、新庁舎建設に当たって、平成21年10月22日に開催した第2回庁舎建設検討委員会に、株式会社東京電力を講師として招き、エネルギーコストのかからない建築物についての学習を行ったところであります。太陽光発電につきましては、現行の技術ですと屋上いっばいにソーラーパネルを張り詰めたとしても、小会議室1部屋分を賄うことも厳しい段階のようであります。敷地内街灯等への利活用を中心に考えております。庁舎建設運営に当たっては、照明、冷暖房機器のランニングコストを抑える手段を検討中であります。照明に当たっては反射率のよい照明機器、冷暖房に当たっては高効率冷暖房機器の導入経費とランニング

コストのバランスを十分に検討し、実施設計に反映させる意向であります。

11月4日に庁舎建設検討委員会が東伊豆町、河津町役場庁舎の視察を行ったようですが、そこでやはりデザイン性を重視したガラス張りの壁が、冷暖房経費をはね上げている実例を目の当たりにしたとのことであります。本庁舎の建設に当たりましては、そのような点も考慮して十分配慮して臨む構えであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、無暖房工法について伺います。

無暖房工法とは断熱材ですっぽり覆う工法で、分厚い断熱材により外気の温度変化が室内に伝わりにくく、さらにコンクリートの躯体が室内の温度に同調するため、暖房なしでも冬の寒さから、冷房なしでも夏の暑さから人を守る工法であります。無暖房システムは建設費が通常の工法より多少割高となります。しかし、蓄熱性により冷暖房効果が高く光熱費が削減をされます。また、外気温の影響が少なく、室内は一年じゅう室温が安定して、結露等によるかびの発生、ダニの発生を防ぐことができ、アトピーやぜんそくのリスクが大幅に削減されるともいわれております。そして、外気温の変化や酸性雨から構造体を守るので、長寿命で建てかえによる廃材やCO₂の削減をもたらす地球に優しい工法であるともいわれております。

そこで町長に伺います。新庁舎建設や幼稚園、保育園新築に際して無暖房工法を取り入れる考えはあるのか、特に幼稚園、保育所の新築には採用すべきであると思うが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今議員のご指摘のとおり、いわゆる蓄熱性にすぐれあるいは一年じゅう安定した部屋の温度が保たれることは、保育をする上でこれ以上ない工法と思われませんが、建設に当たっては今後さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、南中幼保施設について伺います。

2003年制定され2015年までの時限立法で2005年4月から施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、自治体は主務大臣が定める行動計画策定指針に即して、5年を1期とした次世代育成支援の行動計画を策定するものとされております。また2006年6月、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供推進に関する法律が可決公布され、2006年10月から認定こども園制度がスタートしております。そして認定こども園は、幼稚園と保育所の制度はそのまま残した二元制度であり、制度や機能を一元化する幼保一元化ではなく、幼保一体化ともいわれております。

そこで教育長に伺います。次世代育成支援の行動計画との関連で、認定こども園制度をどのように位置づけているかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 認定後も視野に入れて考えるというような認定という言葉が大分特殊な響きがあるものですから、新聞等にも出てひとり歩きしているように思っております。

これまで認定についても調べてまいりましたが、県条例に規定する縛りがかなり大きいということにはわかりつつあります。そして、多くは議員指摘の認定を受けない幼保園です。それが県内では非常に多いということが判明しております。しかし、どちらのケースでいく場合でも、同じ場所、同じ建物内で運営されると。認定の名前のあるなしにかかわらず実質は幼児の保育を行うことは可能であるということです。次世代育成計画に向かう町内2保育所、1幼稚園ということは実質かなえられると、こう考えております。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 認定こども園制度は、財政論、規制緩和論に端を発した保育所、幼稚園の一元化論であります。財政支出を減らすことが目的であるといわれております。2005年に全国35カ所の施設においてモデル事業が試行され、2006年10月に認定こども園がスタートしております。十分な論議なく認定こども園がスタートしたところは疑問の残るところであります。多くの自治体の公立保育園で園舎が老朽化し改築は困難になり、正規職員が大幅に減少している状況にあります。南伊豆も例外ではありません。しかし、地域の子供を地域社会みんなの力で育てるという、そういう視点を忘れてはなりません。南上地区では、南上保育所、南上小学校、そして老人会を初めとする地域住民が協力して運動会を実施しております。まさに地域の交流の場、地域のつながりをつくる場所となっております。

そこで教育長に伺います。南中幼保問題は保護者や地域住民に十分な説明をし、理解は得られているのかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） この件については私は理解を得られていると思っておりますが、詳細をすべての説明会に出席している局長から報告させます。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

統合を予定しております差田保育所、南上保育所、南伊豆幼稚園の2保1園の保護者の皆さんにつきましては、各園にお邪魔いたしましてご説明をさせていただきました。大勢の場所ですとなかなかご意見があってもなかなか言えないということもあろうかと思ひまして、あわせまして保護者の方全員のアンケート調査も実施させていただきました。

そのアンケートの結果でございますけれども、差田保育所の保護者の方につきましては、全員が安全面を考えると統合を進めてほしいというご意見でございました。南上の保育所につきましても、南上在住の保護者の方のアンケート調査を見ますと1名の方を除いて全員が進めてほしいというご意見でございました。南伊豆幼稚園につきましては、現在通園している子供は開園する24年3月には卒園いたしてしまいますので、これから入られる保護者の皆さんにご説明をさせていただきました。そこでご理解をいただいたということでございます。

教育委員会といたしましては、説明会を通しましてご理解をいただいたものと確信はしております。また地域住民への説明につきましては、前回行われました地区懇談会の席上説明をさせていただき、ご理解をいただいたものと認識はしております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 幼保一元化論議は、1971年中央教育審議会が幼児学校構想を示し、同時期に日教組の教育制度検討委員会が保育一元化を提案したときから長い歴史を持ちます。そして1998年文部省、厚生労働省の共同通知である幼稚園と保育所の施設共用化等に関する指針が出され、全国各地の自治体でさまざまな試みがなされてきました。これは長時間保育をしてくれる保育所の不足と、子供の減少に悩む幼稚園の事情、行政の事情がマッチングしたものともいわれております。神奈川県秦野市では、みどり幼稚園の空き教室を利用し鈴張保育園を併設しております。そして幼稚園は2階、保育園は1階でなく、保育園2階、幼

稚園1階としております。その理由の一つとして短時間保育の幼稚園と長時間保育の保育園のお迎えの時間を考慮したことを理由として上げております。

そこで教育長に伺います。保育現場で各地で行われている実践を検討したことがあるかとお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 今回の保育園、幼稚園の統合を進めるに当たって、私どもは4カ所の施設を見てまいりました。申し上げますと、西伊豆町の仁科幼保園、それから河津町のさくら幼稚園、掛川市の市立乳幼児センターすこやか、それから認定こども園、県内の2つのうちの1つですが、認定こども園、御前崎市の北こども園、これを教育委員ともども視察してまいりました。視察をいただきました施設を参考に今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 実は、南中幼保施設の建設として、全員協議会で県所有地の購入の準備を進めていると説明は聞いたが、新聞紙上で認定こども園となっており驚いたところでもあります。認定こども園は幾つかの形態に分かれております。例えばその一つとして、幼保連携施設においても、就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律の第3条の2の1は、次のいずれかに該当する施設であることとなっております。イは、「当該幼保連携施設を構成する保育所において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園と緊密な連携協力体制が確保されていること」となっております。またロは、「当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと」となっております。

昔の人の言葉をかりれば、七つまでは神のうちという言葉があります。七つとは数え7歳、ちょうど学校へ上がる年であります。神のうちとは自然のうちということであります。子育てとは子供の自然と大人の文化の出会いともいわれております。今までの公の保育行政は、継ぎ足し継ぎ足しで増築を重ねた古い旅館やホテルのようなもので迷路になっております。認定こども園もその一つであります。ゼロ歳児から6歳児までの子育てをどのようにするのか、ここで子供たちがともに生きる生活の場所としての保育園、幼稚園の位置づけを

小学校を含めて連携して考えるべきであると思われます。

そこで教育長に伺います。南中幼保施設を建設するに当たり、ゼロ歳児から6歳児までの子育てをどのようにするのか、子供たちがともに生きる生活の場所としての位置づけを保育園、幼稚園、小学校と連携して検討したことがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） ちょっと大きな問題ですから全般に答えるということは難しいかもしれませんが、ここで一部になるかもしれません。

議員がおっしゃるように成長の過程で幼児期ほど大切な時期はございません。認定ということについては先ほど触れましたとおりに考えているということを私は申し上げましたが、前にですね。固執しているわけではございません。要は小学校に接続する連携した子育てということでございましょう。入学前の幼保と小学校の指導者連絡会、運動会参加等、当然行われていますが、お互いの子供たちの交流、先生方の共同研修、これは現在正式には行われていません。運動会等はもちろん行われていますけれども、共同で、研修等は行われていません。

重要なこれ検討課題でございますので、来年度計画を立てるに当たり、既に小学校長には声かけをしております。来年度からそれを織り込むよということで連絡済みでございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

ことし4月20日の米国疾病対策予防センターが新型豚インフルエンザによるヒトでの発病例を緊急発表し、4月25日、WHOは国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を緊急記者会見で発表しております。そして6月11日パンデミック（世界的流行）を宣言をしております。数十年に一回の周期でヒトには免疫性のない新型インフルエンザが出現しております。インフルエンザは20世紀以降でいえば、1918年のスペイン風邪、1957年のアジア風邪、1968年の香港風邪と、3回のパンデミックが世界的流行を引き起こしております。1918年のスペイン風邪の原発地諸説ありますが、スペイン風邪ウイルスは、第1次世界大戦に参戦した兵士が戦場を転戦する過程で世界に広がったといわれております。また、スペイン風邪が第1次世界大戦の終結の理由の一つとも上げられております。伝染病の世界的蔓延は大航海時代から始まったともいわれております。渡航の自由の中でインフルエンザの世界的流行は避

けられるものではありません。また、季節性のインフルエンザにおいても重篤化して死亡する例もあります。

そこで町長に伺います。南伊豆町におけるインフルエンザの発生状況はどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 本件につきましては担当課長から説明させます。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。インフルエンザでございますが、個人の感染者につきましては報告等にはありませんので、教育委員会から毎日情報提供されています幼稚園、保育園、小中学校について説明させていただきます。

12月8日昨日現在でございます。12月4日の濃厚接触者を含め65名の欠席者がピークでございました。これを境に減少傾向に転じておりますが、10月20日からこの12月8日までの延べの欠席者でいきますと、幼稚園から中学生まで合計333人に達しております。12月8日現在でございますが、小中学校において新型インフルエンザ11名、濃厚接触者2名の欠席者、幼稚園はございません。保育所におきましては1名、濃厚接触者5名の欠席状況で、現時点では学級閉鎖1学級ということでございます。

賀茂圏域の流行状況でございますが、定点当たりの患者数は45ということで、県下で確か2位になっております。県内平均が37.74で警報では一番高いレベル3の状態、全国的にも警報のレベル3という値がほぼ全国の線で流行していると、そういう状況に変わりはありません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、インフルエンザワクチンの接種について伺います。

日本においては国内メーカー4社に委託生産され、日本の4社は有精卵を用いる方法により製造しております。有精卵の数的制限やウイルス増殖速度の問題から製造量と製造速度には限界があります。また、季節性のインフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンを並行して製造しており、製造可能量も決まってくる。新型インフルエンザ発生からワクチン接種までどんなに急いでも数カ月を要しております。1976年から1986年までは小学生に

対するインフルエンザワクチンの定期接種が行われてきましたが、1987年からは任意接種に変わっております。また、インフルエンザワクチンの接種については副反応・副作用も心配されているところであります。

そこで町長に伺います。

南伊豆町におけるインフルエンザワクチンの接種はどのような状況になっているかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。

町内における接種の状況でございますが、11月24日から妊婦、基礎疾患を有する者を皮切りに、国の標準的なスケジュールにのっとりまして小学校低学年相当の年齢の者に該当する方々まで接種を受け付けました。しかし、新聞等でもご存じだと思うんですが、ワクチンの供給量が少なくて一部は混乱したとか、そういう状況が出ております。ですので、重症化リスクの高い方々を最優先にする必要があり、それによる混乱を避けるため賀茂保健所、賀茂医師会及び管内市町と協議して進めているところでございます。

接種の助成につきましては、国の方針どおり賀茂保健所医師会管内市町合意のもとで、生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する優先接種者を対象に公費負担、全額免除の措置をとらせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） インフルエンザ感染特性は潜伏期間が5日から7日であり、感染3日から5日後には周辺に感染する危険性が高まるといわれております。小児科医の毛利子来氏は、無理をしないこと、過労しないこと、たっぷり寝ること、よく食べること、感染しても元気なら発症しないし免疫ができるので、これが一番の予防であると言っております。また別の専門家は、新型インフルエンザワクチンを接種したからといって感染が100%予防できるわけではなく、過大な期待は禁物であるとも指摘しております。そして、インフルエンザに感染したときの対策として、2週間分の飲料水食料を備蓄することも必要であると指摘する専門家もいます。過剰反応する必要はありませんが、警戒は怠るべきではありません。どうも情報が、どの情報が正確なのか、どうしても情報が錯綜しているようであります。

そこで町長に伺います。インフルエンザ予防の広報、周知をどのように行っているかをお

伺いたします。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。

一般の住民の方々に対する情報提供についてであります。厚生労働省ほか静岡県からの情報をもとにいたしまして、賀茂健康福祉センター地域医療課スタッフを中心に、賀茂圏域が足並みをそろえた内容等で町のホームページ、広報等を通じてお知らせしております。

それから、非常に緊急性を有する情報等もありますので、今まで3回ほど緊急の回覧板とかそういった形で報告いたしました。賀茂保健所健康福祉課が相談窓口で相談に対応しております。また県のほうも全国の新聞の片面、もう1カ月ぐらい前ですがこれを用いて情報提供しています。非常に我々も情報の混乱というのが非常に気になることですが、今のところ我々が把握している状況では大きな問題は起きていないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） インフルエンザは飛沫感染と接触感染で感染する。飛沫感染とは、感染者がせきやくしゃみをする際に、粘液や脱落粘膜と一緒にインフルエンザウイルスが1.5メートルの範囲に飛散する。そして近くの人々の気道に吸い込まれるとウイルス感染するといわれております。また接触感染では、飛沫物が周辺の物体の表面に付着し、それを触れることで手に付着したウイルスが気道内に吸い込まれたり、さらに感染した手を介して周辺の物体にウイルスが広がり、その物体に触れ、手に付着したウイルスが気道内に吸い込まれて感染することを接触感染というそうです。

飛沫感染を予防するためには感染者の近寄らないことであるが、感染者の識別はほとんど不可能であります。人込みに入らないことが最善で、懸命な予防対策であると医学博士の外岡立人は著書「新型インフルエンザ・クライシス」で述べております。しかし、人込みに入らないことなど不可能に近いことでもあります。

そこで町長に伺います。行事やイベントがインフルエンザ発生のため中止されたと新聞報道されているところではありますが、その基準はあるのかどうかをお伺いたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このインフルエンザの発生状況等については、先ほどのご質問でお答えしたとおりであります。そこでこういう状況下で、じゃイベント等についてはどうかということではありますが、このインフルエンザの発生に関する中止等の明確な基準はございませんが、我々主催者側としましては、感染拡大予防を重要視しなければならないと思います。したがって、発生状況等に応じて調査あるいは検討をしながら、中止であるとかあるいは延期等の対応をとる場合もあるかと思えます。現在町では会議、催し開催に当たりまして手指消毒用のジェルを設置であるとか、あるいは予防用のマスクの配布等を実施をし、感染予防に努めております。

以上のように、新型インフルエンザに対しさまざまな対応をしておりますが、ワクチン接種が限られた方しかできない現状を踏まえ、県の対策会議でもあるように、うつらない、うつさないための取り組み、医療機関受診に際しての留意点等について住民へ周知してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 以上で時間になりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（漆田 修君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（漆田 修君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

梅本君。

[7番 梅本和熙君登壇]

○7番（梅本和熙君） 通告により一般質問をいたします。

まず初めに、行政情報の共有化と意識化について質問いたします。

まず項目どおりに職員相互の行政情報の共有化のシステムの有無と具体的な事例、こういうものがあつたら報告を願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この職員相互の行政情報のシステムの有無ということではありますが、現在職員相互の行政情報の共有化のシステムはございます。例えばアナログ的なものでありますと、毎月月末に開催をしております庁議において、我々2役あるいは全課局室長が参集をしまして、次の月の町の行事であるとかあるいは各課スケジュールの確認、報告事項、懸案事項、協議と事項等の案件を話し合い、その内容を各課長が課へ持ち帰り課員へと報告をしております。また、パソコンを利用した情報共有化策としましては、オフィス情報システムを数年前から導入をしまして、私を含めた職員個々のスケジュールであるとか町の行事予定等の確認、それからパソコン上の掲示板を利用したお知らせ、また各種調査の様式の掲示等の情報提供、メールを活用した個人間での情報のやりとり等が可能となっております。そして、職場における非常事態対応手段としましては、情報の共有化は重要なことととらえておりますので、今後も検討、改善に努めてまいり所存であります。

以上が現状です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

[7番 梅本和熙君登壇]

○7番（梅本和熙君） 今の町長の説明にあつたというのは、情報における知っているというか、第1段階のお互いが見たとか聞いたとか読んだとかと、認識にまではいかない部分の知っているという部分のところ、認識というかな、認識ぐらいのところまでだろうと思います。そして、そういう状況のこの周知の徹底の仕方の中に、今クラウドコンピューティングという考え方が出てきたみたいですね。いわゆるグーグルなんかで例えば情報を町の端末じゃなくて、何といいましたかね。総務課長何かわからないか、町のコンピューターの一つの……

[「サーバ」と言う人あり]

○7番（梅本和熙君） サーバ、そう。そのサーバね、町のサーバじゃなくてグーグルのサーバに情報を入れるという、そういう形、これはいわゆるセキュリティーの問題とかいろいろあるわけですが、世の中の情勢はそういう方向に行っているということで、こういう情報をお互いに共有化していくという意味では、クラウドコンピューティング方式というものも検討されていったらどうかなと思います。

それはそれで、今度は今言った知っているとか認識しているという段階を過ぎた形での職員への行政情報の意識化（浸透）というか、こういうことに対する具体的事例があったらまた教えていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほどのご質問でお答えしたそういった状況の中で、じゃ職員への行政情報の意識化というのはどうかということではありますが、職員の行政情報への意識化の具体的事例についてありますが、情報の意識化は情報を取得することからまず始まるというふうに考えております。そういう意味では、先ほど答弁いたしました情報の共有化の中での庁議、制度が具体的事例で当てはまるのではないかというふうに思うところであります。庁議での協議内容というのは、先ほど申し上げましたように来月、次の月の町の行事予定、各課の協議報告事項等がありますので、例えば台風直撃により町内に被害があった場合には緊急庁議が招集をされ、総務課から最新の台風の情報であるとか、あるいは避難住民の情報提供、公共交通機関の運行状況であるとか、また建設課からは道路、河川の被害状況、そしてさらには伊豆半島からの脱出経路の状況、そしてまた健康福祉課からは、床上浸水等の住居被害、救援物資の状況等各課で把握している情報がそれぞれ報告をされ、それにより今後の対処法等が検討されることとなります。

このように庁議での協議内容というのは、行政情報として重要なものであるというふうに思っております。この内容が全職員に漏れなく伝達されてこそ行政情報の浸透につながってきているのではないかというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 先ほど町長も言われましたけれども、いわゆる情報を意識化していく

というか、わかっているとか意味がわかっているとかという部分まで浸透させていくということは、本当に危機管理というか防災、特に防災、そういうことに対しては非常に重要なことでありまして、ただ庁議でお互いが話し合った、知ったという段階を越えた部分として、例えば組織の中でだれがどういう立場、いわゆる防災に対する危機管理体制というのがあると思いますけれども、それに対して例えば町長が本部長であって総務課長がどういう立場に立つのかということ、本当に職員全員が知っているのか、そういうことに対して町長どうですかね、十分教育しているというご意見でしょうかね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今例えば議員が申された防災ということでご質問がありました。

この防災のいわゆる我々が配備体制であるとか、そういった組織図というのは常時もう防災センターに掲出して、例えば防災訓練であるとか平常時もそうですけれども、じゃ自分の職は何があるのか、その組織の中でどこにあるのかということは常に自覚、認識するように私も機会あるごとに職員に伝えております。

したがって、配備体制がしかれた段階では、その組織に従ってそれぞれが自分の任務をまず自覚をして、そして遂行するというところに当然なってくるわけですので、そういう意味での周知徹底というのは我々は常に行っておるということでもあります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長十分やっているということで、それは安心なわけですし、さらにその上で何ていうんですか、例えば気持ちがお互いがそこに浸透した、さらに気持ちがそこへ目標へ向かっていけるという、例えば町長が安心のまちづくりというものを標榜されていますよね。それに対する職員の気持ち、こういうものが本当に町長でき上がっているのか、当然でき上がっている、もう4年もやられているんだから町長はでき上がっていると言うんでしょうけれども、ぜひその辺のところもひとつお聞かせ願いたい。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私がいつも申し上げている安心・安全ということにつきましては、それぞれの職員の部署でやはり自分のもう自覚、認識であるかと思えます。ですから、いろいろな行政の事業あるいはその他ソフト面もそうですけれども、進めるに当たってはそれぞれがそれぞれの部署でもう取り組む姿勢として安心・安全ということは常に頭に入れながら取り組んでくれということは、私も言っていることでもありますので、個々に細かいことまではこれは申し上げられませんけれども、常日ごろそういったことについてはそれぞれの仕事を通じて、まず職員として自覚するよということとは申し上げております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 非常に安心しましたけれども、ぜひこの情報とか、特に危機管理に関する情報とか、そういうことに対しては非常に重要な問題でありますから、常日ごろ町長やっておられると思いますけれども、その辺のところを徹底して職員に意識化していくということをやっていただきたいと思えます。

そして、さらに3項目めの町民への行政情報の意識化（浸透）その具体的事例があったら聞かせていただきたいと思えますけれども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

じゃ町民へのこの意識化ということはどうかということではありますが、例えば具体的な事例として、現在進行中の中に幾つかありますけれども、まず紙、ベースのものとしては毎月1日と15日に発行するお知らせ版、それから奇数月の1日に発行する広報「みなみいず」、それから電子媒体としましては町のホームページにおいても、今申し上げましたお知らせ版、広報みなみいずはむろんイベント情報あるいは観光情報、各種統計資料等も閲覧可能となっております。

特にまた災害時等の緊急情報であります、それとかまた各種イベントの情報伝達であります、町内全域への放送が可能な同報無線システムがあります。同報無線システムにつきましては議員の皆様のご承知のとおり今年度危機設備の更新、全国瞬時警報システム、いわゆるジェイアラートの導入を行いまして、各種気象警報が伊豆南部に発令された際には、瞬時にして自動的に放送が開始され、町民の皆様への速やかな情報提供が可能となっております。

いうことであります。

この行政情報の浸透も災害等緊急的なものからイベント情報まで、いわゆる幅が広いわけですが、町民の皆様の安否にかかわる同報無線の難聴地域の解消を筆頭に、改正すべき問題も数多くあります。今後は新たな伝達方法の模索も含め検証を行いまして、より早く、より正確に、より広く情報提供が図られるよう努力をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、一人一人の町民への情報の伝達というのは、紙ベースとかいろいろ今言われてあるわけですが、特に区長会を利用した形での例えば、当然毎回区長会でやられていると思いますけれども、ぜひその辺のところを徹底して、例えばこういう防災のときにはこういう方法が必要だとかということを、徹底して区長さんたちに意識化していただく。例えば区長が防災があったときに、あそこのおばあさんはどうなっているとか、こういう話を含めて徹底した管理体制、そういうものをぜひ区長会等で徹底してもらいたいなど、このように思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいま申された区長会のことにつきましては、既にもう実施しております。防災訓練の前であるとか、その他のときもそうですけれども、例えばいわゆるそういう場合の弱者、そういう人たちへの対応について、名簿等のことも担当課と通じて区長さんをお願いしたりして手配しておりますので、そういう意味では各区の区長さんも十分にそういった面での危機管理というか、認識は持っていただいているというふうに私は解釈しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 非常に情報を浸透させていくということは大事なことで、先ほど言いましたように、情報というのは3段階にも深度があると。知っているというところからわかっている、そして心がそろっている、目的に向かっていくというか、そういうところまで意

識化されていて初めて情報が浸透したということではないかと思えます。

そういう中で、やはりこれは言い古されたことですが、報連相という言葉がありまして、報告と連絡と相談という、こういうものをちゃんと徹底していくということも大事なことだというふうに思いますので、十分町長やられているとは思いますが、余計なことだったかもわかりませんが、ぜひよろしくその辺のところをお願いいたします。

次に、共立湊病院の問題に移りたいと思います。

共立湊病院の建設問題がもう起こって、いろいろ組合議会で検討してきてこられているわけで、指定管理者も決まりました。その中で、指定管理者選定委員会のほうで選定法人の提案で懸念される10点があると。これは病院組合の考え方と異なる点だということで、まず1点目として、介護老人施設の150床、高齢者専用賃貸住宅の150床等々の新設、そして2点目として、医師や看護師宿舍の建築資金の貸与等々、それと3点目として、開設後の4月、5月の診療報酬の立てかえをお願いするという問題、それと4点目として、土曜休診問題、それと5点目として、薬の院内処方、医薬分業の時代に薬の院内処方するのがいいのかどうか、そして6点目として、常勤医師の20名の配置提案、そして政策医療交付金の全額交付希望、そして8点目として、指定期間内の黒字転換の財政計画ができていないという点、それと9点目として、一般病床を90床で療養病床60床の提案があったということ、そして10点目で、病院経営の経験不足に対し詳細な開院準備の計画をさせるべきだというような、10点の懸念される事項が大体おおよそ言ったわけですが、こういうことが言われております。

それに対して、町長は当然この懸念材料は払拭されたということで選定法人を選ばれたんだと思えますけれども、一点一点できれば皆さんに安心、町民にも安心、私たちが安心できる形の中で議会も審議していくことができるように、この一点一点の懸念材料を解消したというご説明をお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、この病院の建設計画に基づく指定管理者の公募結果につきましては、本年6月28日に公表されました新病院指定管理者選定結果報告書のとおりであります。そこで同報告書では選定法人からの提案内容は、指定管理協定書に反映され実行義務等が生じるため、懸念される今言われた10項目の確認が必要と指摘をしておるところであります。

そこで本年9月に設置しました共立湊病院組合の新病院移行協議会では、この懸案事項に

ついて協議がなされました。そして第2回の移行協議会において確認合意を得たところであり、そのあかしとして管理者と、いわゆる聖勝会との両者の合意による指定管理者指定申請書に係る懸案確認書を10月28日付で取り交わしたところでもあります。

同協議会は公開による開催をされましたので、協議内容などは10月29日付で新聞報道されましたが、議事録あるいは提案確認書等は組合のホームページに公表されておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

なおまた、今言われた10項目につきましては全部が全部まだ途中というか、いわゆるプロポーザル等も今進めておる段階ですので、そういった意味合いの答弁の確認もなされておりますので、そういう経過の途中の段階でこれを全部ここでということになると、いろいろまたこれは組合の議会でもありませんしという思いもしますので、ただいま申し上げた組合のホームページあるいはそういった面での確認がいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、この10点の懸念材料というのは非常に重要な問題でありまして、当然町長が管理者として指定法人を選定する、これはこれでいいんですけども、10点の懸念材料が今町長の答弁だと何点か懸念材料が残ったまま選定されているということになると、非常に議会としても、例えば組合議会がすべてをやるわけではなくて、最終的に単位議会で結論を出していく。例えば予算づけ等に関しては単位議会の審議を経なければいけないわけでありまして、すべてが組合議会でやるわけでない。そういうことを考えたときに、やはり懸念材料を説明できないまま町長が選定されているということに関しては、非常に疑問があるんですけども、どうなんですかね、この辺は。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

説明ができないということではなくて、例えばこの10項目の中にいわゆる例えば地震対策の交付金であるとか病床数の問題であるとか、プロパーが終わって業者選定になされて、そして設計へ入らないとまだまだ確定しないという部分があります。そういう意味合いのこの項目の中には回答もなされております。ですから、その時点での回答ということですので、そういう意味合いで申し上げただけであります。回答できないという意味合いではありません。

ん。10項目についてはそれぞれが協議会の中ではもうこれでいいという確認がなされております。そういう意味合いです。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） ちょっと議員として勉強不足だったかもわかりませんが、ホームページにすべてがその懸念材料に対する回答というか、ホームページですべて出ているんですか。というと、じゃ一つだけお聞きいたしますけれども、4月、5月の診療報酬の立てかえ、これについてはどのような回答になっているんでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問ですが、これにつきましては、これは3番目の質問ですね。

○7番（梅本和熙君） そうですね、はいはい。

○町長（鈴木史鶴哉君） まず、現病院での指定管理期間内は現行の協定内容を継続すると、まず。そして次に、新病院の開院後は指定条件に従って原則立てかえはしない。そして3つ目に、現病院の開院時に実施した指定管理者への支援実績に基づき検討する必要があるというふうな意味合いで回答しています。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 非常に、町長あいまいな回答というか結論じゃないかなと思うんですけども、例えば4月、5月の診療報酬の立てかえというのは大体医業収入が20億だか22億ある中で、大体2カ月分を計算すると大体3億から5億ぐらいの数字が予想されるんじゃないかと思うんですよ。その3億、5億の立てかえが例えば立てかえしないと、立てかえてくれと向こうが言っているのに立てかえしないということになった場合に、本当に例えば選定法人のほうでそれを用意できるだけの確認はされたのか。例えば選定法人はその4月、5月の立てかえ、診療報酬が自分で用意できない、診療報酬を立てかえをしていただかなければ運転資金がない、その4月、5月の運転資金がないから何とかお願いすると組合のほうへ言ってきている。それに対して例えば立てかえしないと。じゃ立てかえしないんならちゃんと例えばその4月、5月の診療報酬に見合うだけの金額の用意が向こうでできたのか、選定法人のほうで確実にこれだけ用意できましたという、そういうところまで確認をされての選定

であったのか、こういうことをお聞きしたいんですけれども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今私が申し上げたこの答弁というのは、いわゆる移行協議会の中で指定管理者側と組合議会側の代表者と話し合った結果でありまして、その中で今、指定条件に従って原則立てかえはしないということは1項目入っております。それで、今梅本議員の言われるような、じゃ新しい指定管理者は負担能力があるのかとかいうことではありますが、それはやはり財政面の指定管理者側の資金面の問題になると思いますけれども、これらについても十分議論がされていて、そして指定管理者としてもこれでいいですよということの結果が、こういった確認事項となっているというふうに私は解釈しております。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、それは非常に人がいいんじゃないかなと。例えば何か土地の売買、例えば何十億という土地の売買をやろうとかいったときに、私はお金持っていますよ、大丈夫ですよ。じゃあなた信じましょうというのはちょっとおかしい。ちゃんとそここのところには資金証明みたいなものが用意されて、ちゃんとありますよと、運転資金用意できますよと、こういう形の中でやらないと、十分選定法人のほうで自分たちで用意できますよと言っているんだから、これはやれるのかなということは考えられるんですけれども、ただあくまでも行政がやる仕事としてはちょっとリスクをしようというか、行政がやる仕事としてはそういうやり方というのは許されるんだろうか、ちょっとずさんじゃないんだろうか、ちゃんとそういうものを持ってきなさいと。

いわゆる行政事務というのは非常に、私たち日常の中でもよくやるんですけれども、あれが足りないこれが足りない、ちゃんと用意しなさいと。そして個人情報为例える中に関しましてもこれをちゃんと用意しなさいと。徹底して例えばいろんなことを要求するわけですよね。そして行政は事務を進めていく、これが行政事務のあり方、これは当たり前のことじゃないかと、行政事務としては。ということはなぜかといいますと、行政というのは皆さんからの税金を預かって仕事をするわけです。当然ずさんなやり方でやるわけにいかない。確実にその裏づけをとった形での仕事の進め方が必要になるんだと、このように思うわけなんですけれども、その点、町長どうですかね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） このいわゆる指定管理者側のそういった面での確認といいますか裏づけといいますか、それについてもいろいろ議論されてきております。そういう中で、もちろん本人からのそういった説明もなされながら、移行協議会の中で確認をされたということですので、今言われることについて細かいことまで私がここで言うということはちょっと管理者といえども、移行協議会の中で確認された事項ですので、私としては今のところはきょうのところはこういったことでひとつご理解いただきたいという思いでおります。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） わかりました。

移行協議会というのは確認だけしておきますけれども、これは組合議会の中でつくった協議会ですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは組合議会、それから正副管理者、それから指定管理者、これらで構成する会です。ですから、当然そこには当指定管理者である聖勝会も入っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、その移行協議会の方々は皆さん理解されていると、いろんなことを。これはこれで結構です。ただ、そういう情報が我々議会に伝わらない、伝えてもらえないとなると、じゃ最終的な責任は移行協議会の人たちがすべて持ってくれるのかと。この問題が例えばうまくいかなかったときにね、そういう懸念も考えなくちゃいけない。そのようにとらえて、これ以上質問しても町長のほうでは答えができないでしょうから、これはこれで。

それでね、町長、静岡新聞の報道でちょっと見たんですけれども、これも我々情報不足で何のことなんだろうと思うんですけれども、医療機器の見積もりのこれがあったという新聞報道があったわけですが、これは今月20日の新病院の施行のプロポーザル協議審査に影響するのか。そして、その医療機器の見積もりのこれとは何なのか、これは町長、もしあ

れでしたら答えてもらいたい。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この医療機器の見積もりというのは、いわゆる指定管理者側から医療機器のメーカーへの見積もりでありますので、我々が管理者といえどもここで直接お答えする筋のものではないと思います。ですから、そういう報道がなされたということであれば、それについてはやはり指定管理者側でしかるべく対応して今やっているのではないかというふうに私は推測しますけれども、ですから、ここでの答弁については私は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） これは新聞報道の中でのことですが、こういう何ていうか、心配な事項ですか、一般町民に対しても議会の我々にとってもちょっと何だろう、おかしいなと、心配だなというような事項が出てくるということは非常に問題だと。そういうことに対してやはり町長は今後気をつけて管理者に言っていただきたいと。町長が管理者ですが、そういう形の中でやっていただきたいと、このように思います。

それで、次の問題に移りますけれども、共立湊病院の職員の具体的な対策ということで、前も同僚議員がもう既に質問しているわけですが、病院職員のスタッフの雇用問題、身分の問題、これに関して町長はどのように考えられているのか、前の同僚議員の質問では、これはあくまでも新しく指定管理された人の問題だみたいな話だったんですけれども、それでは余りにも管理者として無責任な発言じゃないかなと僕は思うんですが、どうでしょうね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この職員の雇用の問題であります、これについては今現在のよう
にいろいろな職種で町民の方々が多数雇用されております。そして今度のこの新病院の建て
かえに伴い、今指定管理者である協会が撤退ということで、今後の対応でありま
すが、これは原則的には私はやはり雇用者である地域医療振興協会との労使関係に
当たるといふふうにまず思います。そこでしかし現状、または新病院移行後にお
いても職員の確保というのは、これはもちろん必要でありますし、新たな指定
管理者のもとでその責務において行われるの

が、いわゆる制度の原則ではないかというふうに思います。

何度も申し上げますけれども、まず基本的には組合の権限の及ぶものではないというふうに認識をしております。新たな指定管理者からは病院運営に必要な人材確保が求められる中、再雇用者の獲得に関する提案も出されておまして、私としては地元の町長としても継続した雇用が確保されることが、これはもちろん望ましいわけですし、要望はしていきたいと思っております。しかし、基本的にあるいは原則論からいうと、何度も申し上げますけれども、我々の組合の立場というものは、そういう立場ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長の答えが非常に形式的で、それはしようがないと思います、いわゆる雇用者じゃないんでありますから。ただ問題は、町長、私が言っている身分の問題というのは、今地域医療振興協会が雇っている人たち、この人たちが例えば新管理者のもとへ移行したいといったときに、例えば給与の面とか待遇面、こういうものをやっぱり新管理者に新指定管理者ですか、どのような形での採用、雇用をするということを当然、町長、管理者のほうから強く言ってもらおうと。そういう条件のもとにあなたたちやりなさいよぐらいのことは、私は指定管理者に言ってもいいと思うんです。

ということは、今の地域医療振興協会の経営形態の中で赤字になっていない。今の例えば給与形態とかそういうことに関して、それ以上のものを新指定管理者が示すんならいいんですけども、それ以下の形での雇用条件になっていくと、これは非常に問題だろうと思えます。そういうことに関して町長のほうからぜひ強く言っていただきたいと、管理者のほうへ。よろしくをお願いします。

何か話しがあれば。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） ご意見として承っておきます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それでは、3つ目の問題に移ります。

移転した場合の湊の跡地の利用、これは具体的に跡地を大きくどうこうというんじゃなく

て、診療所の建設という問題が一つわけですけれども、今回の建設問題の中ではこの診療所の建設というものは当然まだ俎上に上がっていないと思うんですけれども、これに対して町長としてはどのような決意でいられるのか、考え方でいられるのか、これひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新病院への移転完了後、現病院棟等はまず解体をされます。そして今考えておるのは、あそこにあります介護老人保健施設なぎさ園は現在地で継続するということでありまして、病院施設の一部を耐震補強して診療所の機能を確保するということも考えております。ただこれについてはまだ具体的に診療所の規模であるとか、そういった形態等もはっきりしておりませんので、ここでははっきりしたことは申し上げられません。

そこでこの跡地利用につきましては、仮称でありますけれども病院の跡地利用委員会、これを来年3月、本年度内までに設置をして、そして地域の住民の皆さんのご意見等も十分反映できるような体制をつくっていきたいというふうに思っております。それとまた、あの現在地は本町における観光の保養地としての環境を最大限に恵まれた土地ですので、生かしながら介護や養護が一体となった拠点整備なども視野に入れながら、雇用創出につながっていくような面での検討も必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 移行利用委員会ですか、これができるに当たって特に町長のほうから診療所をどういう形でもいい、今言われたような古いものでもいいし、古いものを補強して改築して使うのでもいいし新しくつくるのでもよろしいんですけれども、ぜひ診療所だけは確保するという話を進めていただきたい。そして先ほど言われたあそこを医療集積地区というか、介護とか医療の集積地区にしたいという、こういう思いというのは非常に町民の中にもあると思います。ただ非常に事業を計画的に少しのお金でできる問題でないもので、いろいろ十分検討されていい方向を目指していただきたいなど、このように思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、観光産業への対策として地域資源としての温泉を利用したらどうかというこ

とで、この問題も9月に同僚議員からメディカルリゾート等という話が出たわけです。温泉療養地としての可能性が非常に南伊豆、特に伊豆半島は大きいと。そういう中でこれは細野議員から私、伊豆をどうしたらいいんですかねという話をしたときに、細野議員から、伊豆全体を国民健康保険の適用のある温泉療養地とするというような考え方がいいんじゃないかという話があったわけです。これは非常に国の問題になるし大きな問題ですけれども、現実の問題として例えばこれから伊豆がどのように再生していくか、特に南伊豆町を含めての伊豆ですけれども、再生していくためには非常におもしろい考え方ではないかなと。例えば温泉療養に来たと、国民健康保険が使える温泉療養であるなら2割国民健康保険で持ってくれるとかという形になってくると非常におもしろいと、こういうことに対して町長のほう、何か意見ありませんかね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このいわゆる観光面での温泉療養地としての可能性ということであります。この温泉療養地としての可能性につきましては、まず医療機関との提携であります。9月議会に保坂議員の質問でも回答させていただきましたが、新しいリゾート方法として脚光を浴びておりますメディカルリゾートであります。メディカルリゾートというのは、リゾートと高水準の医療サービスを組み合わせたいわゆる滞在型のことでありまして、健康診断、デンタルケア、アンチエイジングスキンケア、リハビリ療養滞在など幅広いサービスが受けられるものであります。メディカルリゾートは当町の海山の幸あるいは美しい自然、また豊富な温泉を活用して既存の町内医療施設と組み合わせれば、日本を初め世界じゅうからのお客様をもてなすことが可能かと考えております。今後におきましても、共立湊病院跡地問題等も含めまして総合計画の各種計画との整合性を図りながら、庁内関係各課及び観光協会、旅館組合、民宿組合連合会等団体を初めとする観光関係機関や医療関係機関などとも協議をしながら取り組んでまいりたいという思いであります。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、そのメディカルリゾート、これすばらしい構想、考え方でありまして、これはこれで賛成なんですけれども、私が言っているのはいわゆる温泉療養地、そこで例えば医療機関、指定された医者さん、保健委員さんみたいな人が、例えばこれは温泉

療養が必要だという証明を出して、それで来た場合には例えば国民健康保険が使えるというような考え方を言っているわけでありまして、これを例えば細野議員が言われたことなことから、伊豆全体の運動として展開されていったらどうかと。だからそれを町長が伊豆全体の首長会みたいなものがありますね、半島の首長会みたいなものが。そういうところで提案をぜひしていただきたいと、そういう方向で行くんだと、伊豆は。どうでしょう、町長。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに伊豆半島は各市町それぞれが非常に温泉資源に恵まれております。温泉を活用するという面からも非常にすばらしい提案ではないかなと思います。今後機会があれば私としても今のご意見を参考にしながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） これは今をときめく細野議員が言っていることですから、町長、自信を持ってあなた言ったことだと聞いているということでぜひ提案をしていってほしいと思います。

それで、これに関連してですけれども、南伊豆町がそのことに先駆けて、例えば保健師等から紹介をされて温泉療養する人がいた場合に宿泊割引券というか、宿泊割引をしてあげるというようなことはできないのか。例えばそれによって町内業者、宿泊業者が潤うのであるなら、これは観光の活性化に資するわけでありまして、総務課長が今年度末には財調も8億になると言われています。ためるだけじゃなくてこういう不況下においては、ある程度財政出動を考えていったらいいんじゃないかと。特に南伊豆町の基幹産業は観光業であるということはもう異論をまたないと。これは町長も当然、いやそうじゃないと、農業であるとか漁業であるとかとは言わないと思うんですけれども、当然農業、漁業はだめだとかという話じゃなくて大事な産業なんですけれども、一番やっぱり基幹産業になるのは観光業じゃないかなと私も思いますけれども、どうでしょう、町長ここで決断をされて、うんじゃそれに5,000万ぐらいは予定しようとか、どうでしょうかね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いろいろ今財調の話まで話が及びましたけれども、梅本議員の提案として承っておきます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、提案で賜るんじゃないなくて一步進めて来年度予算に組み込むという発言まで欲しかったんですけども、まだ熟慮しないとまずいですか。ああ、そうですか。じゃ熟慮していただいて、ぜひ新年度予算に盛り込まれていたら、やっぱり鈴木町長はすばらしい町長だと評価できるような、また南伊豆町民からまた観光業者からも評価されるような予算組みを、町長ぜひやってください。

それで引き続きまして、同じような質問になります。経済不況化における観光業への対策、地域資源としての石廊崎ということです。この質問件名の経済不況化の「化」は「化ける」じゃなくて「下」に訂正したいと思います、経済不況下ということで——そして今、観光協会のほうで湯道福地蔵めぐりという事業で、いろいろおかみさん会ですか、これが一生懸命観光、この不況の中で観光業を何とか活性化したいということで頑張っている、このような話も聞いておるわけですけども、南伊豆町にとってやはり石廊崎というのは観光の南伊豆町の中心であり、そして町長も前にも言われたと思いますけれども、伊豆の観光の中心だと。石廊崎というのは非常に大事な場所であると、このように考えるわけですけども、今ご存じのように石廊崎、ジャンブルパークは訴訟をしているわけです。ただ訴訟をしているから、じゃ石廊崎の開発ができない、私はできないと思っているんですけども、訴訟の状況の中ではね。町長は石廊崎の開発を訴訟を継続しながらどのようにしていきたいのか、これをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この石廊崎の観光地としてのあり方あるいは考え方というのは、前々から一般質問等でも出されております。そして今議員も言われるように、あそこが今訴訟を、係争中であるということの中で何をどうしていくのかということですけども、これも前々から私は一般質問、その他の委員会等でもお話ししてきております。我々が今係争中の区域外で石廊崎のためにできることは何かということを経験となくそれぞれの担当課等に命じまして検討しながら実施をしてきております。その一つが先ほどオープンした公衆トイレでありますし、そ

の他のいわゆる参観灯台であるとかいったことであります。

したがって、今観光地石廊崎を何とかしなければという思いは我々にももちろん従来にも増して強いわけでありますので、何としても何度も申し上げますけれども、この係争中であるということ、これがどうなるのか、これによって我々としてもまだこの成り行きを見守らなければならないということは一つはありますので、そういう中で、例えば区域外になる

であるとかそういう面でできることをまずやろうということで今取り組んでおる最中でありますので、ぜひそれをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長が今言われたトイレの問題とかいろいろ石廊崎何度も行っているんですけども、頑張れているということはわかります。ただ問題は、あの石廊崎の開発というのはどうしてもジャングルパークの跡地を抜きにしては私は考えられないと、このように考えているわけです。それで、これは係争中のことだから答弁はできないんでしょうけれども、石廊崎のジャングルパークに関して来年1月28日に判決がされるということですが、これは原告側が勝訴、または一部敗訴、完全敗訴というような3パターンも考えられるわけですけども、原告側が負けようが石廊崎のジャングルパークの跡地の問題の解決には一切ならないということ、これを町長も肝に銘じていただきたいと。どうしてもあの土地を利用することによって石廊崎の観光開発というのは成り立っていくという考え方を私は持っていますもので、その辺を含めた町長の考え方というものをつくっていただきたい。そしてぜひ、これは係争中のことで和解なんて言うと、町長は係争中だから物は言えないでしょうし、裁判というのはよく言われるんですけども、勝ち負けというか、判決を求めるよりも和解でやる、和解で解決するほうが上策だということがよく言われるわけです。そういうことをよく勘案しながら今後のこの辺の対策というものをしていていただきたいなと思います。これは結構です、答弁は。

それで、これ前も私言ったんですけども、先ほどの宿泊割引券にも関連するんですけども、みなみの桜と菜の花祭りにリピーター宿泊券を発行したらどうかと、このように考えているんですが、これはどういうことかといいますと、具体的には5,000円割引券みたいなものをつくりまして、来た人にどんどん配ってしまうと。そしてそれを1万枚例えば配ったとして5,000万円です、全部来たとして。例えば全部来たとしてですよ。リピーターしてく

れて5,000万円。それを業者と町で2分の1ずつ負担した場合は、例えば町の負担は2,500万です。それで先ほど財調の問題に入ったという話がありましたけれども、総務課長がいつも言われる財調が今年度末で大体8億ぐらいになるという、そういうことを考えたときに、2,500万ぐらいのお金はこの不況下の中で財政出動していくということは必要じゃないかと。いわゆる国もいろいろ不況対策というか、そういうことで財政出動をどのようにしようかということを考えているわけでありまして、町長のほうにもぜひこの部分における財政出動をしていってもらいたいと。

例えば1万枚が2万枚になっても結構だと。リピーターするのは私はせいぜい5割はないだろうと。5割リピーターしてくれたら大喜び、例えば100%リピーターしてくれたらそんないいことはないじゃないかと。南伊豆町が例えば2万枚これを発行して全員リピーターしてくれたといたら、旅館が活性化するし、町として5,000万支出するのは町長ちょっと総務課長としては寂しいかもわからないけれども、町がそういうことで経済活性化していくということは非常に喜ばしいことではないかと思うわけで、どうでしょう、町長、決断されたら。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これも先ほどの提案と同じようなことだと思います。リピーターということで、確かに大切なお客さんのことですので、観光の面から考えると非常に重要なことであり、我々として考えなければならないと思います。きょうのところは先ほど申し上げましたようにご意見として伺っておきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今すべてがデフレの世の中になっております。そして宿泊業については特によそからの業者が例えば7,000円だとかというような割引をやっている。そして南伊豆町に今下賀茂の一つ入ってきた業者ですけれども、この業者も大体1万円ぐらいで売っているみたいな話を聞いています。そうするとお客は大分入っていると、そこへ。やはり値段というのは結構インパクトがある。それで例えば普通の旅館が1万円で売っているところを5,000円割引があるとなると、非常にインパクトも大きいし利用者としてはじゃ南伊豆とい

う話になるんじゃないかなと思いますもので、ぜひ町長、5,000万決断をしてください。

そういうことで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（漆田 修君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後12時59分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（漆田 修君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行っていきます。日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。まず今回の議会は、さきの9月定例会で長きに続いた合併問題に終止符が打たれて単独で町が進んでいくと。それで、長きにわたってというのは平成15年以来合併協議会が続いて、いわゆる南伊豆町独自の取り組みを真剣にまた集中してやるという、そういう機会がとれなかったと。そういう意味では、そうしたものが一切なくなってすっきりした形で町の方向について議論をできる、そういう機会が持てたということでもあります。

同時に、この間住民・国民の生活を圧迫してきた自公政権が進めてきた構造改革、こうしたことにも終止符が一定打たれて政権交代が行われたと、そういうもとにあります。ただし、町じゅう歩いてみると、その構造改革路線で疲弊した国民の生活にさらに昨年秋から起こった世界不況のもとで、町民の皆さんの生活実感は本当に深刻です。倒産やあるいは自己破産やあるいは税金の負担にあえぐ、そういう声が町じゅうから上がっていて、必死に何とかしなければと。この先どうなるのかと、そういう声を聞きます。若い世帯の方でも仕事をかけ

持ちをしてやらないと大変だと、そういう実態もあります。

こういう中で、新しい政権がさまざまな扶養手当の問題にも手をつけ始めていると言われて、報道もされています。一進一退がありますけれども、もっと国民の底辺の生活実態に目を向けて、そこを底上げしていく、そういう観点に立ってもらいたいし、私たちは新しい政権に対してその点を強く強調して町民の声を代弁していかなければならないというふうに思います。

そういう状況にある中で、今回の質問の第1は、実際予算編成を今進めているわけですが、何から始めるべきかという点での数少ない町政は全般にわたるわけですが、それに対する提案を二、三させていただきたいというふうに思います。

1つは、やはり健康の問題、医療、福祉の問題で、この間の新型インフルエンザの問題は多くの町民や国民を不安にも陥れるという状態がありました。同時に、この間議会も意見書を上げるとかあるいは、私も一般質問のとき取り上げましたが、高齢者が多い町で予防医療の観点から取り組みを進めていくということは極めて重要であって、その点で肺炎球菌ワクチンの接種の啓発のために助成をすべきだということを意見書でも出してきました。当初この提案した段階、時期はちょっと忘れてしまいましたが、3年か4年前です。北海道の当時の瀬棚町で平成13年に肺炎球菌ワクチンの公費助成に踏み切ったのはご承知の方もありますが、夕張市立病院の再生のために瀬棚から移った村上医師でありました。この町では公費助成前、町の老人医療費は全国トップだったが、肺炎球菌ワクチン接種で818位まで下がったと。

ワクチンは住民に予防医療の重要性を認識してもらう道具で、健康への意識が高まれば医療費は減るということで、この当時では平成13年以降、十五、六年までは2けた台であったものがことし7月10日の段階では100を超える自治体が進めております。これは単純に医療費を減らすということだけではなくて、いわゆる町民の中の皆さんに私も直接啓発や話をしている中でも、非常に接種した人の中では状態がよいということでありまして、いわゆる生涯健康で全うできると、そういう状態をつくる上でも非常にすばらしい、すばらしいというか、これはもう先進国、医療が不十分だといわれるアメリカでさえも高齢者の65%以上は接種済みだということなんです。それで2,000万人分の肺炎球菌ワクチンの備蓄をしているということで、これはぜひ実現をすべきだというふうに思いますが、この点についてまず考えをお聞かせください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいま議員の申されたいいわゆる肺炎球菌ワクチン接種ということですが、今日本人の3大死因といえるのが、いわゆるがん、それから脳血管疾患、心疾患であると思います。それに次ぐ第4位が肺炎であるといわれております。そしてこの肺炎の死亡率であります、近年上昇傾向にあるということで、死亡者の95%は65歳以上のいわゆる高齢者が占めております。ということですので、肺炎の感染であるとかあるいは重症化の予防として有効な、今申されるような肺炎球菌ワクチンの接種というのはインフルエンザワクチンとの両方を接種することで、より高い肺炎予防効果が得られるものと認識しております。このため、高齢者であるとかあるいは心臓や呼吸器に慢性疾患のある方に推奨されておるわけであります。

以下、詳しいことについては担当課長から説明をさせます。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） それでは、お答えいたします。

この接種につきましては、議員前回もご指摘のとおりで非常に予防効果が高いということで、しかも安全性等も言われたこともあったんですが、現在季節性のインフルエンザと肺炎ということがまず1点ございます。それから、これは長野県の波田町から来た資料なんです、インフルエンザで入院すると大体1日2万七、八千円かかると。約1カ月で80万ぐらいの医療費がかかるというふうに言われています。肺炎で入院される方は圧倒的に65歳以上、特に70以上の高齢者が多いということで、1カ月から40日ぐらいが平均だというふうに言われております。1カ月で約80万としてもこの80万の医療費がこの1回の予防接種で防げたら本当に医療費削減の効果というのは絶大であるというふうに認識しております。

それから、本町の肺炎の死亡者でございますが、人口動態調査でも過去5年間で70名の方が肺炎で死亡しております。1年にしますと大体14人でございますけれども、この方々がどれだけ入院していたかまではちょっと不明なんです、実際入院されている方が死亡者のほかにも倍以上の方が入院されているというふうには推計できます。そういったことを考えますと、非常にこの肺炎球菌による肺炎の入院等の予防、医療費の削減で、この肺炎で入院された方がそれで終わらなくて圧倒的にもう介護の適用になる方が多いという報告もありますので、そういったことを含めましてそういうふうに医療継続、その後の人生の質を非常に左右するというふうなことで、予防効果は非常に高いというふうに認識しております。それで、22年度の予算計上を今目指して財政当局には説明というふうにしていただいております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 私も偶然波田町の資料を持っての質問ですけれども、やはり高齢者が生涯現役で過ごしてほしいという喜びが、結果として医療費の削減につながると、医療費の削減が目的ではなくて現役でいわゆる介護にならない、その点寝たきりにならない、そして認知もできる限りならないように予防していくという、そのいわゆる寝たきりの人がない元気で一生過ごせる長寿の町という話もいつかしたと思いますが、その大きな一助になるというふうに思うので、ぜひしっかりと位置づけて予算計上を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つは、予算編成の点での基本指針に入れていただきたいというのは、質問条項には子育ての点で中学卒業までの医療費無料化の実施をと。これは高齢者と同時に子供たちは少子化の問題があります。特に小学校の入学までは今就学前は整備されましたけれども、一番罹患率が高くて子育て世代にも負担がかかってくる。同時に義務教育過程の中で特に子供が少ない地域でこそ支援をして、安心して子育てができる環境をつくるということの点で、中学卒業までの医療費の無料化の点も考えるべきだと思いますが、その点についての見解をお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの中学卒までの医療費の無料化については、新年度予算でこれ実施すべく今そういう方向で進めております。

それと先ほどの肺炎球菌ワクチン、これも同じく実施の方向で今予算編成の段階ですけれども、担当課に命じて進めております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ高齢者が多いということ、そして少子化という問題を構成的にとらえてまちづくりの基本に位置づけていただきたいと。

もう一つこの基本方針の中での大きな柱の一つは、町民生活を守るために地域循環経済の

取り組みを強化すべきということでもあります。議会が賀茂郡の議長会主催の議員研修会が10月にありましたが、この中で合併問題のちょうど住民投票のときにも、住民団体が呼んだ京都大学の地域経済学を専門とする岡田教授を呼んだ講演がありました。岡田教授はいわゆる過疎地域、中山間地域の自治体を回って湯布院の活性化とか長野県の栄村の活性化あるいは長野県の阿智村の実践を通して、地域活性化や地域が豊かになるということは、住民一人一人の生活が維持され向上することであって、これはいわゆる大型公共事業とか企業誘致という形でのトリクルダウンというか、そういうところを誘致すればいわゆるお金が落ちてくると、下に、そういう考えでは地域が立ち行かないということが実践的あるいは統計的に明らかになったということで、その証拠として都道府県別に見た地域経済の不均等発展ということで、今すべての大きな企業が東京に本社があるということで、東京に法人所得金額がもう考えられもしない額に集中をしていると。

静岡県は全国で10指に入るいわゆる大型県で財政力も豊かな県であります、そこでさえいわゆる1次から2次、3次の法人所得は生産額より少ないものしか県には落ちていないと。もちろんこれは抜本的に、いわゆるこれはグローバル経済の影響でありますけれども、こうした構造を国政でこういうひずみを直していかなければいけないわけですが、単純にそれを待つということだけではなくて、地域の自治体で地域循環経済、地域内の再投資力、地域で稼いだお金あるいは入ってくる財源を地域に落として、そして仕事と所得を起こして生活の維持拡大をしていくと。これは当たり前の生活を考えれば、衣食住の中で特に食と住に関しては努力をすればこうした点でのいわゆる開発なり生産が、これができるということは全国の過疎の多くの町で経験がされ済みであります。

これまでの議会で合併の問題のときでも、人口1,000人の高知県の馬路村や皆さんの多くの方がテレビで知っている徳島県の葉っぱを売って80歳以上のお年寄りが農協の指導もあって、相場を見て葉っぱの植木を入札すると。葉っぱを販売して家を建てるとか、それほどになりましたが、生産活動をすることで地域の活性化、住民一人一人の所得を上げていく、こういう経験がたくさんあります。自治体の名前をいろいろ挙げましたが、例えば岡山県の新庄村という村は人口がわずか2,000人程度の村ですが、そこに村が3つの農産物加工所をつくりました。いわゆる中国山地の脊梁、いわゆる山脈部分にあるところで立地条件は非常に不便なんです。そういう村でも合併をしないで頑張って生産活動をしてくると。かぎは3つの加工所をつくって、そしてそれが92年にスタートした道の駅の事業にこれがつながっているということでもあります。

この点で我が町を振り返りますと、先ほどの行政報告で湯の花観光交流館の話が出ました。これは来客数の話でありましたが、町が公設跡地を買って直売所をスタートしたのは17年3月、それからほぼ鈴木町政の歩みと一緒にやってきたわけですが、道の駅として、道の駅というか新しくリニューアルして始めたのは2月からですが、既に11月の半ば過ぎで売り上げ、私が組合長に聞きましたら売り上げが1億円を超えていると。そうするとこれまで決算で報告をされていた20年度までのものと加えると3億プラスアルファで、今年度の末の3月まで進むと3億5,000万弱の総売り上げがあつた場所を改装して倉庫から始まった事業が、町に落ちるし、町民がそれをすべてこれを稼いできたと。あそこの役員さんは給料もらっているわけではなくて、手数料で定員さんの給料を払う、新しくなって光熱費もかかる、あの場所を維持してやっているわけですが、すべて町民の稼ぎでそのお金が町に落ちると。そうすると見通しでいえば、もう来年度を過ごすにあそこの場所に投資した土地の買収価格の2億数千万で、建物の2億数千万、約5億弱のものがほぼ道の駅として開設して2年で回収してしまうと。これはとてつもないやはり地域のお金が落ちる仕組み、循環経済ではないかと。

我が町の産業人口でいうと、観光立町、観光立町というのは町長も言うわけですが、今の観光立町を単純に否定するとかいうことではないんですが、風光明媚なところだからお客さんにたくさん来てほしいし、私も伊豆に紹介したりするんですが、不況のときですから懐ぐあいによって単純に待っている商売だけでは食べられないところもあります。その点で、統計センター静岡のホームページに出ている産業統計ですと、いわゆる飲食店、宿泊業がこれと一緒にいるんですが、南伊豆町の場合はそこに従事している就業者数というのは784人なんです。医療福祉が534人、その他サービス業は615人で、農業が557人で漁業は158人ですが、いわゆるサービス業分類でいう3次産業がすべて観光というだけではないし、観光でお客さんが来るのを待っていると待ちの商売になって非常に苦しいです。その点、いわゆる1次産業プラス、これに加工をプラスするとか、いわゆる製造したものを発信していくということをするによって、新たにこの町の魅力、いわゆる観光はその土地に光を見るということになります。その土地で生き生きして生産活動していることを見る、そういう点でとらえれば生産活動を重視していくことが、ひいては将来にわたっても経済状態や財政状態がよくなったときには、一層この町の魅力がそこから発揮できるのではないかとこのように思うわけでありませう。

今湯の花の話をしました。現時点ではほとんど加工品は割合少ないです。野菜とそれと組合長が重視しているこの土地のお米を食べようというアピール、若干の特産品もつくって

いますが、これを町が奨励して海あり山あり田んぼあり、この特色、温泉もそうです。これを本当に生かして生産活動を奨励することで都会にも打って出られると、稼ぐことができるというふうに思います。町の予算の状態でも商工観光費はいわゆる観光協会の経常の負担金が1,500万、商工会費の700万、それにプラスしたそれらのいわゆる自然祭りの事業や観光関連の事業費と比べたら、農林漁業に対するいわゆる振興費というのは非常にスズメの涙ほどであるんだけど、あの場所をつくったことでそれがこれほどの効果があるということをやっぴりしっかり確認をして生産活動の振興をすべきだと思いますが、その点についての町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

あのいわゆる観光交流館の直売所でありますけれども、これは発足以来着実にその実績を上げてきているということは、今議員が申されたとおりでありまして、これはやはり農業振興会、そしてまたNPO等のご尽力のたまものであるわけでありまして、このことはあそこのいわゆる観光交流館として町民あるいは観光客の交流の拠点だけでなく、いわゆる地産地消そしてまた情報発信、地域型循環経済にも大きく貢献しているということは、私も議員同様認めるところであります。

そこで、今あそこで直売されている野菜等があるわけですが、やはりそれにさらにつけて加えて今までにも声のありました、例えば食の面であそこの交流館を道駅にも指定された観点からも何とかさらにさらにグレードアップして整備すべきではないかという考えは、私も持っております。そういうことで今検討しておりますのは、あそこでいうとそういった地産物を材料とした製品をもって、これに加工を加えて、そしてそういった面へのあそこの交流館でのお客へのサービスにつなげていくということが必要になってくると思います。それには水産物であったり、あるいは今言われております有害鳥獣、イノシシの問題等も兼ね合わせて、やはりそういった面からも検討しながら、あそこでより広範囲にわたってそういう面でも多面的な機能を交流館として直売所としてさらにさらに発展していくように、我々としては今後皆さんのお知恵もかりながら考えていきたいということで、今このことをできることから新年度の予算編成の中で取り組もうということで、担当課に命じて取り組んでおる最中でありまして。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 担当課長に質問します。今町長が答弁されましたが、いわゆる今の部署は観光と、それと1次産業の農林水産業、その課が一緒になって非常に大変だとは思いますが、今の状態、経済状況の中でそしてこの町の振興を考えると、私は全般の分野で福祉の問題も言ってまいりましたが、やはり力強くこの町の魅力を発揮する点での産業振興で1次産業の振興と、それを利用した加工産業ということで、そういうものの事業の起業を起こすことを視野に入れた取り組みをやるという点は、非常に魅力的な問題ではないかと。

私はこの町の森林資源を考えたときに、かつて炭焼きでならしたこの町、これも新しい形の森林資源の利用、こういうこともできるし、今林業者は先ほどの指標と統計では14人でしかないんですが、これは森林資源の持つCO₂の削減効果、これは自然、まさに循環の問題であって、住宅の衣食住の問題であってもこれは再生可能なものであるということで、既に先進のドイツなどでは、いわゆる国民の消費量と同じ備蓄を持って、そして成長量とあわせた伐採を計画的にやっていると。そういうことで、日本でもこれをやることで数十万人の雇用ができるわけですね。そういう点では魅力的な分野であるし、またお客さんが海の幸を求めて来るこの町でのいわゆる加工の問題にしても、これも意欲的な分野だというふうに思うし、合併問題から落ちついて単独の町、単独で運営する町になった今日、さらにその分野での研さんと啓発をすべきだというふうに思いますが、直接の担当としてどのように考えをお持ちか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 先ほども町長も申し上げましたけれども、まず第1点目には、産業振興には町のブランド品づくりが重要だと考えております。それには先ほど議員も申されましたけれども、農林水産物の加工施設が必要だと考えております。ブランド品を開発しまして各種産業も連携させて、そして町内全体の産業の底上げということが重要かと考えております。それにはやはり施設ですとか運営のノウハウ、また食品衛生法等々の法的な面、また販路開拓等の流通面での調査研究等々が必要かと思っております。それには各種産業をつかさどっております関係機関と協議しながら進めていきたいと考えております。

それから、先ほど議員が申されました森林の関係も雇用が14人という形でございますけれども、今各種地域整備計画を進めておりまして、これにつきましても雇用創出、それから先ほど議員が申されましたようにCO₂の削減という形にも貢献しますので、今後も関係機関

と連携しましてさらに推し進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 全体の答弁は前向きに受けていただけたというふうに思えます。この分野では本当に確かに販路等々の問題もありますが、やはりこの間の実践でいうと、やはり意欲的にいいもの、安心・安全なものをつくることによって、いわゆる販路の開拓にも結びつく。これはインターネットなどでの積極的な情報発信で結びついたという事例もあります。既に町内産物を使った、これは在来の花とかイセエビ等々はもちろんやっているんです。それをやりながらも、新しいものでもそういうことが十分可能だということも見えているし、やはり企画力も含めてぜひそこら辺のノウハウを担当部署でも積み上げていただいて、そして力強くこれを推進していただきたいというふうに思えます。私たちもそういう点では一緒になって考えて町民の皆さんと努力していく、そういう決意であります。

とにかく、いわゆるお客さんを待っているだけのことでこの不況の中では立ち行きができないので、幾らみなみの桜と菜の花祭りで来るとはいつても、しっかりといわゆるお金が稼げる、いい意味で稼げる、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに思えます。

次に、幼保一元化の取り組みについてであります。

行政報告でもされましたが、幼稚園、保育園の統合と一元化の取り組みがされております。この点で全員協議会では言葉は聞かなかったんですが、新聞で認定保育園という言葉が出てちょっとびっくりしまして、その点に関して改めてどういう認識でやろうとされて考えているのかということ。もう一つは、私はこの合併問題を議論されてまちづくり特別委員会あるいは行財政改革特別委員会をつくられて、行財政改革推進委員会の中では、保育所問題に関しては指定管理者の委託のような歩行を示唆されていたように思うんです。私はこれについては、絶対そういうことはすべきでないし、子育ての分野というのは商業ベースで考える問題ではなくて、しっかりと地域の人づくりの財産だということであるべきだと。

よく南伊豆町は職員が多いからということで、自治体の賀茂郡下の中での比較でも言われますが、それは幼稚園は1園ですけれども、保育所が数多く、この広い土地で動線が何本もある中でこの地域をいわゆる政治的におさめていく上で非常に有能な方策であったし、必要な方策であったということで保育園を置かれた。半農半漁でこの地域を守ってきた先人の知恵は、極めてすぐれているというふうに学ばなければいけないというふうに思うんです。枝

葉ですが水道の事業でも100%簡易水道でも供給しているのは南伊豆町で、賀茂郡の中でも100%行っていないところがありますから、そうしたことを考えてみると、この半島先端で鉄道の通っていない、電車の終点から10キロも離れたところで、河津町は桜祭りでお客さんも来るけれども、八千二、三百まで減っています。それで南伊豆町はまだ9,500強を保っておりますけれども、やはりしっかりとした子育ての環境を守っているということ、これを公で守っているということに改めて意識を振り返らないといけないと思うんです。

そういう基本的な観点と、言葉で出た認定保育所のかかわりは、この幼保一元化の取り組みの中でどのように見られているのか、お答えしていただきたいというふうに思います。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 先ほどの認定の件に関しては、竹河議員の質問に少しは答えましたけれども、認定保育園というものに対する研究が不足していた。これは率直に認めます。現在県の認定保育園は公立が、先ほど私申し上げました御前崎市に1園、それから浜松市に私立が1園ございます。御前崎市のものを私は見学してまいりました。認定保育園の制度についてはまだまだ研究が足りないので、現在調べ中とこういふことでございます。

それで先ほどの答えにありましたように、縛りが大変大きくあるということで、難しいかなど。それから幼稚園と保育園が同じ場所に置かれている。そして共同生活もされていると、こういう場所を2園ほど見てまいりました。この経過では、どうもそちらのほうがやりやすいのかなというのが現状の認識でございます。

なお、議員の申されたように、南伊豆町が賢明な先人の知恵で4保育園、1幼稚園という形を長いこと維持してきたと。これは確かに広がっている地域に合っていたというふうに私も思います。そして、この幼保制度を民間委託するのではなく、公立として人づくりとしてやるべきであると、この論についても私は全く同感でございます。

現在保育については幼稚園は国の幼稚園教育要領、それから保育園は保育指針と、この小中学校でいえば学習指導要領に当たるものですが、これに基づいて行われております。近年保育指針、保育所の保育指針、これは保育内容に幼稚園で行ってきた内容が加えられてきております。また幼稚園のほうは本町に限らず多くの園に預かり保育という制度が設けられております。つまり、幼保は限りなく接近してきたと、こういう状況にあるという認識をしております。

考えてみれば、3歳児から5歳児の保育に大きな差があっては困るので、これ人として同じように育てなければならないということは当然でございます。したがって、本町の各保育

園が基本的な生活習慣の育成だとか、あるいは感性や思いやりの心の育成だとか、こういうことに重点を置いて、幼稚園同様の計画で進めております、3歳児、5歳児ということは。つまり私どもは幼保ともに等しく幼児を保育する施設であると。年齢に応じた幼児教育はすべての子供に必要であるという観点で臨むべきだと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 認定こども園についてはいろいろ議論がありまして、これは今都市部では保育園の民間委託、この問題もさせるほうと、いわゆるそれを阻む、すべてはできない、一律にできない状態に東京などでも状態にあります。それは子育てがやはり社会的に市場経済の最初の問題とかでやられるものではないという。ただし新政権に至っても、この点ではやはり旧来の幼保一元化というか、幼保一体という議論の中でいわゆる保育園に対する国庫補助のこれを弱める、削減する方向というのが現に続いています。それでこれをそのままそれに関連するルールに乗っかるのは認定こども園につながるのではないかというふうな点は、とらえておいたほうがいいというふうに思うんです。

その点では、今教育長が答弁したいいわゆる民間でなく公で子育ての観点で見るということ、そしてこれに関してはあり方に関しては現状の同じ場所にそれがあるという形、この点は私は重視をしてやるべきだというふうに思っております。新しい制度であっても、やはりよほど注意して見ないと、下手なボタンのかけ違いはこの点では許されないし、子育て議論や今後社会をつくっていく上で、今の単なる政治の流れの中だけで同様なあり方をしっかりと構築していくべきだというふうに思います。

それで、考え方はそうなんです、もう一つ現実の問題として耐震の能力がない、手石保育園とか木造の保育園を廃止して統合するということでありまして、幼保一体化の施設が今の西加納地区にできますよね、予定していると。そうした場合に、今は保育園がないからその近辺の方も手石保育園に子供を預けていると。それで手石保育園が今年度いっぱいで廃園になって、今度南崎に回るわけです。それで一つはその間のいわゆる保護者の足の確保、これは私も個人的には4人子育てをして湊からでしたけれども、利便性はあったけれども、今先ほども話したようにいわゆる仕事をかけ持ちをしてやっている、そうして頑張っている若い人たちもいるんです。そういう状態の中では、朝の10分、15分というのは非常に貴重な時間でありまして、下田に働きに行くから手石保育園に預けるんだけど、南崎まで送って

いってまた戻ってくる、この時間的な労力というのは非常に大きなものがあります。私はわがまま言っているということではないというふうに思うんです。その点はどのように考えられるか、対処を。

もう一つは、いわゆるこれまでは南中地区には保育園がありませんでした。だから手石保育園に預けていたけれども、新しい幼保園ができて保育がいわゆる南中地区にできたとした場合に、その近くに手石保育園から南崎保育所に流れて移動していった保護者が、南中保育所、南中幼保園のどちらかに入るという保障は、これはきちんととられるように考えられるかどうか、その点はどうでしょうかね、定員の問題も含めて。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 先ほど南崎に手石から入る、あるいは竹麻地区が多いと思うんですが、下賀茂からも現実には入ります。この子供たちの足の問題、つまり親が送るのに大変不便ではないかと。やはりこれは当然もちろん考えてはおるんですけれども、現在のところマイクロバスを準備するということで、下賀茂から出て竹麻地区を回っていくというようなことを考えております。一番遠いところで45分程度かかると、近くでは10分程度だと、こういうようなことでございます。

そんなことで、まずマイクロバスでもって当面は子供さんを送ると。そして到着しますと食堂付、雨天の体操場付ということです。これは県下でも数少ない恵まれた保育環境だと申し上げていただろうと思います。実際に現場を見ていただくとわかりますが、フローリングもできあがりまして、すばらしい施設になっております。

それから、定員の関係ですよね。これは定員については事務局長がおりますので、そちらから説明させます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 今手石の保育園で107名生徒います。その半分の約50名が南中のほうから通っている子供たちでございます。それで今回計画しております南中にできますと、その約50名のお子さんがこちらへ新しいほうへ移るということで、一応アンケートはとってあります。こちらのほうへ移りたいということで。そうしますと、最終的には南崎保育所については約80名ぐらいになるかと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） じゃこれは、いわゆる今の三坂保育園、南上が統合しても十分要望にはこたえられるということで認識してよろしいですか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） そのようにお考えいただいて結構だと思います。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） マイクロバスを出して対応するというので、これは保護者の方にはもう周知はされておられますね。ぜひ保護者だけではなくて、これは広報とかでもあれですかね、この周知等々、ありがたいと思います。それで施設もでき上がってきているということなんで、これは議会でも見に行った方がいいと思いますが、確かにこれまで通園の利便性の問題では不安も出されていたんで、保護者の皆様も喜ばれると思うし、先ほどの理念の公立でこれを守っていくということ、今政治経済状況でいえば一番大変なときであると思いますし、これを乗り切って本当にお年寄りから子供たちが伸び伸び生活できる、そういう町の礎にしていきたいなというふうに私たちも考えるものであります。その点では、またさまざまな要望が出るとは思いますが、ぜひ耳を傾けて対応していただきたいというふうに思います。

最後の質問では、産婦人科の整備と町の財政支援についてであります。

これは共立湊病院の指定管理者が選定を議決をしたのが8月17日で、聖勝会がこれをやることになりました。今若干賀茂郡下の首長の中で指定管理者の選定の際に、いわゆる手を挙げなかった地域医療振興協会と河津町のほうで何か医院の開設とか、そういう取り組みが一部ネット上で流れていたりもしますが、首長会議の本筋と組合議会では新たな指定管理者のもとで、いわゆる地域医療振興協会の病院とか聖勝会の病院ではなくて、賀茂郡下の公立の病院をしっかりと残して守っていくと。その一致点でこの新病院の問題が取り組まれているということを改めて南伊豆町長とも確認をしたいと思うんです。指定管理に出してはいるけれども、この病院は公の病院だと公立病院だということでもあります。だからこそ、その枠組みが一番それぞれの構成市町の主張で壊れて、公立病院そのものがなくなったら、この半島先端の地域の住民の医療ニーズにこたえられないということで、断腸の思いでいわゆるその病院が新しい病院が今の病院の内容よりもしっかりとグレードアップしてやるということ、その質的にそのことをとらえて移転の問題では病院組合でも了承をしたものであります。

それで、今さまざま水面下でこれに対する、これは病院組合議会の運営協議会、現指定管理者の地域医療振興協会のトップ、理事長と本部事務局長、そして常務理事でもある現湊病院の院長も出席した共立湊病院運営協議会が9月24日に行われましたが、ここでは非常にゆゆしき事態があつて、共立湊病院の院長が責任者となつた23年問題委員会とやらが、賀茂郡下に協会が病院をつくったらそこに行きますかと。また聖勝会が運営する病院に行きますかというアンケートをとつて、聖勝会に行く職員はゼロだというまとめた結果を報告をして、そのことが運営協議会で取り上げられて、結果としては本部理事長が協会がこのベッド数オーバーしている賀茂地域に新たな病院をつくることはあり得ないし、夢物語だということを言いました。公益法人たるものがいわゆる公立病院の受託をして受けた職員に対して、うそと言つてもいいようなあり得ない話のアンケート調査をして、これを運営協議会まで持ち込んだと。私はとんでもない事態であつて、あのときに副管理者の石井下田市長が、これは新病院に対する妨害行為ではないかということと言われました。

こうした点を本来あつてはならないことが平然とこれをやると、これは組合議会でも重視しているわけですが、同時につい11月20日に判決があつた病院職員のレントゲン技師の不当解雇撤回裁判でも、東京高等裁判所の被控訴人からの陳述で、こうした問題についても資料に出させていただいて、結果的には現場復帰を勝ち取るという未払いの給与もほぼ満額支払うという、そういう勝利判決を受けましたが、町長、いわゆる新たな病院の問題で住民の皆さんが公立病院だからこそ期待をしている。職員の皆さんもそこで住民の皆さんの要望にこたえた働きをしていくと。この点でさまざまな問題や妨害があつても万難を排してこれ乗り越えて、住民のもちろん南伊豆町民だけではなくて賀茂地区住民の医療ニーズにこたえる。そのために万難を排して全力を尽くしていくということ。

その点の確認と同時にここに書いたように、産婦人科の設置に関しては指定管理者が、これは指定管理の応募の際に地域の要望として根強くある産婦人科の設置について具体的な提案を行っているということが、指定管理者の選定委員会の委員長の報告書の中に選定理由として上げられております。それでこの間産婦人科・産科に関しては、厚労省の医政局の指導課が20年3月には、産科医療機関への調査を踏まえた対応についてということで調査資料を出しておりますが、制度を充実して産科を守るという考え方が、これはできつつあつて、これはでもなおかつ地元の要望もしっかりと政府に対して上げなければいけません。産科の設置に関していわゆる選定委員会の中でも、千葉県房総半島で加茂川でやっている亀田総合病院、その系列の亀田ファミリークリニックが産科医師の養成も援助をするという、そう

いう話も聞いていますが、産科設置に関してはやはり自治体の財政支援が必要不可欠であると思います。

さまざまにまだ新しい病院開設をして、これが開院するまでにはいろんな妨害もあるかもしれないし、乗り越えなければならない材料もあると思いますが、住民の切望している産科の問題ではいわゆる町の医師確保のため町が財政支援をすることも必要だというふうに思います。それに対して町長はどのように考えているか、見解を伺うものであります。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、この湊病院の問題であります。前段のこの病院のあるべき姿、そして私の認識ということですが、これは今議員が申されたように、伊豆半島南部地域における中核病院として、そしてもちろん公的病院としてこの地域医療を担っておるわけでありまして、そういう観点から私は管理者として、この病院についての考えは全く先ほど議員の申されたことと同じであります。

そういう中で、この産婦人科の問題であります。これの必要性ということはもう私が今さら申し上げるまでもなく、今までも何回となくいろんな会合等でも出てきておりますし、そして病院の会議の中でも議論されてきております。その中で今言われた新しい指定管理者のもとでこの産婦人科の設置についてもいろいろ出ておりますけれども、そうした場合の財政支援につきましては、やはり我々の会議の中でも首長のやはりそういった意見も出ておりますが、しかしまだ、これが具体的に新しい病院の中でこういった形で設置されていくのかということも、まだ不透明な部分もありますし、したがってこの財政支援については具体的にまだ議論を行っておりませんが、しかし私はこの産婦人科の必要性というのは、何回も申し上げますけれども、やはり地域住民の望むところでありまして、これは新病院の中でそういった科の設置が可能であるとなれば、やはりそれぞれの市町に働きかけて、負担についても理解を求めながら可能な限りこの産婦人科の設置については取り組んでいかなければならない問題であるという認識を持っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今産婦人科の問題に関しては、それぞれの市町に働きかけてという

ことであります、町長、くどいようかもしれないけれども、クシが抜けるかもしれない、今の首長会議の中ではいろんな議論があるかと思いますが、自分自身、不転でその残すという、いわゆる一番の柱は下田と南伊豆町なんです、8割以上の負担をしているというところで。その点ではもう不転の決意でこれをやるために頑張るといふ、この決意なり意思はこの場で確認していきたいと思うんですが、いかがですか。働きかけに向こうが応じるかどうかなんですけれども、そういう確保をするために全力を尽くすと。

○議長（漆田 修君） 町長。

質問者はこれを最後にしてください、時間ですので。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この産婦人科の設置についてということでの議論は、正直いってまだ先ほど申し上げたような現状ですので、それをよく見きわめながら、私は今の不転という意味合いについては、その決意についてはきょうのところはそういう段階であるということだけをご理解いただきたいというふうに思います。

○11番（横嶋隆二君） じゃ、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（漆田 修君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 通告に従って質問をいたします。

共立湊病院についてであります。先ほど同僚議員が質問をいたしました。重複することがあると思いますが、よろしく願いを申し上げます。

今町民が一番関心を持って見守っているものは共立病院の医療の問題でございます。住みやすい町をつくるには医療と安心は欠かせないものだと思っております。そこで先月休暇村において聖勝会の西川理事長の講演がありました。町長はこれをお聞きになりましたか。もし聞かれましたらお伺いをしたいなと思っておりますけれども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

当日私は冒頭ごあいさつだけして委員会の席で、その講演の時間はちょうどほかの所用が入って出席しておりませんでした。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 町長が今聞かなかったということではありますけれども、私は西川理事長の講演を聞きまして、私なりに思ったことを今ここでお話をしたいと思っておりますけれども、私が聞いた点におきますと、西川理事長のある程度の、これは理想論に近いものではないかなと私は感じた一人でございます。ほかの議員たちもそういう声が多く聞かれて、私もそのように思ったものですから、新しい病院を建設するには一つの理想論もあるのではないかなと思っておりますけれども、やはり郡下の人たちの健康を、また命をその新病院にてやっぴいかななくてはならないというような強いメッセージに欠けているのではないかなと思いました。

というのは、先ほど同僚議員もおっしゃってございましたけれども、医師や看護師、スタッフのやはり確保の点であります。現在共立のスタッフに来てもらいたい、もらえればというような話でありました。郡下では医師、看護師はやはり限られた人数ではないでしょうか。これでは150床のベッドの運営ができるかと私は心配になります。

町長は前に私が質問したときには、私には人事権がないからということをお述べておりましたけれども、この点町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この西川先生の講演というのを先ほど私が申し上げたように、当日聞いておりませんので具体的にはそのときの話し方であるとかいろいろあったと思いますけれども、掌握しておりません。そんな中で今言われたこの医療スタッフの問題これはもちろん病院経営には最も重要な点でありまして、これらも今までもいわゆる指定管理者として指定する段階でもこの辺の確認は選定委員の中でもなされております。そういったことで、その後じゃ新しく指定管理者になるべく聖勝会のほうでどういった動きがあるのかということは、私たちもつぶさではありませんけれども、要するにこの病院を立ち上げるについて、やはり必要な医師あるいは看護師というのは当然これは確保しなければならない数というのはあるわけですので、それに向けて指定管理者となるべく聖勝会は取り組んでおると思います。

そこで、我々が今先ほどの質問でもありましたけれども、組合としてこの人事にかかわることについては基本的には我々はこの権限はないわけですので、基本原則としてはそういうことをお答えをしました。しかしやはり我々も病院経営を管理者として進めている以上、この病院の指定管理者がかわろうとも、より安定した病院経営ができることをもちろん望んでおるわけですから、そういう面での協力というのはこれは当然しなければならないと思います。しかし直接的にスタッフを我々がどうこうということについては、何度も申し上げますけれども、これはおのずと立場が違いますので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

そういうことで、いろいろ当日の長田議員は講演を聞かれた中でいろいろ疑問点というか、感じ、受けとめられたようですけれども、それらについては私もどういふ話し方をされたのかわかりませんので、今のところこの程度の答弁しかできませんので、よろしく願います。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 聞かれなかったということで、それは非常に残念に思いますけれども、新しい新管理者でやるわけですから、十分にやっぱ町としても雇用の問題という点、十分に配慮をしてもらう、これは一つお願いであります。

私、町長に今以上に強い決意を持って郡下の人やまた町民の命を守ることをお願いしたいと思うんですけれども、そこで、他市町の先ほども同僚議員から出ましたけれども、他市町の首長さんたちの意見、意思の統一はできているのかということ、また松崎町では新しい町長が生まれましたし、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この共立湊病院の問題は、すべて我々は運営協議会といういわゆる首長会議にかけて重要案件は。そして病院組合や議会へ上げてきております。そういう中で我々首長は私が地元の町長ということで管理者、そして下田の市長が副管理者、そしてもう一人副管理者は長町会の会長であります。今町長会の会長が松崎の深澤町長でありますので、副管理者が2人そういう職をお願いしております。

そういう中で、今言われた松崎の町長が今度選挙があつてやがて任期が来るとかわるということで、それについてどうかということですが、それについては私はまだこのいわゆる松崎の町長がどういった方なのかじゃなくて、それよりも今松崎の町長が町長会長として副管理者ですので、そういう職としての松崎の町長の立場があるということだけしか言えないと思います。

あといろいろ我々首長会議のことですけれども、もちろんこれだけの病院の建てかえということですから、いろいろな意見が出てきております。私は管理者として皆さんの意見を聞きながらそれぞれの組合議会であるとか運営協議会等を経て合意をいただきながら進めて、計画どおりに来ておりますので、それについては何度も申し上げますけれども、今後も限られた期間であります23年3月をもって今のいわゆる協会が撤退をするということの中で、やはり23年4月からは新しい指定管理者にこの病院経営をお願いすることになるわけですので、もう期間は限られております。それをやはり考えながら、このもし病院経営がこれでいつきでも途切れることがあると、これは地域医療のまさに地域の住民にかかわってくることでありますので、そういうことのないように私としては病院経営について、建設問題には今までどおり取り組んでいきたいという思いでおります。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 各市町の首長さんたちも一致し、そして新しいすばらしい病院をつくるためにはやはり意見の意思の統一がこれは必要ではないかと思っております。そこで、20日に新しい病院のプロポーザルにおける新病院の公開のヒアリングがあり、26日に選定結果の発表となっております。やはりそこにおいて首長さんたちも意見も調整し、そして新しい指定管理者である西川理事長たちのやっぱり意見を取り入れて、新しいすばらしい病院をつくっ

ていくためには、皆さんで協力しながらやっていってもらいたいと思います。

そこで一つお聞きしたいのは、1年間ぐらい建設計画が南高跡地での計画がずれるというようなことを伺っておりますが、そのときに結局湊で今の共立病院で業務を行うわけですよね、今新しい。それが先ほど出ましたけれども、今度前の医療振興協会が赤字に転落するのではないかというような話をしていましたね、経営的には。だから下田へ行くんだというような話でありまして。そういうときにもし湊で継続をしてやっていくときに、赤字が出たときにはまたどのような対応をするのかということも一つ伺っておきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今長田議員が言われたのは、移転問題が始まったころ場所によってということが確かにあって、別な位置では経営が難しいという話が確かにありました。しかし、今の赤字を想定した話というのはその後我々が取り上げておりません。極力頑張っていただけで、鋭意努力していただくということになるわけですが、ですから、今度新病院へ移る段階でどういう経営状況になってきているのか、また21年度の新しい数値も我々としてもつかむことができると思いますので、そういったことを見きわめながら、そういう問題はまた別途考えていきたいということしか今申し上げられませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） わかりました。

それでこの間の5日の新聞によりますと、先ほどもありましたけれども、業者の要は見積もり未対応という問題が新聞に載っておりました。業者の見積もりの未対応という非常にと言うか、いろんな点でやっぱり新しい病院をつくるために指定管理者に移行するにはもうあと1年と3カ月しか実際はないんです。先ほど町長も言われましたけれども、新しい病院を指定管理者に移るのにもう1年3カ月という短い期間でありまして、そこで町長にもう一度お伺いしますけれども、この新しい病院、安心して待っていていいのでしょうかということ。特にこれひとつ伺っておきます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 安心して待っていてもらいたいと思います。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） その強い決意で新しい市民病院を建ててもらいたいと思います。先ほどいろんなところでほかの議員が質問しましたので。

次に、台風18号による弓ヶ浜についてちょっとお伺いをいたします。

前に私が弓ヶ浜の砂浜が後退していると。観光にも影響を及ぼすことではないかと質問しました。町長は我が町の弓ヶ浜は白浜青松の優美な海水浴場であると、渚100選、海水浴場100選にも選定された景勝地との答えでありました。この18号の台風におきまして、高潮等によりまして多くの砂が流失をしております。この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの弓ヶ浜の景観のことではありますが、これは私が今さら申し上げるまでもなく、我が町だけでなく伊豆半島の誇る私は海岸美であると思います。そこで台風という特殊な自然現象によって弓ヶ浜の計上が変わったり砂浜が変わったりということではありますが、これはこういう言い方をすると無責任と思われるかもしれませんが、やはり自然ですから日数が来れば戻ると思います。しかし、その日数を待ってられない場合もありますし、ですから今までもそれについては県の力をかりたりして、町でも予算もつけながら対応してきております。そういうことで、特殊な場合を除いてはかなり地元でも協力して精力的にやってくれております。そうこうして、やはりそれぞれが協力し合って美しい弓ヶ浜海岸を守っていくことが私は大切ではないかなという今思いがしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 私としては伊浜、落居などの港湾が災害ということで、すぐに現場復旧というような感じになっております。それはこのような砂浜というか、海岸線ではそれは適用できないものです。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた、例えば今回の台風で被害のあった落居あるいは伊浜、これは先ほどの説明でも一部お話ししましたがけれども、いわゆる漁港としての施設でありますので、これは国のあるいは県のそういった災害復旧という点では面倒見ていただけます。ただしあそこの場合は港湾ですけれども、砂浜というのはそういう災害復旧の対象には特別な場合を除いては、恐らく今までの歴史等も考えてみますとなかったと思います。ですから、そういう意味でそれぞれの状況に応じながら我々は手当てをしていくということしか今ないのではないかなという思いがしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） わかりました。すぐというわけにもいかないということですが、私としますとね、やっぱりすばらしい海水浴場でございます。そしてやはり観光にも影響が大分そのままですと出てくるんじゃないかなという感じもしております。今後港湾管理者と状況を調査したり、結局また砂の流れなどをもう一度調査をしていただきたいと思います。町長その点どういうふうに考えますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

弓ヶ浜のいわゆる砂浜がどういう変わり方をしてきているのか、私も詳細は今把握しておりません。ですからこれが従来と変わって大幅に例えば砂浜が減ってきているとか形状が変わってきているということになってきますと、やはりそういった専門的な見地から見てもらって、対策も考えなければならぬかなと思いますけれども、今のところまだそういった報告等も受けておりませんので、今議員が申されたようなことが果たしてどの程度なのか、それもよく調査してから考えていきたいというふうに思います。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 町長、今回の18号台風の影響で大分特に季一遊の裏の方で大量に砂が減っております。それと休暇村の前あたりにはこの間私が見たところによりますと、砂がどこから持ってきたか知らないけれども、何台かダンプにて入っております。たくさん減ったところは観光客がすぐに滞留するようなところは砂が入れられておりましたけれども、

やはりこれから南伊豆町にとっては大きな財産だと思うんですよね。ですからできましたら早急に調査のほうをお願いをいたします。

それで、弓ヶ浜のほうはあれですけれども、そのときにやはり逢の浜のほうにつきましても、高潮による道路への大きな石や流木等がたくさん流れついておりました。道路のほうは町の管理ということで直していただいたところですが、それから逢の浜からは結局たらい岬に通じる遊歩道がありますよね。その辺に大変な流木が流れつきまして、やっぱり観光客にも余りよいイメージではなかったのではないかなと思います。こういう点で、今回は湊の区民たちがある程度直したんですが、やっぱり早い対応をひとつお願いいたしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今申された今回の台風18号の関係ですが、これは漂着物が非常に大規模だったということで、砂浜については県の南下田土木事務所をお願いをして処理しました。また町道弓ヶ浜線に堆積した砂等は町が対応をしました。今後こういった小規模の砂の移動であるとか海草の処理などについては、先ほど申し上げた地元の区にお願いしたいという考えでおります。それから、逢の浜につきましても弓ヶ浜と同様の考えのもとに対応をお願いしたいと思っております。

弓ヶ浜への流木については、これは遊歩道タライ岬ですけれども、これは課長のほうから説明させます。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいまのタライ岬の遊歩道の件でございますけれども、静岡県の方には現場の状況等を調査しまして報告をいたしました。それで工事費が100万円以上となるという話で、いわゆる直轄事業という形になりました。県の方で現場を調査しまして、現在タライ岬遊歩道で今発注しようかなという工事が合同工事というのがありまして、早急に今も議員がおっしゃられましたところも掘削されているところと同時に発注したいという回答を得ましたので、ご報告しておきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 観光客、結局湊へ泊まりました観光客は大変訪れるところであります。そういう力強い言葉をもらいましたのでありがとうございます。ぜひこれからもよろしくしていただきたいと思います。

続きましては、先ほど同僚議員から話が出ましたけれども、保育園の統合についてちょっと伺いをいたします。

手石保育園から南崎保育園への統合という点で父兄からいろいろな提言を受けております。1つはバスの通園の問題であります。マイクロバスを使つての通園ができるということは大変によいことだと思っております。私もこのバスのルートも伺っております。7時50分発の中央公民館、それから湯の花交流館、旧観光協会、湊駐車場、手石保育所という、南崎保育所というので伺っております。これ大体8分間の間の時間でありました。それで私これ自分で車で走ってみました。そうしたら約3分から4分ぐらいの結局待ち時間があるのではないかなど。これはだからその点は十分に配慮しているのではないかなどと思っております。ですが、やはり手石保育所から南崎保育所へ移ったというところで、やはり往復15分ちょっとぐらいかかる子供たちの送り迎えですよね。そうしますとやっぱり時間的にこのバスを使わないでいった場合には15分ぐらいの時間がかかるよということですよ、今までの手石保育園に通園したときのことを考えますと。

そうしますと、ここにありますけれども、今度保育園の延長保育時間が長くなりましたね。夕方の迎えが10分ですか。ですからそれはそれでいいんですが、やはり働いている人たちにとりまして、朝の時間が一番のやっぱり大事な時間じゃないかということをお伺いしております。それで、一部の人たちからね、今7時45分が園の開園だということでもあります。それでやはり今まで手石保育園で7時45分ということで送り迎えしていた人たちが、南崎保育所に行くとならばやはり15分の時間の余裕がないということなんですよ。それでぜひとも7時30分ぐらいの保育園の開始をしていただきたいというような声が上がっております。こういう点についてちょっとどのような形式でありますか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） ただいま議員のご指摘でございますけれども、この延長保育、再三保護者の方お集まりいただきまして説明なり意見交換をしております。確かに夕方のお迎えについては10分ということで、10分間延長ということでお願いさせていただいて、朝の7時45分、今現在も7時45分なんですけれども、この点につきましてはいろいろなご意見がご父兄の方からありました。と申しますのは、やはり朝の時間は保護者の方たちにもそれなりにご負担してもいいんじゃないかというご意見もございました。いや、やはり延ばしてくれというようなご意見もございました。それをトータル的に私どもで判断をさせていただいて、あと保護者会の役員の方たちとお話しさせていただいて、それでは7時45分で

とりあえず初めてみましょうと。今後支援する中で、また支障が出てくれば改めてまた検討しましょうということで、一応7時45分ということにさせていただきました。若干4月1日までに時間がありますので、その中でまた検討させていただければまた改善できるようにさせていただければなというように思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） これは正直言ってやってみないとわからないというようなことなどは思いますけれども、やはり子育てをするためにはやはりお母さん方、働いている人たちがたくさんおられます。そのための保育園でしようから、そういう点、支援をぜひともお願いをいたします。また変われば早いうちに変えてもらえればと思いますけれども、これは一つお願いしておきます。

また、先ほどの幼保の件でいろいろな件で質問されました。私もちょっと幼保の件につきましても、ちょっといろいろな点で疑問があったんですが、先ほど教育長さんのほうから伺いましたので、この点は一応省略いたします。

それと、やはりこの前、1つの問題は南崎保育園と手石保育園が統合するとき、行ける人は行ってくださいというような私が質問したときにそういう答弁が返ってまいりました。やはり行ける人はじゃなくて、やっぱりこういうことですから、こっちに行ってもらいたいとかいつごろ閉園をしますよと、やっぱりそういう報告も町民にとってはちゃんと伝えておいてもらいたいと思います。私からこの前のあれしますとね、何かちょっとごまかしのよような答弁に聞こえます。その点ちょっとどのように考えておりますでしょうか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） 町民の方々への広報ということでございますけれども、1月のお知らせ版等を利用して広報をこれからしていこうかなという順序を今しているところでございます。

○議長（漆田 修君） 長田君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

○3番（長田美喜彦君） 十分なお知らせをして、この幼保の一元の問題も解決をしていただきたいと思います。私たちも幼保一元化に関しましては賛成をしている立場でもありますのでね、やっぱり子育てが南伊豆町にとって一番の大事なこれからの問題ではないかと思いま

す。何度も言いますが、やっぱり安心して子供を育てるといことのできる幼稚園なり保育園なりをつくっていただきたいと、これは要望でございます。要望をして私の質問を終わります。

○議長（漆田 修君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

◇ 谷 正 君

○議長（漆田 修君） 2番議員、谷正君の質問を許可します。

谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それでは、質問をさせていただきますが、先ほど来より同僚議員の質問の中にも私が質問をしたいものが入っていたものですからダブると思いますが、それについてもご容赦願いまして答弁をお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

昨今は地震、台風、風水害、新型インフルエンザや子供など弱者に対する攻撃などが頻繁に起こっております。町長はかねてから安心安全のまちづくりを掲げています。その現状を本町に当てはめると、人口減少、少子化、高齢化が進行しております。それについてどうとらえているかをお聞きしたい。

初めに所管課の説明、それから関係する各課局の危機事態の発生を予防するためのマネジメント、これはリスクマネジメント、それから危機事態の発生の対処の仕方、これは一般的にはクライシスマネジメントといわれていますが、それを関係各課長の現状と、それから対処の仕方についてをお聞きしまして、最後にいわゆる町長の危機管理に対する基本姿勢と考え方、できれば本町に当てはめての考え方を危機管理の面からお聞きしたいと思います。

まず、安心・安全のまちづくりについてですが、危機管理の認識とその現状・施策については、先ほどリスクマネジメント、クライシスマネジメントという形で言いましたが、危機管理は人的災害や自然災害など非日常的な危機事態に対して、組織がとらなければならない対策ということでもあります。危機管理につきましては、危機事態の発生を予防するための先ほど来申し上げますリスクマネジメント、それから発生後の対処の方法としての概念のクライシスマネジメントというものがあります。それについて本町ではどう対応しているか、お

聞きしたいと思います。所管課長。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 危機管理体制の認識と現状、施策についてという形で、危機管理と申しましても非常に幅の広いことがあります。議員おっしゃりますように、自然災害から昨今では新型インフルエンザあるいは子供に対する虐待、攻撃、誘拐等々たくさんございまして、ここでなかなか時間が足りないかなと思いますけれども、私のほうでは基本的には自然災害に対する現状あるいは施策的なもの、そういったものをちょっとご提示させていただきたいというふうに思います。

現在町では気象情報によって各警報を発令しております。防災課、これは私ですけれども、及びその防災係において事前配備体制というものをとってございます。その気象の状況によりまして第1次配備体制に移行し、建設課の職員あるいは健康福祉課の職員等と連絡をとって配備体制、時間外ですと登庁をするというような形になっています。大型の台風等が接近する際には就業と同時に全職員に対して自宅待機を命じて、有事の際の行動に備えていると。先般の台風18号がこのような事例だったんでございますけれども、あとはこういったものを踏まえて気象情報はもとより火災の情報、火災の発生あるいは甚大な交通事故、要するに海難事故等々にも防災係を中心にその関係各課係が自主防災会、消防団と連絡を密にしているところでございます。

クライシスマネジメント発生後の対処の仕方、あるいはその復旧活動というものでございますけれども、町では各関係課に迅速なその普及活動等ということをするわけですけれども、災害救助法等の対応につきましては、所管課である健康福祉課のほうを窓口として対応をするということです。これら災害対策に続きまして、町の災害の初動対応マニュアルというものに基づいて活動をしているということです。

今後非常に心配されている地震、そういったものに備えてこれは予防的なものというか、準備的なものですが、民間企業と物資調達とかそういったものをするための協定書の締結というものも先般結びました。あるいはその耐震診断とか耐震補強工事、家具の転倒防止工事あるいはそれぞれの防災訓練、防災工事、そういったものにも取り組みをしているところでございます。一番心配な東海地震等につきましては、警戒宣言が発令されるということの後には、原則は安全な屋外避難ということにこれはなっております。そういった場合、各自主防災会とか消防団等と協力して町民をその被害から守るための各避難地とか避難所等への避難誘導訓練等々も訓練の中ではやっているところでございます。

この発災後におきましても、対策本部の立ち上げから情報収集あるいは救出救護活動、避難誘導活動、避難所の運営活動等々、非常に幅広い活動というものが必要になってくるわけです。こういった場合に備えて町職員も訓練やっているわけですが、当然これは役場の職員だけでは対応はできないということで、自主防災会、消防団あるいはその関係団体、そういったものと連携してそういうものに対して対応できるように、その防災訓練等を通じて各自主防等と訓練をやっているところでございます。

発災後の復旧とか復興活動につきましては、被害の規模等によりまして迅速に県から、あるいはその県を通じて国、自衛隊等々に情報を発信して要請をしていくというようなことになろうかと思えます。

すみません、長々と。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで2番目としまして、町民課長にお伺いしますけれども、人口減少、高齢化進行と、あとからご説明しますけれども、孤立集落というふうな概念が最近出てきたようですが、南伊豆町はかつて昭和30年代の6カ村の合併がございしますが、そのときの人口がどのくらいなのか、それから現在の人口動態調査で見る南伊豆町の人口減少の認識だとか、それから南伊豆町の現在の少子高齢化率、それから課長でなかなか答えられないかもわかりませんが、南伊豆町の将来予測をしてあればその予測をいわゆる答弁をお願いします。

○議長（漆田 修君） 町民課長。

○町民課長（奥村 豊君） 南伊豆町の人口は、昭和30年の合併時から見ると昭和46年、48年、平成11年に若干の増加がありました。しかし合併時の1万6,376人をピークに毎年減少を続けているということです。町の人口の増減については昭和22年から24年のいわゆる団塊の世代と呼ばれる世代の方々によって大きく影響を受けるかと思えます。昭和37年、この年には1年間に917人の減となっております。これは団塊の世代の方がちょうど生産年齢に入られた年と重なってくるわけですが、これが影響していると思えます。昭和46年、48年、この増加につきましては、やはりこの団塊の世代の方々ちょうど婚期を迎えて出産適齢期を迎えたということなどの影響かと思われます。

合併後の10年ごとを見てみますと、昭和40年は1万3,667人、昭和50年1万2,241人、昭和60年1万1,438人、平成7年1万794人、50年後の平成17年には1万178人、その2年後の平

成19年にはついに1万人を割り9,986人になります。本年4月1日には9,767人となっております。これは合併時と比較すると4,616人減少、この54年間では年平均で123人の減少となっております。

人口動態調査に見る人口減少につきましては、婚姻、人口移動による自然増減である出生、死亡、社会増減による転入転出により大きく左右されると思います。先ほども申し上げましたが、団塊の世代が婚期を迎えました昭和40年代の昭和45年から昭和49年の5年間の平均で、婚姻が146人、出生が120人、死亡は150人、転出入マイナス46人で、最近の5年間の平均では、婚姻が37人、出生60人、死亡約170人、転出入ゼロ人となっております。出生、死亡、転入転出合計で最近では毎年100人以上の減少が続いており、今後も続くものと認識しております。

南伊豆町の現在の少子化、高齢化、将来につきましては、平成21年4月1日現在の総人口9,760人中、幼少年人口が1,030人、少子化率が10.55%、高齢化人口につきましては3,487人、高齢化率は35.73%となっております。議員のおっしゃるとおり、人口フレームについては私のほうから提供あるんですが、台帳や住民基本台帳を用いたさまざまな手法がある中で、私なりに今後の予想を立てますと、最近5年間の実績から出生を60人、死亡を170人、そのうち高齢者は85%の145人、転出入に異動率をゼロ人として総人口を前年実績から112人のマイナス、幼少年人口前年実績から前年14歳人口プラス60人、生産年齢人口は前年実績マイナス前年64歳人口マイナス25人プラス前年14歳人口、高齢者人口を総人口から幼少年人口、生産年齢人口を引いたものとして予測すると、団塊の世代といわれる昭和20年から24年生まれの方が65歳を迎える平成26年には、総人口が9,210人、幼少人口984人で少子化率は10.68%、高齢者人口が3,714人で高齢化率40.33%となり、また10年後の平成31年には、総人口が8,660人、幼少人口が920人、高齢化人口が3,885人で、少子化率は総人口も減るということで10.62%の横ばい、高齢化率については44.86%に達すると予測されるということでございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） ありがとうございました。

今の町民課長の答弁の数字をもとに質問させていただきますが、まず総務課長にお聞きしますけれども、平成16年10月に発生しました新潟中越地震や、それから平成20年6月14日発生した岩手・宮城内陸地震では、これは地勢学的な意味もあると思うんですが、道路や通信手

段などライフラインの寸断により取り残された孤立集落というのが、いわゆる南伊豆町で先ほどから同僚議員からも出ていましたが、過疎地としての問題になったというのが新聞報道にありました。それで内閣府では平成16年のその新潟中越地震を踏まえて平成17年に全国の中山間地域、沿岸地域や島嶼地域を対象に行った中山間地域等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性における状況調査、これは都道府県のアンケート調査だそうですが、農業の結果では、農業集落調査の1抽出分集落と、それから孤立集落の可能性のある農業集落は静岡県内でいわゆる1,190集落、うち孤立可能性集落は360、それから漁業集落数調査では県内160の集落のうち孤立可能性の集落が30集落ということになっています。

それで、先ほど来町民課長のご答弁にありましたように、本町は少子化、高齢化の真ただ中にありまして、特に高齢化率ではいろんな新聞等のデータですと、全国、静岡県でもいわゆる賀茂地区、南伊豆、西伊豆等が高い位置にありまして、その深刻さというのは当然認識されていると思いますが、本町における農業集落での孤立可能性集落数とか漁業集落数での孤立化集落、可能性集落数は現在どのくらいあるというのが把握しておればご答弁をお願いします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 議員おっしゃるように、平成16年の新潟中越沖地震です。そのときは新田池、内陸の山間部であったということで、交通の寸断とかあるいは情報通信途絶によって中山間の集落散在地域が孤立予想集落という形で、そのときに位置づけられたわけですが、我が町の孤立予想集落、これはアンケートに答えた結果ですが、漁業孤立予想集落が6カ所、農業孤立予想集落が11カ所で、合計17カ所でございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） その中で、人口高齢化進行集落と孤立可能集落と今一概には言えませんが、ある考えでは相関関係にあるというのが予想されるんですが、その現状と対策まで講じてあれば、その対策をお聞きしたいと思います。これが進みますと当然地域力というのが衰退するというような結果が出ていますが、それについてわかる範囲で結構ですから答弁をお願いします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 各この地区の孤立集落の集落名、漁業と農業とございますが、海岸部につきましてはほとんど孤立集落という形の位置づけがされると思います。そうした中

で、例えば将来的に高齢者の非常に多い地域と、町内ほとんどの地域で今この10年後につきましても、先ほど町民課長もおっしゃいましたけれども、かなりの分の高齢化率の高い地域になろうかと思えます。もしそのまま孤立した場合、その対処方法というものですが、当然職員が現地調査へ入ってということがあろうかと思えますが、そこに孤立しているわけですから、道路の寸断とかそういったもので行けないよということが当分考えられます。その辺につきましても、有事の際は同報無線があります。これ屋外子局の分が78局ございます。そのほか個別の受信機が47台ぐらいあります。防災ラジオ、最近ではその防災ラジオを支給したんですが、これが町内1,800台というふうでございます。そういったものを1,034戸に対してこちらからの情報の提供、あるいは向こうの同報無線の屋外子局のほうからの情報を得るということで、先般も6日の日ですか、防災訓練の通信訓練をやりました。すべての地域で無線が通じて非常に感度がよかったという経過がございます。これにつきましても、過去にいろんな整理を行いまして、無線については難聴地域もありましたけれども、その都度その都度改善をしたところでございます。

そのほかは、この通信機器がふぐあいが生じたということが当然ありますけれども、役場の車が行ける場合は役場の広報車という部分が来られます。あるいは地元の消防団の消防ポンプ車、あるいはその積載車等々を利用して情報提供をするということでございます。やはりこの同報無線につきましても、先ほどの町長の答弁の中にもございましたけれども、本年度全国瞬時警報システム、ジェイアラートというものを整備をしたところでございます。これにつきましても、非常に瞬時に町長のほうから、消防長のほうからそういった情報が飛んでくるという形で、夜中でも警報にもちろんなった場合は自動的に放送がされると。地震の際にも予知的なものを、間に合えば遠いところの地震ですと緊急地震速報がこのジェイアラートを通じて間に合うということですが、若干そのタイムラグはありまして、それに間に合わないケースもあろうかと思えます。

孤立予測集落の対策につきましても、陸路の部分が絶たれた場合は空路の部分でヘリコプターでその辺の救援適地を指定して、ヘリポートを臨時的に設置をするとか、そういったものの対応はしなきゃならないというふうに思っております。

最後のほうも答弁したほうがよろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、現在消防団の所管課であります総務課のほうで、いわゆる消

防団の定年というんですか、上限の年齢の検討をされているということなんですが、年々先ほど町民課長も言われましたように、生産年齢人口の減少とまさに消防団というのはもう生産年齢人口の真っただ中に位置しているわけなんです、消防団は消防団としての組織は当然温存するという形になろうと思いますが、南伊豆町では比較的まだほかの市町に比べて隣組組織というのがある程度、納税貯蓄組合のやる単組がいわゆる昔の隣組組織になっているものですから、そういうものが機能していくというような感じを受けるんですが、そういうものを見直しの中でそういうものの反省と再構築とか、それから各地区には区長さんを会長とします自主防災組織というのがあるんですが、そういうものにつきましては、ある程度訓練とかということについては、ある程度いわゆる行政の意思の伝達というのはできると思うんですが、いざその大規模災害が発生したときに、その自主防災だけでは果たしてできるのかと。

それで、町民課長の将来予測ですと、当然40%、35%以上の高齢化率になるということになりますと、地域内でいわゆる救助する人よりは救助される方々のほうが当然多くなるというような考えになると思うんですが、そういうものの再構築、例えば消防退職者の再編とか、それと東京都あたりですと自警団とまではいかないんですが、消防とその防災組織の間にそういう組織をつくって、周知徹底しているというような話も聞くんですが、そういうような考えというのはお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 高齢化に伴ってそういった消防団員とかが少なくなって、その辺の維持なんか大変じゃないかということです。ちょっと消防団のことについてこの場をおかりしてあれですが、明日議案提出で消防団の条例改正をお願いしているところでございます。それにつきましては、今その消防団は18歳から45歳までという形で消防団条例のほうにございます。その部分があるいはもう地域によっては45を超えていかないと定員が確保できないという現実を踏まえまして、それを50歳へと引き上げたいというような条例改正の提案でございまして、その点につきましても、よろしくご審議のほどお願いしたいと思いますけれども。

地域を守るために消防団とかあるいは自主防団というのは当然足りなくなるんじゃないかというようなご指摘で、もっとものとおりでと思います。それで、自警団的なものというふうにも考えますが、その自警団自身もその都市部の方々に結局なるんじゃないかというような感じで、当然災害に対しては自助、共助、公助という順番でいくと思うんですが、そこに手が回らなければ当然外の自衛隊あるいは緊急消防隊等々の応援要請というものも必要にな

ります。それで今後につきましては、地元としてはこれはちょっとまだやっていないんですが、地元の企業、事業所等々にその辺の自主的な防災活動という部分も応援、お願いという部分も今後は広げていかなければ対応もできなくなるんじゃないかというふうに思いまして、その辺もちょっと検討したいなというふうに今思っております。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、次にいわゆる災害が発生したときに、先ほどいわゆる職員の登庁訓練というのは当然やられているということは、私も職員だったものですからわかるんですが、神戸の地震のときに当然その神戸市の職員の自宅自身も被災したというような事実で、集合の率が非常に低かったというようなことも聞いています。この災害発生時には当然職員が災害対策本部の要員を構成ということになるんですが、そのいわゆる災害対策本部の立ち上げは、人数でもなかなか難しいかもしれないですが、どのくらいの職員が参集してくれば災害対策本部としての機能が維持できるのか、また立ち上げられるのかというのがわかれば教えてください。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 発災後の職員登庁の基準というのがございます。この基準によりますと、地震の場合、震度4以上で防災係及び各班長1名が登庁すると、これ各班長というのは班が17班ございます。その他の職員は自宅待機ということになります。先般の8月11日の駿河湾地震でございます。あれは震度5弱だったと思うんですが、基準ですと5弱ですと対策本部の設置の順ですと、速やかに本部設置できる体制をとりなさいというんで、職員の配備区分は総務課職員及び各班長1名登庁、そのほかは全員ですと。その他の職員はいつでも連絡をとれるよう自宅待機をするという基準になってございます。8月11日の地震の際は、こういったことになっていましたけれども、ほとんど職員の6割方がすぐに登庁していたというのが現状でございます。それで、全職員の登庁という部分は地震の場合、6弱以上の場合は全職員が登庁という職員登庁の基準がございます。

災害対策本部は、じゃとれるのかと、少ない人数でという。当然考えられることでございますけれども、まず災害対策本部の前に職員が例えば家がつぶれているよとか、途中の橋が落ちているよとか、どうしても登庁できないようなケースも当然ございます。来られる場合は家とか地域の安全を確かめて登庁しなさいという基準でありますけれども、来られない場合は地域の自主防等に協力をして町の本部と被害状況とか連絡係になりなさいというような

基準でございます。

登庁基準ではこのようになってはいますが、職員が少ない中でも対策本部がいかに迅速にできるかということですが、本部の形態として各部として6部の編成で17班の編成ということでございます。実際数時間たってもこの体制が組めないというようなことも当然考えられるかというふうに思いますけれども、時間外ですとここには宿直者が当然当直者がおりまして、それらの連携、連絡をしながら全員が来られないということはないでしょうから、そういったことも想定した中で、今後また訓練とかもしていかなきゃならないなというふうに、非常に強い危機感を感じてございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、ちょっとまた視点が変わりますけれども、その災害用の非常用の食料品についてですけれども、一般的な大人とかある程度自分で食料をとることができる子供たちのものについては、その自主防の中で手当てしたり、それから南伊豆町ですと学校に備蓄というような形のものを聞いているんですが、乳幼児等に対するミルクとかそれから観光客を対象とした備蓄品、それはどうなっているかということと。それから、これは都市部ではないんですが、南伊豆町みたいないわゆる過疎地等ではまだこれは非常に有効だという話を聞いたんですが、昔は町内の各家庭に自家用の井戸が結構あったと思います。この井戸の活用をいわゆる水として、ライフラインとして考えた場合、その井戸の位置や本数の確認、これは当然調査ということになりますと自主防からの調査ということになると思うんですが、その位置の確認はされているのかどうか、一つのあれとして公共下水道事業の地域についてはその井戸があるかないかによって、その下水道使用料等の対象にもなるということ。それから漁排の施設の事業中でも、そういうものがいわゆる確認はされているのか、そういうものが可能なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 備蓄の非常食でございますが、現在観光客分、町民分含めまして現在アルファ米等を1万2,870食を備蓄してございます。これでは当然足りないということですが、年々県の補助金をいただきながらふやしているような状態です。議員おっしゃる乳幼児のミルクあるいはその紙おむつ、そういったものを含めて少しでも町民等の食料や生活必需品、そういったものが確保できるように、当然備蓄品としてはないわけですが、本年7月に先ほど紹介しましたけれども、民間企業と物資等の支援協定というものを締結を

いたしました。優先的にそういった災害救援品ですか、そういったものについて支援をしてくれるというような協定を結びましたものですから、そちらのほうで対応できればなというふうに思っています。

ライフラインとしての井戸水の把握ということでございます。議員おっしゃるように、その公共下水道区域内につきましては、井戸水を使っていると、公共下水道に流しているよという部分は上下水道課のほうでは把握はしていると思います。そのほか漁業集落排水事業につきましても、指定管理者への各区長のほうが、これにつきましては把握をしていると思います。今後これにつきましては、町のほうでも十分調査を、実態把握をしていないというふうに思います。

また、問題として井戸水が飲料水として適しているかという問題があろうかと思えます。そういったもので生活用水として活用できるかどうか、その辺の問題を含めて検討する必要があるかなというふうに感じます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それで、今の総務課長の答弁の所管課の答弁を踏まえまして、各担当の課長さんたちにお聞きしますが、まず最初に、建設課長と産業課長にお聞きしますけれども、いわゆる災害のときの第1次対応、これが道路とか河川、それから産業施設についていわゆるどうなっているか、それぞれの立場で簡単で結構ですから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（小坂孝味君） それでは、建設課のほうから先に説明をさせていただきます。

社会資本の被害に対するリスクマネジメントとしては、急傾斜地崩壊防止事業や地産事業のほかに、多目的ダムであります青野大師ダムの建設、古くは青野川の河川改修事業の整備の一環だと見えています。

クライシスマネジメントといたしましては、南伊豆町災害初動対応マニュアルにもありましたように、災害発生後は防災係と連携して行動するのはもちろんですが、またそのような中で今建設課といたしましては、町内の建設事業者と台風や大雨など災害時における応急対策事業に関する協定というものを結んでおります。町内を13地区に分けて通常の大雨でも台風でもパトロールをお願いしています。崩土や倒木による通行止めや河川の護岸決壊

など早期発見することによりまして、崩土や倒木の規模にもよりますが、職員が対応するかあるいは職員の手には負えないものについては業者委託という形で、現場へと行ってすぐ判断をして進めております。

先日の台風18号のときにも、総務課、建設課、健康福祉課の職員が前日から役場に詰めていたわけですが、明け方になりまして倒木があって車が通れないという連絡が入ったときに、職員がとりあえずチェーンソーを持って現場へと行って、それを処理してすぐ通行できるようにしたと、そういう事例もございます。

いずれにいたしましても、ライフラインに支障を来さないように注意を払って早急な復旧に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 産業観光課の社会資本の整備に対しますリスクマネジメントとしましては、漁港の施設への防波堤等の整備、それから高潮対策等の海岸施設の整備、また崩土対策等の地産施設の整備、また観光の施設の耐震基準を満たしていないものの整備などがあります。また、災害発生時には観光客対策としまして、町の災害対策本部と観光協会、また自主防災組織などで連携しまして対応しております。南伊豆町地域防災計画の災害が発生した場合の対策で、観光客等に対する措置としまして、観光客等は町が指定した避難場所に避難させる。旅館、民宿等の宿泊滞在者は経営者等の指示により避難するものとする。バス等の乗客はその車両の責任者の指示により避難するものとする。上記以外の観光客は最寄りの避難所に避難するとしております。リスクマネジメントとしましては、これらに基づきますそれぞれの町の銀の湯会館の防災訓練ですとか、観光協会と傘下の旅館組合、それから民宿組合連合会による情報収集訓練などを実施しております。

発災後のクライシスマネジメントといたしましては、町災害対策本部と連携のもとに、観光協会は旅館組合、民宿組合連合会、観光施設連絡会ですとか交通事業者などと情報交換しまして、宿泊者の人員調査、被害状況調査などを行います。また、観光客の交通手段が寸断された場合は、旅館組合と連携しまして、町の避難所のほか旅館組合構成員の広間の開放ですとか、町備蓄食料のほかに炊き出し等を行うこととしております。町の災害対策本部としましては同報無線ですとか移動式にハンディー無線機などあらゆる通信手段を使いまして、観光客には交通手段の確保などの情報をリアルタイムで提供しまして、安全に避難できるように努めてまいり所存であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） 産業観光課長の今の観光客の避難の方法とかまでちょっとお聞きしたんですが、実は産業観光課長のほうのお耳に入っているかわかりませんが、二、三年前の伊豆半島南部の大雨の中で、当然鉄道、伊豆急行なんです、それが一定の雨量で電車がストップすると。それから道路についてもストップするというような形で、その脆弱性が問題になっているのはご存じだと思いますが、そのときにいわゆる南伊豆町に宿泊していた観光客を、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、早く南伊豆から出ていってくださいと、そういう観光客の方が認識を受けたと。それでその観光客の方は当然ターミナルになります下田市までは行ったんですが、下田市から先が、先ほども申しましたように道路、それから鉄道がストップするというので、下田市のある公共施設に手当てをしてもらったというような事実があったそうです。それがいわゆるエージェントの耳に入りまして、私がちょっと知り合いのそのエージェントの方から聞いたのは、申しわけなかったというふうな、私も状況がわからなかったんですが、そのエージェントの方の言うには、インターネットの時代で、そういう悪い噂だとか何かというのは、非常に今うわさの伝播が早いよと。インターネットの時代だから、口コミも大切にしてくださいと、そういうようなおしかりを受けたんですが、それについてのいわゆる見解があれば答弁をお願いします。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 訪れた観光客の方に対しまして全くそれは申しわけないことだなどと認識します。先ほども申し上げましたけれども、観光客の方の交通手段が途絶えたときには、安心してもちろんいち早く自宅に安全にお帰り願うというのが基本でございますので、先ほど言われました伊豆急さんもとまっているという形でもう交通手段がないという場合には、安心して滞在していただけるような形にしなければ、これは一つのおもてなしだと思います。だものですから、先ほども申し上げましたけれども、一応今では旅館組合と連携しまして、そして町の避難所がない場合には旅組の構成員の広間の開放ですとか、あるいは非常食等、冒頭に旅館組合でその炊き出し等のサービスをするという形になっておりますので、今後ともそのようなことのないような形で努めていきたいなというように考えます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） それはぜひ観光客の方によっていろんな受けとめ方が違うと思うんですが、それはぜひやっていただきたいと思います。

それで、健康福祉課と教育委員会に聞きますが、今同僚議員のさきの質問でも出ていますインフルエンザ対策で、9月の場合ですと防護服を100着、マスクを2,000枚、これは関係者ということで、それから今回12月に補正の対応である程度の対応をするということですが、これに対する教育部門、それから福祉厚生部門、それから南伊豆町の医療機関等の連携についてどうなっているのか、それをできれば教えていただきたいと思うんですが、ある自治体ですと、医療機関の協力のもとに優先的に幼児や小学生に接種していますよというようなうわさも入ってきているんですが、そういうものについて手当ができるのか、を含めてお願いします。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） お答えいたします。

まず、マスクとかの関係でございますが、確かに谷議員には基本的には事務局、役場の職員であるというようなことを申しましたけれども、先ほどから出ていますように少子化、高齢化、特に高齢化の中で買い物もままならないご家庭、約4,000世帯のうち高齢者だけの世帯が1,100世帯ありますので、そんなふうに恐らく何百世帯という単位で買い物も思うようにできないご家庭もあると思います。そういった方につきましては、例えば区長さんとか民生委員さんとか、例えば介護の施設の職員の方々等の情報によりまして、ある程度臨機応変に対応していけるというふうには認識しております。

それからあと、ワクチンの関係でございますが、確かにさきの臨時議会で700万余の補正をいただきました。ありがとうございます。理想的には町民全員にワクチンが行き渡るような補正が組めればいいんですが、ただワクチンの優先接種という規制もありますので、国の方針が21年度限り、来年3月限りということで実際9,000人余のワクチンを接種するというのは物理的に不可能であるということで、優先接種者からということでございますので、十分とはいえないまでも対応はできたというふうに考えております。

それからあと、病院とその優先接種の関係でございますが、一部そういった情報も確かに入っているんですが、賀茂郡につきましてはもうインフルエンザワクチンの接種を始めるときに、まず賀茂医師会、保健所、構成6市町が加わりまして、歩調を合わせましょうということで、全く松崎へ行っても河津へ行っても同じ考え方で進んでおります。それはなぜかと

いいますと、ワクチンがとにかく限られているということと、医療機関も限られていると。それでその奪い合いになる可能性もある、混乱するというのを避けるために全く同じ歩調で、県が決めたとおり優先接種者で行うというふうに進めた経過がありますので、現状では特別なこれはもうどこの年齢を優先するかということは考えておりません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

今回の新型インフルエンザへの対策であります。当教育委員会といたしましても、感染予防対策、リスクマネジメントであります。マスク、消毒、ジェル、ハンドソープ、ハンドグローブを購入いたしまして、各保育所、幼稚園、小学校へ配布いたしました。あわせて県教育委員会と協議しながら新型インフルエンザ対応マニュアルを作成いたしまして、各保護者へ配布いたしました。そのかいありまして10月中旬までは罹患者ゼロでございましたけれども、その後東中学校を皮切りに、12月5日現在で南上小学校を除く全校でインフルエンザが発症してしまったということでございます。

その対応策といたしまして、クライシスマネジメントといたしまして、感染者を最小限に抑えることが最善策と考えまして学級閉鎖を実施したところであります。今後懸念される強毒型の新型インフルエンザ等の初動対応を確保するためには、正確な情報を迅速に関係者に伝達することが必要と考えております。休日及び夜間等における緊急連絡の手段として一斉メール配信を活用した連絡体制を構築することを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） 質問のほうがちよっと戻りますが、総務課長に再度確認させていただきたいんですが、9月の予算特別委員会のこの消毒対応マニュアルの質問を同僚議員がしたときに、たしか総務課長は初動対応マニュアルがまだ作成されていないから、今後検討する余地があるというような答弁をいただいたと思うんですが、先ほどの答弁ですとその初動対応マニュアルがもう作成されているということによろしいですか。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 初動対応マニュアルというのは既にご覧いただけます。もともとこれございまして、それにつきましては各部各班の業務のみの部分の初動対応のマニュアルでござ

います。例えば突発的に災害が発生したときに、この人間がこないとかもう各部各班を横断して各課各部横断をしてやらなきゃならないという部分も当然あるかと思えます。そういった部分の初動の、本当の初動の対応マニュアルという部分でございまして、今静岡県に問い合わせてもそういったものとか、あるいは他市町で照会してもそういったものについては作成しているところはないような現状です。というのはいろんなケース・バイ・ケースがあるかと思えますけれども、非常に難しい部分で、その業務をとめてまで何かをやらなきゃならないかという当然これが出てくる話ですから、いろんなケース・バイ・ケースに合わせてやっぱりやるという部分が研究は引き続きしていきたいなというふうには思っております。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） 時間もありませんので、最後になりますけれども、以上の各関係課長、所管課長も危機管理、それから主に災害等になったんですが、それを踏まえた中で人口減少とか少子高齢化の中での南伊豆町に対する町長の危機管理の基本姿勢と考え、これは過去の議会の中で社会資本の整備がまだ十分でないというような答弁をいただいております、そういうことに対する認識をお願いします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今危機管理、いわゆる災害時等の対応についてはそれぞれの所管課から回答したとおりであります。そこで、今言われる社会資本の整備がまだ不十分だということを確かに私は前に申し上げた記憶がございます。それはやはり今我々が取り組んでいる文教施設の耐震化であるとか、あるいは庁舎建設もその一つであります。そういうことで今私はいわゆる安心・安全のまちづくりといういわゆるまちづくりを進める上で、これは私どものやはり一つの基本的な考え方でありますので、これにつきいわゆるハード面では、けさほどから出ておりますけれども、学校等の文教施設を中心に耐震化を進めるということで、このたびの南中小学校屋内運動場の耐震化工事が終わりますと、これが文教施設は100%になります。そしてまた今取り組んでおります、これも先ほどから出ておりますけれども、役場の庁舎、それから幼稚園、保育園、中央公民館となりますけれども、庁舎につきましてもけさほどから出て、ご説明しているとおりでございまして、23年8月末を目途にして建てかえに向けて進んでおり

ます。

それから、子供たちの安全を第一ということで幼保の一元化、これも先ほどから出ているとおり1幼稚園2保育所について耐震化に向けて取り組んでおるところであります。さらにまた、中央公民館につきましても耐震診断を行っているところでもありますので、その結果を待って対応を考えていきたいというふうに思います。

さらにまた、町内の公共施設にAEDの設置を17基行いました。また各町内5地区には補助によりまして配備をしております。さらにまた消防ポンプ車も鋭意更新をしながら、機械器具の整備充実に努めておるところであります。こういった面で、防災面ではまだ一部十分とはいえないところもありますけれども、整備を今後も優先的に進めていきたいというふうに思います。

何としても我が国は非常に雨量の多い国で、さらにまたつけて加えて脆弱な地質といったこともあって、災害の発生しやすい国である。さらにまた地震も多発国である。いわゆる地震列島といわれるぐらいの地震の多い国であるということもいわれます。そういう中で、伊豆半島はやはり特にまた雨による災害、あるいは地震による災害等も過去の経緯からも多くあるわけありますので、我々もそういうことを念頭に、さきのある会合でやはり観光客が一番伊豆半島へ訪れを危惧するのは、いわゆる災害が心配だということが一番トップだそうです、渋滞よりも。そういう統計も出ております。したがって、我々はそれらをよく念頭に置きながら、今後も行政を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 谷君。

〔2番 谷 正君登壇〕

○2番（谷 正君） ありがとうございます。

今環境に対する国際会議が開かれております。南伊豆町におきましても町長にお願いですが、そういう安心・安全のまちづくりを早急に進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 谷正君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一

平成21年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年12月10日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議第96号 南伊豆町固定資産評価委員会委員の選任について
日程第 4 議第97号 南伊豆町立保育園条例の一部を改正する条例制定について
日程第 5 会期延長の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村豊君	健康福祉課長	松本恒明君

教委事務局長 大野 寛 君 上下水道課長 山本 信三 君
会計管理者 大年 清一 君 総務係長 大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田 忠蔵 主 幹 大年 美文

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 保坂好明君

6番議員 清水清一君

◎一般質問

○議長（漆田 修君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 稲葉勝男君

○議長（漆田 修君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

[4番 稲葉勝男君登壇]

○4番（稲葉勝男君） おはようございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

その前に、町長に申し上げますが、町長が推進していた1市3町の合併も破綻という結果になりました。今後は従来どおりの単独の町政を歩むことになったわけです。政権も自民党から民主党へ交代し、交付税、補助金関係等、まだ地方自治体へのその影響がどういふふう

になってくるのか不透明な部分があります。しかし、このような状況下でも、やはり町財政等、町に及ぼす影響は依然厳しいものと思われまます。町内におきましても依然として景気が低迷し、より厳しい状況は続いております。このようなときこそ町を引っ張る強いリーダーシップが求められているというふうに思います。ぜひ町長にはトップダウン的な意見でもいいです。トップダウン的な発想をもって行政に臨むことも必要と思いますので、その辺をお願いいたしたいと思います。

それでは、最初に、昨日の行政報告にもございましたが、10月に実施された、町内6地区で開催されました町政懇談会ではありますが、各地区それぞれ何名の出席があり、主にどのような質問、意見等が出されたのか、その点をまずお聞きいたしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町政懇談会は、昨日の行政報告でも申し上げたとおり、10月13日から同月26日まで町内6会場で実施をしてまいりました。合計で255人の参加がありました。地区ごとに申し上げますと、三坂地区で38名、それから竹麻地区で42名、それから南上地区が51名、そして南崎地区が34名、それから三浜地区で44名、最後に南中地区が46名という参加人数でございました。

その中でどういった意見や要望が出たかということではありますが、例えば地域資源の利活用の提言であるとか、あるいはご意見、それから地場産業の育成に関する事、そしてまた医療の問題、あるいは環境問題などがあります。具体的には、個々に申し上げますと、幼稚園、保育所の統合関係では、通園の問題あるいは地域の衰退の問題、跡地利用の問題、そして風力発電の問題でも意見がありました。これには健康問題であるとか、あるいは景観の問題、それから観光利用の問題、そして共立湊病院の問題については、移転の関係、それから新病院の内容について、診療科目あるいは医師の確保であるとか、施設の充実、こういったこと、ご意見が出ました。それから移転後の南伊豆町の医療体制、そして国、県の施設については、いろいろ配置とかいろいろ出ているがというようなご意見もありました。それから企業誘致の問題、観光の面では観光振興、景観整備、風車を使った観光面での利用、それからジャングルパークの関係、そして少子高齢化の問題では就労の問題、それから婚活の関係、それから定住促進、子育て支援、それから基盤整備として道路の整備、農林業、情報インフラ、それから吉祥の町有地の関係、それから差田のグラウンド用地、それから町の情報発信について、あるいは自主運行バス、災害対策、財政問題、職員の研修の関係である

とか庁舎の建設というふうな、非常に多岐にわたってご意見やご要望がありました。

私は、このいろいろ町民の皆さんから寄せられました貴重なご意見あるいは提案につきましては、これを真摯に受けとめまして、そして今後の行政に反映していく。そしてまた、今取り組んでおります第5次の総合計画あるいはその他の面でまちづくりに反映をさせてまいりたいという考えでおるところあります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長からるる、いろんな意見が出されたことを報告いただきました。ありがとうございます。

これを聞きますと、ほとんど身近に迫った要望等が多いなというふうに感じました。今回の町政懇談会、私もすべての地区に出たわけではありませんが、出席された町民の皆さんのご意見をいろいろ聞いたところ、いずれにしても資料不足という話がありました。といますのは、町長も申しましたように、第5次の総合計画、今後10年のまちづくりのビジョンを策定するための町民の意見をいただくんだということで、この町政懇談会を始めるんだということでやったんですけれども、いずれにしても総合計画そのものに対する町民の理解が余りなされていない。総合計画自体は知っているんでしょうけれども、そのためにどういう意見を出して、どのように吸い上げてもらうか、その辺が資料不足のため意見を出すこともできなかつた。そして、できれば第4次総合計画あたりの中の内容の抜粋、そういうものをある程度配布なり事前に皆さんにわかるようなやり方をしていただければ、それに基づいた形で意見が出されたという方もおります。

そういうことで、私、今、町長のいろんな意見が出たという中で、今後、総合計画にどこを、どういうふうにして町長はその皆さんの意見から吸い上げていくのかなということをお聞きしたいと思います。というのは、皆さんから出た意見が身近なことだけのような気がしたものですから、町長、総合的に見て、こういう面で町長は今後の総合計画の中でここをぜひ強調して、皆さんの意見を反映させたいというのがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、議員が申された、いわゆる資料ということですが、これは第4次の総合計画の
大まかな内容については、たしか資料として配っているはずですが。これが参加された方がど
ういう解釈を持ってそういうことを言われたのか、ちょっと私も理解できませんけれど、
一応、資料としては準備をして、そして今ある第4次の総合計画はこういう内容で主に構成
されているという説明は、これは事務局のほうでしております。

それから、この地区懇談会を受けて町民の要望や意見をどう生かすかということでありま
すが、これは総合計画を策定するに当たって、今、我々が手法としてとっているのが、いわ
ゆる地区懇談会、それからワークショップ、町民アンケート、産業団体のヒアリング、それ
からパブリックコメント、こういったことをやっております。いろいろなご意見や要望がこ
ういった中から出てきております。これを総合的に取りまとめて、そして総合計画の原案と
して策定をして、そして来年の4月1日からこれをスタートさせるわけですが、今ま
で我が町が進めてきた第1次から第4次までのいわゆる総合計画があります。やはりこれら
の内容というのは、第2次は第1次を、第3次は第2次を、第4次は第3次を、ある程度踏
襲しながら内容的に構成をされているというふうに、私は解釈をしております。多少、時代
が移り変わる中で、内容の見直し等は、当然これは時代に合ったものにしなければなりませ
んけれども、やはり町が進むべき姿というのは、そう大きくは変わってきていないのではな
いかということでもあります。

光と水と緑に輝く南伊豆町という大きな大目標がありましたけれども、そういうことで私
も今回の第5次の策定に当たっては、そういった基本目標を継承して、そして後の将来に向
けてのまちづくりにつないでいきたいという、基本的には考え方でおります。個々の項目に
つきましては、今後、さらに今詰めている段階ですので、その都度、また皆さんに私の考え
をお示しできる機会もあろうかと思っておりますので、そういうことで説明にかえさせていた
だきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長が申されたことは、確かに今回で言えば第4次総合計画、そ
れらを踏襲しながらということ、それは分かります。最後に、町長が自分自身の意見をやっ
ぱりその中で言っていきたいということ、それを私は、町長これからどういうふうに自分が、
先ほども言いましたけれども、強いリーダーシップとトップダウン的な発想を持ってもらい

たいということは、その中で町長は、ぜひこれをこの5次の総合整備計画の中で、私は市としてこれを今後の10年間に反映させるんだという、そこをちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われるのは、いわゆるそういう中でも自分の考えをとということだと思えます。これについては、次の質問の内容にも一部入ると思いますがけれども、この計画を進めながら私は、今まで取り組んできたさらなる行財政改革の徹底・推進、あるいは安定した基盤整備の確立といったことをさらに進めながら、個々の産業振興であるとか、少子高齢化対策、医療、福祉、教育、防災、こういった対策に取り組んでいくことになるわけでありまして。

その中には、きのうから出ておりますけれども、庁舎の建設であったり、幼保の再編であったり、そういった耐震化の問題もあります。さらにまた、まちづくりの面では産業の活性化といったことも当然これはありますし、そういったことを総体的にまとめて、そして最終的には町民が安心して暮らせるまちづくりにつなげていくということになるろうかと思えますけれども、そういう考えで今おります。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 私、その後でちょっとお聞きしようと思ったのが、町の総合計画をつくるについての基本構想の中で、課題は何であるか、そしてその計画の基本理念、それについて町長はどういうふうに考えているかお聞きしたいなと思っているわけです。

今申されたように、課題は皆さん恐らく御存じのとおり、人口減少もあるし少子高齢化、そういうものが課題になっていると思えますけれども、その辺はちょっと、課題は町長としても幾つかあると思えます。そして、基本理念としてどういうふうにそれをやっていくか、将来像と、その辺が、それを必ずしも反映できるとは限りませんが、町長自体が今後の10年間に当たっての、総合計画の中で町長自体が描いている絵というか、それをちょっとお願いしたいなと思えます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

きのうも出ましたけれども、今は少子高齢化ということでいろいろな問題が出てきておりますけれども、やはり人口減少、それと高齢化、これがさらに私は将来大きな我々の取り組むべき問題として、あらゆる分野で出てくると思います。まず、それをどうとらえ、そして、それぞれの分野で対応していくかということが大きな、私は課題になってくるのではないかとこのように思っております。

たまたま平成22年度は、先ほど議員も申されたように、いわゆる合併問題があのような形で終わり、国でも政権交代がなされ、そして県でもああいった形で、ある意味では政権交代がなされた。そして、我が町を見ますと第5次の総合計画がスタートする年でもある。そして、過疎計画も同じく今年度が最終年度を迎えて、新たな法律のもとの、おそらく新法ができると思いますけれども、スタート年になると。いろんな意味で平成22年度というのは、少子高齢化を迎える中でそういう、私はいわゆる仕切り直しの年になるのではないかとこのように表現をさせていただきました。ある意味では再出発の年になるのかなということでも、職員にも朝礼の際にもお話をしました。そういう意味で、大きく来年は気持ちを切りかえて、将来へ向かってまちづくりを進める年になるのではないかとこのように、私としては身構えております。そういうことでひとつご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、総合計画の策定委員会の皆さんがいろいろ鋭意検討しておられる中で、ぜひ町長のそういう考え、町長自体の考え等の反映をさせるようなそういう、そして皆さんが納得できるような総合計画、それを作成していただくことを希望します。

続きまして、単独町政になったわけですがけれども、これもこの間行われた町政懇談会、この中で感じたことをちょっとお聞きしたいと思います。この単独で町政をしていかなければならないというこれについては、本当に今後は厳しい状況の中で、今後は合併はもう既に過去のこととして、町民一人一人がそれぞれの立場で一丸となってまちづくりを進める、それらに参加する、これが求められていると思っております。

9月の定例議会でも、今後のまちづくりを進めていくことは私の使命であると。また合併についてもしっかりと報告する。しかし、懇談会の中ではその辺がちょっと私、先ほども言いましたが、全課長が言ったわけではないですけれども、町民の質問に対してちょっと回答がされていないのではないかなという危惧を感じたところがあるものですから。ある地区か

ら、県下最下位の個人所得の町であると。そして少子化、高齢化、これが進んでいる。そして高齢者が50%以上の集落が増加傾向にあると。不安材料の多い状況の中で、今後の財政運営の見通しについてどういうふうに町長が考えていられるかというのに対して、そのときがあったら、最終的には安心・安全なまちをつくりたいんだということでありました。

やはり町民の皆さん、一番心配されているのは、町の財政が非常に厳しいと、今後どうなっていくんだろうかという、それと高齢化率の高い面もありますから福祉関係だとか、それから基幹産業である観光、それに付随した関連産業、第1次産業もそうです。建設業等を含む第2次産業も非常に低迷しているという、こういう中で、今後、財政的にどういうふうな状況になっていくのかということが、町民としたら一番心配されていることだと思います。

そういう質問が出た中で、先ほど言いましたように、そのとき言ってもらいたかったなどというのは、何年ぐらい今後こういうふうに財政改革を進め、こういう面でもこういうふうに進め、こうやっていけば単独でいっても何とかいいまちづくりができるんだよというような、そういう質問者に対する回答が欲しかったんですけども、それがなかったということで、ここで改めて町長の考えていられる、財政シュミレーションをつくっているわけではありませんから、町長が考えている財政の見通し、そして、こういうふうにして私は進めていけば、今後は新たに単独でいけるまちづくりができるんだということを、この場で町長の考えを述べていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この財政見通しということにつきましては、今申されたように、合併がああいう形で不調に終わって、いよいよ単独のまちづくりを進めるということになったわけですが、我々もこの財政見通しというのは、合併協議会設立当初から将来見通しを立てて、もちろん取り組んできました。

そんな中で、非常に厳しい将来的な財政見通しの中で、やはり合併ということもこれは当然財政面の理由からも考えなければならんということで取り組んできた経緯はあるわけです。そこで、単独のまちづくりを進めることになって我が町はどうかということですが、一つには、先ほど申し上げました政権交代がなされて、かつての三位一体の改革による交付税の削減、補助金の削減、税の問題、この三位がどう変わっていくのかということも一つまだ不透明な部分もいまだにあります。

したがって、我々としては、ほとんど50%交付税頼みとする町でありますので、一番のやっぱりそういった財源の不安というのは、これはまだあるわけです。そして、では税収はどうかという、やはり将来見通しとしてはなかなか増収は見込めない。そういう中で、我々としてはよりかたく行財政改革を進めながら行政を進めてきておるわけですが、当面は交付税も我々が予測したほどは削減も、正直言って今までありませんでした。したがって、将来見通しとしては、これからの投資的経費であるとか予算の組み方にもよりますけれども、単独のまちづくりを進めることができるのではないかなという見通しの中で考えて、そして昨日から行政報告でも申し上げておるのが庁舎建設であり、幼保の再編であります。

ですから、そういう中で、詳しいことはまた財政担当の課長から説明させますけれども、当面は21年度の決算見通しを見ても、まだはっきりは申し上げられませんが、そういった今考えている事業を進めるに当たって、予定どおり進めていくことができるのではないかなという考え方でおりますけれども、まだ国のほうがどうなるのか、これもいまだにわかりません。

きのうも梅本議員から財調の話が出まして、ある意味で余裕がある時期だなんて意外なことを言われましたけれども、私はやっぱりこういうときこそ蓄えるべきものは蓄えて、そして、もちろんめり張りのある予算編成をしていますから、使うべきところには使うという考えでいますけれども、まだまだ将来見通しが、今の段階では正直言って立たない、不透明な部分がありますので、そこらをしっかりと見きわめながら運営したい。当面は、財政見通しとしては、今は町単独のまちづくりをするに当たってやっていけるという考えでおります。詳細については総務課長から説明させます。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 将来の財政見通しということですが、前々からもちょっとご説明申し上げています。今回、町長が申し上げましたけれども、政権交代という形で国のほうの方針も、事業仕分けとかいろいろな部分はまだはっきりしない部分は、来年度予算で最後したいという場面が見えます。町にとっても当然、合併が破綻になったという形で、今ましてや総合計画策定中でございます。これから総合計画の柱としていろんな実施計画が出てくると思いますけれども、それに併せてこれを、国のほう、あるいは県のほうの動向を見ながら、しっかりとした財政見通しはつくらなければならないというように思っています。

現状ですと、財政見通しとしてあるのは合併協議の際につくった財政シミュレーション、それによりますと、今後10年間は現行のままの制度でいけば十分南伊豆町は単独の町でいけ

ますよという結果も出てございます。町民にもその辺の部分は説明をした覚えがございますけれども、今後もまた、当面の平成22年度予算という部分を、読みは難しい局面ですけれども、その辺はしっかりと将来を見据えた形で優先順位をつけながらやっていかなければならないというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長と総務課長のほうから答弁をいただいたんですけども、やっぱり町民というのは、本当に不安に思っているのは、町の財政がどうなって、どういうふうになるのかということ、先ほども申し上げましたけれども一番不安に思っている。ですから、今申し上げたようなことを機会がある、あるいはお知らせ版とか、そこまでやる必要があるかどうかはいずれにしても、町民の皆さんが単独で頑張っている、今の答弁のような形で10年間なり何なりは財政を切り詰め、こうやって進むのだけれども、皆さんにご迷惑をかける部分もあるよというような、そういうやっぱり町民の理解を求めると、あるいは安心させるというような、そういう手法を何らかの形でとっていただきたいというふうに思います。これは要望ですけれども。

では、次の質問に移らせていただきます。

その他として、これは漠然としたようなあれですけれども、同僚議員も昨日も危機管理の面なんかで質問いたしましたので、それは省かせていただいて、新庁舎の建設について、きのうも町長の行政報告の中でありました。23年の8月の完成予定ということで、今、庁舎建設検討委員会が10月に始まって、5回検討委員会で鋭意検討され、そして7日には、中間答申で建設場所もほぼ現在地というふうに決定したということでございます。町長が言われている安心・安全なまちづくりの面で非常に、私は庁舎建設に向いてきたということに敬意を表しております。

それで、この庁舎建設について、私は構造については、今後どういう構造にするのかということは建設検討委員会だとか、そういう中で検討されるのかなとは思いますが、ぜひ木造の庁舎を検討願いたいということでございます。昨日も同僚議員から町内の町有林等の材木を使った形の中で木造をということで質問がありました。その中で、確かに木造のメリットというのは、総務課長もおっしゃいましたが、暖房の面がいいだとか、結露しないだとか、しかしデメリットとか、心配されるのは耐火関係だという答弁もございました。確かに構造上ではそういうことがあります。そして、耐火と言ったって、防火面ではやっぱ

りそれは防ぐことができる範囲だと私は考えております、それは放火があったらとかということとはまた別ですけれども。そういう面で、構造面でも木のほうがいいということと、それともう一つは、これは皆さんが言われているように、今、建設産業、建築産業等、産業が非常に低迷している中で、やはり町内の建築、大工さん、この方たちも景気の低迷に加えて、新築住宅はそんなにあるわけではないですが、それらも大手のプレハブメーカー、そういうメーカーの進出によって非常に仕事が少ない。そして、技術を持った若い跡取りだとか後継者、その方たちも今大分おります。そういう人たち、それらの育成をも考えたり、今言った景気対策、その面からもぜひ木造、そしてこの方法にもいろいろありますし、庁舎建設はほとんどが町民の税金、これを基金として積み上げてあるものですから、補助対象ではなく補助金が入っているわけではない。だからある程度、町長の采配、町長の決断、そういうものでこういうものを考えられる余裕があると思います。

その中で、建築の、今言った大工さんたちが、要するに大工さんだけではなくて職人さん、そういう方たちが知恵を絞って、知恵を集結して、庁舎だからということをつくってもらえれば、またこれはその方たちにも、町の人たちにも愛着がわくのではないかと。そして、修理、修繕、そういう場合でも金づち一つ持ってくれば、極端な話ですけれども、すぐ対応できるという、そういう面もメリットとしてある。それから、材料等についてもやはり日ごろ職人さんたちが取引している町内の業者の方、この方たちからもやれば、またその方たちも経済の面でも非常に助かる。それと、そして木造の庁舎というのは、恐らく全国的に見ても数が少ないと思うんですね。ですから、この職人さんたちが誇りを持ってつくった庁舎というものは町の、大げさな言い方と言われてもあれですけれども、町の誇りになり得る。それから、それを視察というか、珍しいなということで見に来る、そういう交流人口の増加にもつながるといって、そういうメリットがあります。

いずれにしても、木造の技術はもう数段に何十年か前よりは技術的にすぐれております。そういう面を考えますと、やはり木造の建築、これを私としたら町長にお願いしたいというふうに思っております。議会でもそういう話が出まして、1月20日ごろ、その木造のこれは庁舎だったか、ちょっとその辺あれですけれども、春野町ミサコ、そこの図書館だとかそういうものの視察に行ってきます。ですから、ぜひこれは景気対策の意味、そういうものを兼ねた面で、町民の皆さんの税金、これをまた町民に還元し、それからまたこちらに税収として入ってくる。そういう循環型のあれもできますので、ぜひ町長の決断で木造建築をするんだという、そういうことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この庁舎の建設に当たっては、きのうの行政報告の中でも申し上げました。この木造ということも、その中で述べさせてもらいましたけれども、今後は実績に反映させる方向で検討をさせていただきたいということで結んでおります。今いろいろ議員が申されたように、確かに資源の面で木材を使うと、そしてまた景気対策として地元業者あるいはそういった関係者の雇用の面ということでも活性化につながるということももちろんであります。

私もかつて長野県のある学校ですけれども、これは地元の木材を使ってオール木造の学校の校舎を見学したことがあります。まさに木造というのは、特にああいった教育施設にあっては、非常に人間に対する木材の持つそういった影響とといいますか、あるいは非常に効果があるということもあって、オール木材で、机やイスから全部、木材でしたという校舎を見たこともあります。私も実際目で見ておりますので、そういったことももちろん理解をしております。今後、検討委員会の中で、これらはよく、私としてもそれを話をしまして、生かされるように検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長、長野のこの学校を視察された経験があるということだともう思いますから、ぜひこれについては町長の本当にツルの一声ではないですけれども、そういう形の中で実行していただきたいと。コストの面では、私もわかりませんが、コンクリートのほうがいいのか木のほうがいいのか。若干のコスト、それは倍、3倍もこれだとかかるといったことだったらやっぱりこれは皆さんの税金の使い方の中でもいろいろ疑問があるでしょうけれども、1割、2割とか、ある程度の範囲内でコンクリートよりコスト的にも高いんだけれども、あとのメリット、いろんなことを考えたら木造のほうがいいんだという、そういう検討もぜひしていただいて、この木造庁舎というのを実現していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、過去何回かの議会の中で、私を初め議員の皆さんが質問された中で、「検討していく」、「鋭意検討します」という項目が非常に多く出てきております。その中で、私が今まで質問した中でも、「検討します」ということがあります。私も逆の立場にい

ましたから、検討するという内容のことはわかっているつもりではおりますけれども、次のこれから申し上げる4つの項目について、その後どうなっているのか聞きたいと思います。

1つ目として、地元の農産物等の学校給食への供給、要するに地産地消ということですが。過去に同僚議員からもこういう質問はありました。これについて私が思うところ、私もあるボランティアグループに所属しており、そして収穫した米等をぜひ子供たちにも食してもらいたいということでできた米だからということで、以前、学校給食のほうへ寄附しますということでやったら、学校給食会のほうからの強い割り当てとかそういうものがあるから学校給食としては使うことはできない。しかし、保育園、幼稚園にはそういうあれがないからそちらで使いますということで、教育委員会のほうにも毎回ずっとそういう形で提供させていただいております。老人ホームもそうです。

そのとき感じたのが、やっぱり野菜等、ここらでもつくっていて、じいちゃん、ばあちゃんがつくっていて、その野菜を、今日とれてきたから、おい使ってくれと言われても、それは次の、献立だとかいろんなあれがあるから非常に困惑することもあるでしょうけれども、米等ある程度保存のできるものに対しては、やっぱり学校給食の中で、ある程度保存できるものについては、即それを使用しなくても、その年内に使用して、少しでも経費が軽くなるというか、そういう方法がとれるかとれないのか。それと、今言った地産地消で地場のものを優先的に使うような、そこらを今のところ非常に回答をいただいているものから、現状をちょっと教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

学校給食への地場の産品の利用についてということでございます。教育委員会とNPO南伊豆湯の花と契約をいたしまして、年間を通じた地場産品の提供を今実施しております。実施状況につきましては、天候不順等々ございまして、農産物の安定供給ということもできず、予定より減少していますけれども、地産地消及び食育の推進と公教育における地場産品食材の導入推進に努めて努力しているというところでございます。また、こういう食材を利用した定期的な献立、そういうものにも今盛り込まれておりまして、そのほうも定着をしてきているところでございます。

今、議員がおっしゃられましたお米の関係ですけれども、やはりお米につきましては、現在、学校給食会のほうから納入をさせていただいております。これにつきましては農薬の検査、これが農協さんと学校給食会で2回農薬の検査、それとあわせて異物混入検査、こ

ちらのほうは精米加工場のほうで実施しております。こういった厳しい検査が義務づけられているということもありまして、これを生産者、また納入業者が行うということになりますと、大変コスト面で困難ではないかなということもありまして、現在は学校給食会のほうから納入をさせていただいているというところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、教育長言われるように、食材のことですから農薬だとかそういう検査、確かに必要だと思います。しかし、そういう中でも、やはりこの土地でできている米に対しての対応というのは、検査の費用そういうものを考えると非常に高くなるのかどうなのか、その辺もわかりませんが、やっぱりそこらを含めた中で、例えば納入される農家の方にそれを義務づけて、その分だけ町で負担を若干して、その検査料とかそういうものを、そういう方法も、仮にですよ、あると思いますから、ぜひその辺の検討はしていただきたいなというふうに思います。結構です。

それから2つ目として、みなみの桜と菜の花まつりの今後ということで、これは私たちの町で桜のあれを植えてから数十年たっております。そういう中で河津桜そのものももう今では河津と南伊豆町だけの観光資源ではなく、全国広く流出し、南伊豆、河津まで来なくても桜の花を觀賞できるというような、非常に観光面にとってはマイナスというようなイメージになっております。そういう中で、前に私が質問したとき、産業観光課長のほうは、花づくりの町を進めている中で、ほかの花、あるいはそういう花で、とにかく町おこし、観光資源として考えていきますということの検討をするという答弁をいただいたんですけども、産業観光課長その後検討されて、どういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 議員のおっしゃられますように、桜まつりも他の地域でも実施されており、南伊豆町にも対策をという形でございますけれども、確かに至るところに河津桜が植えられまして、南伊豆町としましても交通アクセスの悪い分だけ不利という形になっておりまして、その次にかわる手というようなことでございますけれども、前回の前に議員のご質問のときも、やはり南伊豆町にとっては自然でやはり生きていくことがよかろうではないかと、そういった形で回答いたしましたけれども、南伊豆町では花を撮影をしまし

たつつじまつりですとか、それから各種、それぞれの工芸ですとか、いろいろ南伊豆町の各点と点を線で結んで、そして、そして通年型のお客を誘客という形で現在は実施しております。

それから、またその次の手という形になりますと、また環境に配慮したエコツーリズム、現在、南伊豆町は海岸線、国立公園で守られておりまして、カーボンオフセットという言葉がありますけれども、エコツーリズムへの取り組み、また、それから環境を保全しながら地域を丸ごと博物館にするというエコミュージアム、この夏の弓ヶ浜の海水浴場の人出は、10年前には30万人だったんですけれども、現在10万人でございます、桜まつりが現在40万人来ておりますので、もう桜まつりのほうが逆転しております。それにもってきまして、弓ヶ浜が10万ですけれども、中木海岸では20年度と21年度の2年間に20年度で約2万5,000人、弓ヶ浜の4分の1来ていると、それから21年にも、この夏に2万人が訪れている……

[「課長、みなみの桜と菜の花まつりにかわるべき花のということなものですから、それを検討されたかどうか、その辺を端的に」と言う人あり]

○産業観光課長（山田昌平君） それだものですから、では、その桜まつり以外で一応誘客という形ですけれども、その第一弾としまして、おかみの会とヨコギと、それからナチ会、観光協会、これで温泉湯祭り実行委員会というのを立ち上げまして、そうしまして教育長の行政報告にもありましたけれども、この国分祭に間に合わせるようにそれを企画しまして、そうしまして今回、好評をいただいたところでございます。そういういろいろな企画にチャレンジしたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

[4番 稲葉勝男君登壇]

○4番（稲葉勝男君） 観光課長のほうからいろいろありましたけれども、私が聞きたいと思ったのは、桜、要するに花で観光をとということで答弁いただいたものですから、例えば梅だとかそういうもので何か考えをまとめたのがあると思いましたが、結構です。わかりました。

それで、3番目に、吉田地区の飲料水供給施設、これについての管理についてということで前に質問いたしました。吉田地区の飲料水供給施設は、現在、吉田地区は13世帯、そこにある施設は流水、掘削したのかな、それをポンプアップしているから掘削した井戸だと思う

んですよ。それからポンプアップして、そしてあれは4メートル四方の、高さ2メートルぐらいのタンクだと思ったですけれども、コンクリート製の、それに貯水して、それから自然流下で13戸、各家庭へ給水というか配水というか、それをしている状況です。それで、吉田地区の13戸には十分今は足りるかと言ったら、そういう状態ではありませんというは、このごろ枯渇減少が激しくて、それで一番海岸ふちにあるヨシダソウのヨシダさんあたりは、タンクを自分で据えつけて、それから夜の間のために、そして使用しているというような状況です。

それで、管理については町のほうでやっていただいているということで、今、吉田地区は、これ前後しますけれども、65歳以上が50%の一番高齢化の高い地域ですので、これがだんだん進んで管理もできなくなるということで、町のほうで今管理をされているということ、これについては結構です。

そういう吉田地区ですが、今申したように、水について非常に心配されるというのは、今言ったタンクがもう老朽化して、それで民家の上に設置してあるわけです。そうすると、今度、地震等によってそれが崩壊した場合、下の民家に被害を与えるということと、それからもう一つ、漏水等があった場合は、これは飲料水供給施設ということで各地区で管理しなさいということなものですから、漏水があったときは全部それを地域で負担して修理しているという、こういう状況であります。ですから、ここで町長にお願いしたいんですけれども、過疎法もことしが最終ですけれども、新聞によりますと延長をするという、そういうことも聞いておりますし、ぜひこの吉田地区の飲料水供給施設、これについての何らかの措置を考えてもらいたいということです。

というのは、2カ月ほど前に、下田のある方から、横浜だか東京に住んでいる友達が昔、吉田へ遊びに二、三回来たとき、話ですと、難破した船というか遭難した木造のカツオ船、あれが浜にある時代ですから40年、30年ぐらい前ですね。その当時来て、非常にその風景と吉田という地域に物すごく関心を持って、それからたびたび来ているんだけど、定年退職を迎えて、吉田のその空き家等を借りて住みたいという話が来て、それで吉田の人たちに聞いたら、さきほど申し上げましたように、水の面でも非常に今枯渇状態にあると。こういう状況だということを聞いたものですから、それではということでその話が消えた。

確かに吉田地区は13世帯と非常に少ない。それに道路もああいいう状況です。その中で、やはりああいいうところがいいと言って来られようとしている方、そういう方もいらっしゃいますので、吉田地区の活性化、そういう面でもぜひ、過疎法が延長された中でそういう、言い

方は悪いですが、日の当たらないという言い方をすると怒られますけれども、そういう地域をもう一度見直して、そこらについてのある程度手厚い施策というものを考えていただけたらと思います。

現在、道路についても、何か私、この間ちょっと行ったんですけれども、道路の側溝がイノシシにみんなめくられて、それで非常に排水の機能を果たしていないような部分もあるものですから、そこらについてもやはりあの狭い道路でそういう状況になると、今度、危機管理の面、そういう面でも非常に、車も通らない、ましてや高齢者の多いところで救急車も必要とする機会が多いと思いますから、ぜひその辺を改良なり新設なり、ある程度配慮していただく、そういうことを望みたいと思いますけれども、町長、その辺についてご意見を願います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この吉田地区の飲料水供給施設についてということですが、今いろいろ議員が申されるような実態であるということで、これらをよく調査をして、まず実態を把握した上で対応を考えていきたいというふうに思っております。町内のほかにも、いわゆる簡易水道と言われる施設が幾つかあります。残りのそういった施設の管理面でのいろんなご意見あるいは要望等もこの議会で出された経緯があります。それらも含めて、この吉田地区の飲料水の供給施設については、まず実態をよく調査して、そして検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） この飲料水供給施設というのは、非常に不安定な位置づけがされているものですから、私も水道課にいたからその辺はわかっていますけれども、やっぱり簡易水道はランクが1つ上ということで、今、町長が申されたように、各地区それぞれ高齢化も進み、地区で管理しているそういうものに対してのやっぱり町としての対応、これから非常に望まれる時期になると思います。ぜひ財政等厳しいとは言いましても、やっぱりやるべきところはやっていただくという方向でお願いしたいと思います。

それから、4つ目として、これは旧観光協会の青市の建物、あれはちょっと私もあれのとき、あれは所有というか、あれは全部、土地も建物も観光協会でしたっけか。そうですね。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） そのとおりでございます。昭和61年に建築いたしまして、観光協会が事業主体となりまして建築工事費が2,595万と。そのうち1,500万が補助金で、県が700万、省庁が800万、あと単独事業で1,095万という形で、2,595万の事業費で観光協会が建設主体です。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） ありがとうございます。その観光協会が湯の花交流館へ移るというとき、私、質問したんですけれども、あの建物はどうするのと言ったら、そのときの答弁は確かに課長は、有効活用というか、倉庫等に活用するんだというような答弁をいただいたと思います。

最近通ると、あそこに貸し事務所というふうな張り紙がしてあります。確かに貸し事務所、これは町のほうからあしなさい、こうしなさいということは、観光協会の所有だからそこまでの権限はないとは思いますが、あそこの有効活用についての、今、貸し事務所とある、今の時代で貸し事務所としてあそこがどうなのかなということをやちょっと考えたものですから、一つの方法としたらシルバー人材の事務所等に、町の今度庁舎建て替え、そういうものも絡んできますと、そういうものをあそこの事務所を町で借りるなり何なりしてそこへやって、で、ミニ観光案内所、だからあそこでも観光案内が、入り口ですわね、あれは、東のほうからの、だから、あそこへ寄れば、詳細に観光協会みたいな説明はできないにしても、パンフレットを渡したり、それでこういうところですよという、そういうちょっとしたそういう観光案内所というふうに兼ねる、シルバー人材センターの事務の方をお願いして、そういう形での利用もあるなというふうに考えてものですから、今後、産業観光課長、利用方法、貸し事務所となっているから、利用方法がないから貸し事務所になっているんですけれども、何か課長のほうの考えとしてありますか。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） これは観光協会がことしの2月にこちらのほうに移るときに、それに伴いまして平成20年5月19日に、移転に伴います事務所の活用検討委員会という、観光協会ですやはりメンバーが常任理事で構成しております、そうしまして先般の新聞報道になったわけでございます。

町といたしましても、県の補助金が投入されておりますので、それで耐用年数の残の価格がありますので、県のほうに打診したところ、今、議員がおっしゃられましたように、観光パンフレットを置くだとか、あるいは観光イベントの倉庫にするような目的であれば補助金の返還は要りませんよという確認は得ております。

それで、今言われましたように、シルバー人材センター等の案が出されて、観光パンフレットの配布を併用したという形で、ご意見をいただいたんでございますけれども、この活用検討委員会、その理事さんで構成されてあるものがありますので、またそちらのほうにも打診し検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 稲葉君

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） ありがとうございます。ぜひ有効活用をされるよう、今言った検討委員会ですか、そちらへの町からの提言をしていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問は終了させていただきます。ぜひ町長、先ほど私、冒頭に言いましたリーダーシップをとってトップダウンでも結構ですから、そういうことで、ぜひこの町を引っ張って行っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（漆田 修君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（漆田 修君） 6番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

通告書に従い質問させていただきます。

まず、1つ目は、今、国のほうでも政権が変わり、国の行政刷新会議等の事業仕分けがありました。南伊豆町は1市1町の下田市との合併の立ち上げがなくなった後に、4年前、早々と議会は行財政改革特別委員会、町は行政改革推進委員会を立ち上げ、事業の見直し、コストの見直しなどに取り組んでまいりました。今回の国の事業仕分けを見ると、国は今まで市町村合併などを通じて地方への再削減を求めてきたと私は考えております。小さな市町村では、ぞうきんの水を乾いた上にまた絞って水を出すというような状況で行革を行ってきたところであると思います。国ではようやくそれについての重い腰を上げたのかなと私は考えます。

それで、今回の公開の事業仕分けは、予算査定のプロセス、過程について国民の注目を集めたことは評価できると思いますが、そこで、この事業仕分けにおける本町での継続事業の推進や新たな事業、また町民生活への影響はどのように町として考えておられるかお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、議員が申されたように、国で事業仕分けという言葉が最近非常に多く報道をされております。かつて、もちろんこれは国の段階でも行われてきたことだと思いますけれども、特にこの言葉として表に出てきている昨今であります。我々もちろん予算編成等では、この事業仕分けはやっておることでありまして、今、国が行っているこの事業仕分けによって県あるいは我々末端の市町村までどのような影響が出てくるのかということは、まだいまだに正直言ってつかめておりません。ただ、我々は新聞報道あるいはテレビの報道でその内容を把握するという事しか今の段階ではできておりません。そういう中で、ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

11月11日から11月27日まで実施された事業仕分けであります。これは3グループで217項目にわたる仕分け作業が行われたようであります。そこで74の事業を廃止して、19事業の予算計上を見送ると、そして132の事業は予算縮減と判定をされました。その結果を受けて

政府では、概算要求から3兆円以上の削減を目指した中での予算編成作業となるわけですが、事業仕分けの結果がどれだけ国の予算に反映をされ、どのように地方に波及するのかは、先ほど申し上げましたように、現時点においては明確にされておられません。

したがって、現在公表されている結果のみで本町への影響を判断すると、今、我々が継続事業で進めております下水道事業と地方交付税交付金の動向が、やはり何と云っても一番心配される点であります。そこで、下水道事業の仕分けの結果であります、これは国から地方自治体に財源を移した上で、実施は各自治体の判断に任せるといふのであるようであります。そして、具体的な制度変更の内容を示されたわけではありませんが、その内容によっては、今後の事業計画への影響は避けられないというふうに思っております。我が町が取り組んできたこの水の事業は、議員もご承知のとおり、ほぼ終盤へかかっております。何としても目的達成をしたいという思いで毎年国の補助を仰ぎながら事業継続をしておるわけありますので、非常にこれも心配をするところでもあります。

それから、地方交付税の交付金であります、抜本的な制度見直しが必要ということが言われておまして、これも先ほど申し上げましたように、本町のいわゆる歳入の50%を占める財源でありまして、この制度の見直しとなると影響は大きいわけありますので、今後の動向に十分配慮しながら、国への働きかけ等も積極的に、他の自治体と一緒にやっていくべきではないかなというふうに思っております。地方財政における財政調整機能と、そして財源保障機能をあわせ持つこの交付金制度でありますので、そういった観点からも交付税の成り行きいかんで我が町の財政運営、町の今後の行く末が、極端なことを言えば左右されるぐらいのウエートを占めておりますので、これについては今後注視していきたいという思いであります。

今後の予算編成作業の中で明らかになる事業仕分けの影響につきましては、事業の重要性、それから緊急性、こういったことを考慮した上で的確に判断をして、住民サービスの低下につながらないように慎重に対応した中で、今取り組んでいる新年度予算の編成に向けて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 答弁ありがとうございます。なかなか来年度予算の国のほうの編成ができていない中で事業がどういうふうになっていくのかわからない状況では、答弁は難し

と思いますけれども、これが財務省についてはそのまま実行するという話を聞いておりますので、他の省庁がそのままやってくる可能性もないことはないだろうなと考えると、非常に大きな問題が出てくるのではないかなと。この事業仕分けで農道整備事業の廃止とかというものが初日に出て、大分注目を浴びたということもあります。また、南伊豆町として見れば、バス運行対策事業補助金も切ると、また観光を核とした地域の再生活活性化事業については20%以上の削減であるという話が出ております。また、町長がよく言われております耕作放棄地はどうかしなければいけないんだという話も言われてはいますが、それに対する耕作放棄地再生利用緊急対策事業費、それについては予算計上見送りという形で話が出ております。

る、ほかにもたくさん、この薄いほうの資料を、私もコピーして持ってきたんですけども、全部やると、このくらい分厚く、1,000枚近くの、両面でもコピーしないと出てこない状況でもあります。全部はまだ目を通していませんけれども、単純に差異だけで見たところでも大分影響が大きいのかなと。これに対しては今、新聞報道等で見ますと、オリンピックの金メダリストが来たりとか、ノーベル賞の方々が出てきて予算削減は困るんだということを言っておられます。町で、あるいは各首長間でどのような対策等をこれから考えているのか、また行っていくのかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今後の対策ということですが、この事業仕分けについては、先ほど申し上げたような現状にありますので、特に我々の、例えば首長会議等では、これについての対応とかを協議した経緯は今のところございません。これが、それぞれの市町が予算編成に入っておりますので、そういった中で各自治体ともやっぱり苦慮している面もあると思いますので、今後の経緯、国の成り行きをしっかりと見きわめながら、今後の対応を我々首長間で連絡をとり合いながら、国等に働きかけていくということになるのではないかなという思いがしておりますけれども、今のところこれについての具体的なまだ動きはありません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 具体的な動きはないという中で、やっぱり町村会で、上のほうで手を

つける。末端の賀茂地域の町村会でも地方交付税の削減は困るんだという形はまず言っていないで、南伊豆町は町長が答弁された下水道事業に対しても、国ではなくて各自治体に任せると言われても、ではそれに伴う予算措置はどうなるんだという、ないという形の中でやるのでは、また下水道事業も推進していけないという形になってくると思うものですから、それについては、やっぱり町長がある程度方向性を出して、血みどろというわけではないんですけども、要望活動としてやっていくのが必要ではないかなと考えます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） その関連で申し上げます。

実は今度の要望を国あるいは県への上げ方が、議員もご承知のとおり、従来と変わってきました。そういう中で先般、聞き取りがありまして、これはまず県東部で取りまとめると、そして県の県連で取りまとめて国へ上げるという段階で、関係者が来られて、我が町でも何項目かにわたって要望を上げてあります。その中には、もちろん今言った下水道の関係であるとか、その他従来取り組んできた継続事業を初めとして、今我々が考えている事業項目について要望を上げてありますので、これらもよく成り行きを注視しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 今回の要望活動が変わったという形であって、これまでのやり方とは違うんだという中でも、強力にその要望活動はやっていくのが必要ではないかなと。どうしても南伊豆町というのは半島先端であって、党の本部が遠いところにありますから、それほど静岡あるいは沼津まで行って要望活動ができる場所ではないと。それを強調しながらやっていただかないと困るのではないかなと、要望活動がおろそかになってくるのではないかなと考えます。

その中で、この仕分けの中で、ちょっと話が変わるわけではないんですけども、同じなんですけれども、国の補正予算凍結の中で道路予算が減らされるという中で、3日の静岡新聞を見ますと、直轄の国道整備事業で伊豆循環自動車道（河津下田道路）の一期分260億円凍結という経過が出ています。そういうことについての要望活動等はこれからどういうふうに行っていくのかお伺いします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた伊豆縦貫自動車道の関係が確かに先般、新聞報道されました。その中で30%対前年で削減だというふうな書き方が、ある新聞で報道されたと思います。これは今まで言われてきた事業費の削減の中で道路関係が削減されるということですが、この伊豆縦貫自動車道はもちろん今まで期成同盟会等で、知事が会長ですが、国等に働きかけて予算の確保等もしてきております。これが削減されるとなると、やはり我々地域住民への影響というのは非常に大きいわけですので、これについても恐らくこの同盟会の中でもまた問題提起がなされると思いますので、ほかの市町と一緒に国に働きかけていくということに恐らくならないかという思いでおります。今まだそういう段階ですので、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 今の国道の関係と関連するんですけれども、補正予算の凍結があって、今、補正予算を国のほうでやっているという話があるんですけれども、凍結になった段階で町としての影響があるのかないのか。そういうものを総務課長わかったらお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） すみません。突然なものですから、ちょっと用意をさせていただきます。

国の1次補正の凍結ということでございます。今回提案申し上げている補正予算の中でそれも若干ございます。これ第2次の子育て応援特別手当というのがございました。これにつきまして当町としては849万円の予算化をいたしたわけですが、一番大きい部分として、これをすべて削減という形で今回計上させていただきましたけれども、ほかもろもろ凍結という部分がございますけれども、当町への影響は余り多くはなかったかなと、細かい部分でありまして、一番大きな部分がこういうところの部分ですから、感じは。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 影響等少なかったという話もあるんですけれども、やっぱり道路整備等も南伊豆町、伊豆半島で大分必要であると言っていることを考えると、こういうことも要

望活動としてこれからもみんなでやっていかなければならないかなと考えますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、県の事業仕分けについてでございます。

国の事業仕分けと同じような感じですがけれども、県でも事業仕分けをやって、県についてはもう予算がある程度形が見えてきたという形になっておりますけれども、この事業仕分け等による町への影響等、またこの事業仕分けの、不要とか市町村が実施すべきものとかというのがありましたけれども、それに対しての町への影響等はどのようなふうにと考えたらいいか、ございますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この事業仕分けについて、県の行っている事業仕分けについてはどうかということではありますが、県では10月31日から11月2日にかけて101事業について事業仕分けが行われたようであります。そこで、平成22年度の当初予算の部局調整案が先日公表をされました。今後、予算調整を進め、知事の判断を踏まえた予算を作成して県議会に諮るといふような計画になっておるようであります。

そこで公表された仕分け結果では、不要ということで仕分けされた事業が12件、それから市町村が実施すべきというのが6件、それから部局調整案の状況は、14件を廃止、69事業を改善、それから2事業について提案というふうになってございます。

仕分け結果で不要、市町村が実施すべきとなったものについて、本町に影響があるものが2事業、2つありました。不要となったのはシルバー人材センターの育成事業費助成でありまして、平成20年度は188万円の県補助を受けておりました。これについては名称をシルバー人材センター自立促進事業費助成として再構築することになっておるようであります。また、市町村が実施すべきとなった事業には健康づくり総合支援事業費助成がありますが、町が実施する生活習慣病予防事業、食育推進事業、歯科保健対策事業等に対して平成20年度は26万円の県補助を受けたところであります。この事業は平成23年度までに段階的に廃止することとなっておりますが、子育て支援や健康づくりを推進する意味で町が継続して実施すべきか検討をしたいと思っております。

また、今後も静岡県県の動向に留意しながら、県への働きかけを強化をして、事業仕分けの影響で住民サービスが低下することのないように、新年度の予算編成に取り組みをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 県の事業仕分け等の当町における影響というのは、今言ったシルバー人材センターの育成事業助成が再構築になることによってどうなるかわからない。また、あるいは食文化していきたいという話がありました。また、健康づくり総合支援事業費助成金というのが、私が言うとおかしいんですけども、メタボ対策あるいは食育といった形でやるという話だそうですねですけども、金額は少ないといえどもやっぱりそれは町民の生活にかかわるものですから、これを継続したいと言っていたのは大変うれしいと考えます。

定住促進事業が町へ移管だというお話を事業仕分けでやっていたんですけども、いきいき静岡交流定住促進事業費というのは、県がやるのではなくて市町村へ移管したいんだという話がありましたけれども、それについて町のほうの影響等はどうなっていますか。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今、議員のおっしゃられました定住促進事業の関係でございますけれども、町のほうでもその事業を実施しておりますが、予算を必要としない形での事業を19年度から実施しております。ゼロというわけではないんですけども、その事業がなくなるということで、町で実施しております定住促進事業については、企画調整課のほうの事業については一応影響がないというような状況で進めておりますし、本年度につきましてもその事業を来年2月に、菜の花まつりの時期に一応実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 県のほうでは田舎のほうの定住促進を考えていないのかなと。少しは考えていただくように、また言っていただきたいなど。これについても町長は、影響の大きいものについては町費で頑張っていくと言われておりましたので、県の事業仕分けについての影響は当町では少ないのかなと考えますけれども、事業仕分けでまた影響が出たときには、それなりに一生懸命頑張りたいと思います。

続きまして、町の総合計画についてお伺いいたします。

第4次総合計画も終わりに近づき、第5次総合計画の策定に向かっているわけですけども、この計画策定に当たり、町長はどのような方向へ向けていくのか。その中で、町長とし

ての目玉事業等は何かあるのかお伺いたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

総合計画につきましては、先ほどの一般質問でもお答えしましたけれども、合併があのような状態であって、これを受けて単独のまちづくりということでスタートする22年度になるわけではありますが、いわゆる自立のまちづくりのための指針ということが言えると思います。そして、計画策定に当たりましては町民の声が何よりも重要であるということから、先ほど申しあげましたようなワークショップあるいは地区懇談会、アンケート調査、産業団体との話し合い、そういったことを今行ってきておるわけであります。したがって、こういった話し合いの、あるいは町民の意見を集約したものがやがてでき上がりますので、それを受けて、私としては総合計画に反映をさせていきたいと。

そこで、今、目玉の事業はということですが、これは総合計画を策定をして、そして基本計画、そしてこれを受けて実施計画の策定になります。その中で個々の事業の計画を策定するわけありますので、これにはやはり今取り組んでいる継続事業である下水道事業等、まず優先的に考えるべきではないかなと。そして、将来へ向かっての町のやはり活性化に向けていろんな観光面であるとか、その他産業振興、防災、医療、福祉、教育等、それぞれの分野にわたって、今我々が取り組んでいる財政計画あるいは過疎計画等、そういう中で事業の成果をよく見きわめながら実施計画へ向けていきたいという思いであります。

これについては、また議会にももちろんお示ししなければならないという思いでありますので、とりあえず今の段階では総合計画の策定、基本計画の策定ということで取り組んでいくことだけを申し上げておきたいと思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 総合計画ではいろんなことを一生懸命書かなければいけないわけですから、基本計画がないと、その中から最終的には実施計画までいかないという話でしたけれども、その辺でやっぱり町民が関心を持つのが、低迷する町内産業をどうやって向上させるのかと。それが計画の中でやはり産業を向上させないと、やっぱり定住にも進んでこないと。それに付随してほかのもろもろはついてくるわけですから、まず人がいないことにはどうしようもないわけですから、景気がよくなるような産業を盛られるようなことを、この総合計

画の中にどのように織り込んでいかれるのか、基本的な考えでもいいですからご答弁願います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 景気がよくなるような産業振興ということですが、非常に難しい問題でありまして、今まで取り組んでももちろんきておりますし、我が町は観光立町ですから、やはりよく言われる第1次産業と結びつけた第3次産業の育成ということが言われております。これには観光交流館での、いわゆる直売所のさらなる育成であるとか、そういった面でやはり高齢者の問題、地場産品の問題等もあります。そういう面での町内の産業面での活性化、育成、こういったこともあります。

さらに、安心・安全という面では、やはり私は、今取り組んでいる問題としては、ハード面ではやはり一つには治山という問題があると思います。これは防災面ですけれども、そういったことも県の関係機関とよく連携をとりながら事業実施に向けて取り組んでいきたいという思いでおります。ソフト面では、やはり精神的な安心・安全ということで町民に喜んでいただけるような事業については、今後それぞれの分野で、実施計画の策定の段階で具体的にしていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 難しい答弁だったと思いますけれども、ありがとうございました。

でも、それがまたもう一つあるとしたら、この共立湊病院が下田に移るという中で、町の総合計画に医療の問題をどのように盛り込んでいかれるのか。要するに病院が減る中で、なくなっていく中で、町民のための総合計画ですから、それをどのように織り込んでいかれるのかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この共立湊病院が移転した後の我が町の医療ということで、移転後の跡地利用については、昨日の一般質問等でお答えをしました。年度内にこの空き地利用の委員会を、仮称ですけども立ち上げて、診療所として、あるいはほかにも、あれだけすばらしい環境の現在地ですので、いわゆる医療の面で、あるいはできれば福祉の分野でも生か

せるような方策を考えていきたいという思いであります。

医療サービスが低下することのないように、特に緊急医療等もありますので、そういった面にも配慮しながら、新病院の建設とあわせ、今後は跡地利用についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 共立湊病院もありますが、しゃべりたいこといっぱいあるんですけども、今日はもうそのくらいにしておきますけれども。一つしゃべっておきたいのは、計画の中で庁舎建設も新しいものに変えてくるのかなと考えますけれども、ほかの議員も言われておりましたけれども、木造という話もいい話ですけども、私が思うには、せっかく下賀茂にあるんですから温泉熱を利用するとか、要するに、この間の全員協でも話をしたんですけども、そこにメロン温室がありまして、そこで暖房に使っておられる。ある方に聞いたところによりますと、その熱があればクーラーもできるんだと。ボイラー等がかからないで熱交換によって暖めることもできるし、エアコンが使えるんだという形があるという話を聞いております。これ新しい庁舎が温泉で冷暖房を行うという形は、全国、まず庁舎としてないだろうと。そのときにこれは観光の町ですけども、視察に来られるのではないかと考えますので、そこを考えて設計のときに、またほかの議員もおられましたけれども、検討課題として、視察に来られるような庁舎であるという形が、南伊豆にはすごい、日本に1つしかない施設だよという形で自慢できるものがあれば、非常に町民も自慢になるのではないかなと考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この下賀茂温泉は非常に恵まれた温泉資源というのがありまして、これをやはり有効活用という面からも、今、議員が言われたようなことが必要であると思います。今後、検討委員会の中でもそういったことも私も委員として提言というか、申し上げていきたいというふうに思っております。この温泉の利用は、そういった面だけでなくほかにもまだいろいろ、我々としても当然考えていかなければならない非常に恵まれた資源ですので、今、清水議員が言われるような動きを十分、こういった庁舎建設にも反映できるよう、今後提言していき

たいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 国のほうでも環境問題でCO₂削減25%という話が出ている中、温泉熱を使うということはほとんどゼロに近いという形になってきますので、エコだと、エコの施設だよという形が出てくるのではないかなと考えますので、検討していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 清水清一君の質問を終わります。

◎議第96号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） これより議案審議に入ります。

議第96号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（漆田 修君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために固定資産評価審査委員会が設置されております。委員3名中、青野518番地の2、タカハシカズオ氏の任期が本年12月31日をもって満了となります。後任には手石265番地の2、ヨコヤママコト氏を選任いたしたく提案した次第であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第96号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は同意することに決定されました。

◎議第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（漆田 修君） 議第97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

今回の幼保再編計画により、かねてより耐震性等に心配のあった手石保育所を来年1月1日より旧南崎小学校跡へ移転する南崎保育所と統合し、平成22年4月1日より新保育所として運用するものであります。つきましては、手石保育所を削除し、あわせて南崎保育所の定員数を30人から120人に、差田保育所の定員数を45人から60人に、南上保育所の定員数を45人から60人に変更するものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。、

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議第97号 南伊豆町保育所条例の一部を改正する条例制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎会期延長

○議長（漆田 修君） 日程第5、会期延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は12月10日までと決議されていますが、審議の都合によって12月11日まで1日間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月11日まで1日間延長することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事がすべて完了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一

平成21年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成21年12月11日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第 98号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第 99号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 日程第 5 議第100号 南伊豆広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第 6 議第101号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 7 議第102号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議第103号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議第104号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第10 発議第 9号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第11 議会改革調査特別委員の選任について
- 日程第12 発議第10号 シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書
- 日程第13 閉会中の継続調査申出書
- 日程第14 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君

9番 齋藤 要 君

10番 渡邊 嘉郎 君

11番 横嶋 隆二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	教 育 長	渡 邊 浩 君
総 務 課 長	鈴木 博 志 君	企画調整課長	藤 原 富 雄 君
建 設 課 長	小 坂 孝 味 君	産業観光課長	山 田 昌 平 君
町 民 課 長	奥 村 豊 君	健康福祉課長	松 本 恒 明 君
教 育 委 員 会 長	大 野 寛 君	上下水道課長	山 本 信 三 君
事 務 局 長			
会 計 管 理 者	大 年 清 一 君	総 務 係 長	大 野 孝 行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田 忠 蔵 主 幹 大年 美 文

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

5番議員 保坂好明君

6番議員 清水清一君

◎議第97号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 竹河十九巳君登壇〕

○第1常任委員長（竹河十九巳君） 第1常任委員会の委員会報告をします。

議第97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について。

本委員会に付託された南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定については、審査結果、原案のとおり可決されましたので、南伊豆町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

開催月日及び会場、平成21年12月10日、南伊豆町役場委員会室。

会議時間、開会午後 2 時22分、閉会午後 2 時43分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目 議第97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決しました。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

①問 南崎、手石、南上、差田の各保育所における現状の保育実数はどのくらいか。

答 南崎29名、差田34名、手石106名、南上39名である。

②問 手石保育所を廃園するということであるが、保護者へのアンケートはどのように行ったのか。

答 アンケートについては、「再編を進める」、「再編はやむを得ない」、「再編を進めるべきでない」との形で行った。

③問 現状の南崎保育所29名、手石保育所106名であるが、合計すると135名である。新しい南崎保育所は120名となっているが、他の保育所に移動する者、卒園する者の関係で少なめになったのか。

答 南上、差田、手石の定数ですが、平成22年4月1日現在、南上34名、差田28名、南崎89名と予想している。手石、南崎を合計すると120名の定員を超えるとの指摘ですが、5歳児が卒園し、毎年新生は30名ぐらいである。30名がすべて南崎へ行くとは限らない。南上、差田を受け皿と考え、それぞれ60名とし、240名は変更しないこととした。アンケート結果は、差田は13名で、平成24年度5歳児、4歳児、3歳児は卒園して存在しないので、1歳児、2歳児の保護者にアンケートを実施した。差田については「再編を進める」が5名、耐震などを考えると「やむを得ない」が8名であった。南上については「再編を進める」が2名、「やむを得ない」が5名、「進めるべきでない」が2名であった。

④問 南崎保育所の定員に関しては、見込みで大丈夫ということか。場合により希望が上回った場合は柔軟に対応することでもいいか。

答 結構です。

⑤問 再編に伴って、竹麻地区の保護者が幼稚園へ行く話も出てくるのではないか。4月からそちらへ行く人数を掌握しているのか。

答 下賀茂地区の保護者4名からそのような申し込みがあった。

⑥問 一般質問の中で、通園バスを購入予定であるとのことだが、運転手1人で運行するのか。9月議会では路線バスを活用する予定との答弁があったが、その活用策は。

答 9月議会では路線バス利用の話もあったが、購入することになった。運転手については、健康福祉課に勤務の2名が老人バスの輸送を行っている。その現状を活用して運行したい。運転手には了解をとってある。

⑦問 路線バスについては、通園バスを使わないで通園したい希望があり、ダイヤなどを考えてほしい。バスを購入するとなると、南伊豆町ではバス3台となるのか。

答 3台となる。

⑧問 手石保育所が廃園となるということで、跡地利用については手石地区、下流区に状況説明は、計画などはあったか。

答 南崎保育所については区長に話をした。区としては建物については耐震性がないので利用できない。建物については教育委員会で壊し、跡地については区で考えてほしいと。手石地区については区長代理に話したが、後日区の中で検討し話し合うとのことであった。

⑨問 この序売れ改正との関連だが、新しい幼保施設の竣工の目途はいつごろか。

答 平成24年4月1日を考えているので、22年度中に設計、23年度中に建設となる。

⑩問 南上、差田は残っていくが、現状では耐震性がない。それらに対する緊急の場合の対策は。

答 平成24年度までの2年間は、南崎、手石についてはこの1月、4月から安全である。差田、南上、幼稚園は耐震性がない。この3施設の危険を回避するには再点検をし、危険箇所の改修が必要である。地震情報などで危険が予想される場合は、他の場所への移動も考えている。

⑪問 耐震性がない場合でも鉄骨などで補強し、できる限りの予防策により倒壊する時間をおそくすることはできるのではないか。

答 子供の命を守ることが一番なので、差田、南上、幼稚園は工夫していきたい。また、幼稚園、保育所についても建てかえになるまでの間、どのような災害が起こるか心配なため、早急に補強を検討して予算計上を考えている。

以上です。

○議長（漆田 修君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） この条例について賛成の討論を行います。

委員会を開くことで保育所の統合計画についてのこれまでの取り組みを十分伺うことができました。保育所の統合問題は、保育園に通う幼児の数も減少している中、その園舎の耐震性の問題、そして建てかえの場合の財政の問題、同時に園に通う保護者の利便性の問題等々、複雑と困難性も抱えた課題であります。近隣の合併の問題でのパートナーとなっていた市町でも、新聞紙上でこの問題での逡巡と難題が投げかけられているところですが、今回の委員会で説明を受けて、南伊豆町のこの広い地域を先人が保育所をきちんと設置をして地域を守ってきた、この取り組みを見据えながらも保育所を公立で残して、そしてあり方に対しても深く検討を重ねていくということ。さらに安全性を最優先して財源的にもしっかりと見通しが立った安定した取り組みをするということで、幼保園をつくる移行過程の中でも旧園舎のままであるところの緊急の耐震補強の問題、そして移動手段として経過的には一時的に通るところになる保護者に対しての通園バスをきちっと出してこれに対処する、こういう配慮が確認されて、これに至るまで保護者とたび重なる対話を重ねて理解を深められたことに対して深く敬意を表して、今後の保育行政に対してもこの地域を守って、今政治的、経済的に一番大変な時期であります。やがてこの地域で少子化の問題が解消されて花開く、その時代の礎になる、その取り組みをしっかりと受け継がせていただくよう強く要望して、この条例に対する賛成の討論といたします。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第97号 南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のと

おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第98号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第98号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定であります。

当条例は、平成17年3月南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例改正で、定員確保が困難であることから定員を396名から310名と定員削減改正を行いました。南伊豆町消防団条例第3条第1項に、設置区域内に居住する年齢18年以上45年以下の者であること。ただし団長、副団長等にして、特に必要があるときにはこの限りでないとあります。しかし、現状では若者の流出等により各地区の分隊の多くは団員確保に苦慮しているところであります。今後も少子化の影響により団員確保の困難が予想されており、住民の生命、財産を守り消防力を確保するために年齢18年以上45年以下の者から、年齢18年以上50年以下の者へ改正したいものであります。また、別表第3の貸与品の中で現在使用していない法被及び腹掛について削除したいものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第98号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第98号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第99号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第99号の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡地方税滞納整理機構に新たな事務を追加することに伴う広域連合規約の変更であります。

地方自治法第291条の3第1項の広域連合である静岡県及び静岡市ほか36市町で構成する静岡地方滞納整理機構の規約変更に係る協議については、同法第291条の11の規定により議会の議決を要するものであります。

詳細につきましては、町民課長から説明をさせます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。変更する規約のものを
ごらんください。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に2号を加える。第2号は徴収事務に関する研修事務、第3号は徴収事務に関する相談事務であります。それが第2号となります。

第3号として、構成団体の職員に対する税務研修事務が加わります。これは今まで実施していた徴収研修に加え、各自治体に共通する基礎、専門研修を行うもので、各地区の税務研究会等で行っていた税務研修の集約化を図るものであります。

第4号として、軽自動車税及び自動車取得税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。）に係る申告書又は報告書（構成団体へ直接提出されるものを除く。）の受付、審査、保管及びこれらに関する事務が加わります。これは今まで県の町村会に委託していた軽自動車関連税の申告書所持事務の一元化及び原付の二重登録防止のための市町村間の確認業務の集約化を図るものであります。

第5条第1号中「地方税の滞納整理事務」を「前条各号に掲げる事務」に改める。これは滞納整備事務以外の税務研修が新たに加わったことによる文言の整備であります。

第17条第2項中「次に」を「別表に」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。これは区分ごとに負担金の種類を明確にしたものであります。

附則として、施行期日、経過措置を定めております。

以上で内容説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第99号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第99号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第100号 南伊豆広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第100号の提案理由を申し上げます。

広域市町村圏は、高度経済成長時代におけるモータリゼーションの普及や日常生活圏域の広域化を背景として、都市と周辺農山漁村地域が一体となって地域の振興整備を進めるため自治省が昭和44年に設定したものであります。賀茂地区では昭和46年8月1日に南伊豆地区広域市町村圏協議会を設置し、構成市町村の振興整備を展開してまいりました。しかし、市町村合併の進展や社会経済情勢の変化により、総務省は広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして、平成21年3月31日をもって広域圏行政の廃止をいたしました。これにより下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町をもって規約を定め設置された協議会を廃止することについて議案を提案するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水委員。

○6番（清水清一君） この廃止についてですけれども、これは各自反対を協議会でもですけれども、それにかわるのはあるのか、あるいはまたかわるものがあるって広域的なものが廃止になったのか、またあるいはそのかわるものを新たに作るのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） お答えします。

この協議会の廃止理由につきましては、今町長が述べられたとおりでございます。そんな経緯等々があったということでこの業務が終了したということで、今議員のほうのご質問はこれにかわるもの。それにつきましては、賀茂地区における1市5町の任意の組織による連絡会議の設立、また沼津市、伊豆市等を構成員とする伊豆中南部半島振興協議会、それと伊豆半島の6市6町会議などがまだございます。そういうようなものを充実させて、これにかわる組織として活動をしていくという予定であります。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

○7番（梅本和熙君） 清水議員が言ったのと大体同じなんですけれども、いわゆる広域行政でやっていかなければ効率的な行政運営ができないものというのは大分あるわけで、今後も。それに対して任意の協議会で対応できていけるのかという問題です。これは国主導でやってきたんでしょうけれども、町長の説明の中では国主導でやってきた、国が今度は広域圏を補助金からそういう部分で応援しないよということではないかなと思っただけなんですけれども、任意の場合に本当に国や県が効率的な行政、いわゆる簡単な話でいうとごみ焼却場とかそういうようなことで広域行政をやっていくほうがいいんじゃないかという気がするんですけれども、その辺はどうですかね。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今のご質問なんですけれども、確かに広域でやるまだ事業等はあると、今言われたように過去に設置したもので総合計算センターであるとか、消防組合、衛生プラント等とあります。ただそれらについて今一部事務組合事業として実施しております。それで、国・県の補助金に絡んで確かに今までのままでは市町村広域圏の中での計画をもって各種補助金申請等をやった経緯がありますが、今後その必要はないと国のほうの見解でございます。このような経過で協議をし計画でなければ補助対象になりませんというようなことは今後はなくなったというようなこともあった中で、協議会の廃止ということになり

ました。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

○7番（梅本和熙君） 今課長の説明でいくと、例えば新しい一部事務組合をつくりたいという町村がある中で、その場では新しい事務組合をつくろうという例えば町村で、国のほうへ補助申請とか、そういうことを出せば国のほうでは検討するということですね。

○議長（漆田 修君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 最終的にはそのような形になるかと思いますが、国のほうの方針としましては、市町村合併がかなり進んでいったと。それでかなり大きな行政単位になったというようなことで、その広域による行政については必要ないということはないと思うんですが、そういう形での行政運営は少なくなったという解釈です。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第100号 南伊豆広域市町村圏協議会の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第100号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第101号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第101号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,344万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,487万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、役場新庁舎建設のための実施設計業務委託料5,000万円、障害者福祉事業の扶助費1,840万円、児童福祉費では保育園バス購入事業に540万3,000円、公共下水道事業繰出金474万7,000円、消防費の防災施設管理事務では、全国瞬時警報システムジェイアラート改修工事費797万5,000円を、また台風18号の被害による災害復旧費に4,610万円等を増額補正するものであります。

また、歳入の主なものは、国庫負担金3,735万6,000円と、民生費県負担金の590万8,000円、各種県補助金1,679万8,000円、市繰入金を5,054万円と財源調整のための繰越金4,340万3,000円と町債1,400万円の追加でございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） それでは、議第101号の内容説明をさせていただきます。

初めに、19ページをお開きください。

歳出から申し上げます。歳出の主なものから申し上げます。19ページをとんで20ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費で20の一般管理事務です。23万3,000円補正し、2億9,946万6,000円とするものでございます。14節の使用料及び賃借料、印刷機の賃借料で11万3,000円です。これにつきましては、印刷機の5年間のリースを行うものでございます。

次に、その下の22の庁舎建設事業です。5,033万1,000円を補正し、合計で同額でございま

す。13節、町長の説明にもございましたけれども、13節の委託料5,000万円です。南伊豆町の新庁舎の建設の実施設計の業務委託料5,000万円でございます。

次に、22ページをお開きください。

2項の徴税费、82の賦課徴収事務です。328万3,000円補正し、2,653万2,000円とするもの
でございます。23節の償還金利子及び割引料、徴税等の還付金282万円でございます。固定
資産税の償却資産の修正申告があったわけでございます。

次のページでございます。

3款民生費、1項の社会福祉費です。171の障害者（児）福祉事業です。2,296万5,000円
補正し、1億4,315万2,000円とするもの
でございます。20節の扶助費でございます。重度障
害者（児）医療扶助費200万円、自立支援介護給付費が1,640万円の合計1,840万円です。23
節の償還金利子及び割引料は、国県支出金返還金で399万4,000円でございます。自立支援医
療費給付費の返還金です。

その下の173です。障害者（児）地域生活支援事業です。30万6,000円補正するもの
でございます。合計を1,984万円とするもの
でございます。これも国県支出金返還金
でございます。障害者地域生活支援事業費の返還金
でございます。

次に、25ページをお開きください。

2項の児童福祉費です。190の児童福祉総務事務です。200万円補正し、1,543万3,000円と
するもの
でございます。18節備品購入費です。児童遊園遊具が200万円です。湊の児童遊園
の遊具を2基購入するもの
でございます。

195の児童福祉施設運営事務です。574万2,000円を補正し、1億8,988万3,000円とするもの
でございます。18節の備品購入費、保育園のバス購入費で540万3,000円です。新南崎保育
所の通園バス
でございます。

次の26ページをお開きください。

2項の児童福祉費の206子育て応援特別手当事務です。849万円減をし、合計をゼロにする
もの
でございます。これは昨日もありましたけれども、国の1次補正の振りかえによるカッ
トで全額削減をいたしました。

次のページです。

4項の介護保険費です。211の介護保険特別会計繰出金です。215万6,000円補正し、1億
2,767万7,000円とするもの
でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

4款衛生費、2項の清掃費です。260のごみ収集事務です。265万5,000円補正し、6,748万9,000円とするものでございます。13節委託料で、粗大ごみ収集処分業務委託料250万円です。収集運搬業務の不足分、粗大ごみの炉ということで250万円の補修をするものでございます。次の30ページです。

5款農林水産業費、1項の農業費です。288の農業振興事業です。140万円補正し1,257万5,000円とするものでございます。8節の報償費は賞賜金で54万円、イノシシが20頭、猿が20頭でございます。19節の負担金補助及び交付金、有害獣等被害防止対策事業補助金50万円です。電さく等の補助金の増額です。

299の農山村総合施設管理運営事務です。52万8,000円補正し、2,036万7,000円とするものでございます。需用費でございます。修繕料45万円です。これは南上プールの休憩所においてのテントがありますけれども、そのテントの修繕の更正増でございます。

32ページをお開きください。

6款1項商工費です。358の観光振興事業で299万5,000円を補正し、8,199万5,000円とするものでございます。15節の工事請負費です。湊地区観光施設整備工事240万円、弓ヶ浜大橋の交差点のところに、弓ヶ浜の歓迎看板があります。非常に老朽化しまして、その看板の設置工事でございます。

次の33ページです。

7款土木費、1項土木管理費です。380の土木総務事務です。35万2,000円補正し、5,489万7,000円とするものでございます。19節の負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震補強助成事業費補助金30万円、1棟分を補正で追加するものでございます。

次のページです。

2項の道路橋梁費です。389地方特定道路整備事業200万円を補正し、1,863万3,000円とするものでございます。工事請負費で関連附帯工事で200万円、吉祥の地区懇談会に行ったときに、区画線が非常に消えているよというお話ございました。それに対応するもので、成持吉祥線の長沢口から段店というんですかね、あの辺まで延長3キロの区画線を引くというものでございます。

393事業の橋梁維持事業です。220万円補正し、1,275万円です。委託料で橋梁点検業務委託220万円です。橋梁の長寿命化計画をするための委託でございます。橋長が15メートル以上の30橋分を予定してございます。

次のページです。

5項の都市計画費です。421の公共下水道事業特別会計繰出金474万7,000円補正し、2億5,196万7,000円とするものでございます。

次のページです。

8款1項消防費です。434非常備消防事務です。588万円補正し、3,478万5,000円とするものでございます。需用費で被服費588万円です。消防団の活動服が平成四、五年につくったもので、非常に15年も経過しているということで、現基準に合わせるものでございます。消防団の活動服350着分を購入予定でございます。

447防災施設管理事務です。797万5,000円補正し、1,282万9,000円とするものでございます。工事請負費で全国瞬時警報システム、ジェイアラートシステムの改修工事で797万5,000円、これシステム変更によるものでございまして、消防庁のほうの瞬時に対応できる放送内容も事由に選択できるというシステムの変更でございます。

めくって38ページをごらんください。

9款教育費、2項の小学校費です。478の南伊豆東小学校管理事務です。98万5,000円補正し、1,319万4,000円とするものでございます。18節の備品購入費です。施設備品で71万4,000円です。東小の滑り台が点検をやりまして非常に腐っていて使えないということで、滑り台一式を購入するものでございます。

40ページをお開きください。

5項の社会教育費です。514の文化財管理事務、86万2,000円補正し、146万5,000円とするものでございます。13節の委託料、庁舎建設埋蔵文化財試掘調査委託料85万9,000円でございます。庁舎建設検討委員会のほうの答申をいただきまして、庁舎の位置ということで現地調査をするということで、埋蔵文化財の試掘調査が必要になるということで計上させていただきました。

続きまして、518の図書館管理運営事務です。54万円補正し、2,102万円とするものでございます。全体で54万円の補正でございます。報償費、需用費、委託料、それぞれあります。石垣りんさんの記念室1周年記念イベントを行うための費用でございます。

次の42ページをお開きください。

1款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費です。540の農地及び農業用施設災害復旧事業です。210万円補正し、330万1,000円とするものでございます。15節の工事請負費、現年災工事で200万円です。農業災ですから場所は公共災で市之瀬の平戸の入り口近辺のところの修理でございます。

549の漁港施設災害復旧事業です。4,300万円を補正し、4,972万7,000円とするものでございます。工事請負費ではやはり現年災工事で4,300万円、伊浜漁港の分が4,000万、落居漁港の分が300万円で合計4,300万円。

550の単独漁港施設災害復旧事業100万円補正し、180万円とするものでございます。これも現年災工事で100万円を公共災の附帯工事として100万円を計上させていただきました。

次に、9ページをお開きください。

歳入を説明させていただきます。歳入の主なものでございまして、10ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金です。2目の災害復旧費国庫負担金で、2,868万1,000円補正し、3,600万4,000円とするものでございます。漁港施設の災害復旧費の負担金で2,868万1,000円です。おおよそ負担率が3分の2でございます。

続きまして、次のページです。

2項の国庫補助金です。民生費の国庫補助金が835万6,000円の減で476万7,000円とするものでございます。002と003、ここの部分が子育て応援特別手当補助金及び取り扱い事務の補助金、これが先ほどの国の1次補正のカットによる部分でございます。

続きまして、3目の土木費の国庫補助金が110万円の補正でございます。これも橋梁点検業務の補助金で、これも補助率2分の1でございます。

次の13ページでございます。

16款県支出金、1項の県補助金です。2目の民生費県補助金が566万3,000円補正するものでございまして、3,380万7,000円とするものです。ここの3節の児童福祉費の補助金206万4,000円、安心こども基金の事業補助金で206万4,000円、このうち児童遊園の先ほどの湊の児童遊園が200万円でございます。

6目の消防費の県補助金です。823万5,000円補正し、1,031万7,000円とするものでございます。これは1では大規模地震対策総合支援事業費補助金196万円、消防の活動服の補助金3分の1の補助です。防災情報通信設備事業交付金627万5,000円、ジェイアラートの補助金でございます。

7目の災害復旧費の県補助金が130万円でございます。農地及び農業用施設災害復旧費の補助金130万円、これ65%でございます。

9目の商工費の県補助金です。130万円補正し、1,379万1,000円とするものでございます。湊地区の観光施設整備費の補助金130万円、湊地区の観光看板です。弓ヶ浜の観光看板、補

助率が3分の2でございます。

続きまして、次の14ページです。

18款1項の寄附金で商工費の寄附金、50万円補正するものです。観光施設整備費の寄附金50万円です。今の弓ヶ浜の歓迎看板の寄附金でございます。

次のページです。

19款の繰入金、2項の基金繰入金で1目の基金繰入金、5,054万円補正するものでございます。6節では、石垣りんの文学記念基金の繰入金が54万円です。石垣りんさんの基金は20年度末で244万円ございました。この54万円を執行しますと21末は190万円の残高になります。続きまして、7節の庁舎建設基金の繰入金5,000万円です。これもこの5,000万円を繰り入れにしますと庁舎建設基金の残高は6億1,255万5,000円でございます。

次のページをお開きください。

20款1項1目の繰越金です。4,340万3,000円補正し、3億7,420万9,000円とするものでございまして、前年度の繰越金でございます。これによりまして、繰越金の残は5,535万6,000円でございます。

18ページをお開きください。

22款1項町債、4目の災害復旧債です。1,400万円補正し、1,660万円とするものでございます。公共土木施設災害復旧で漁港施設の災害復旧事業債で1,400万円です。事業費の3分の1です。

次に、5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為の補正でございます。追加でございまして、事務機器等の賃借料で、期間が22年度から26年度まででございます。限度額は327万1,000円でございます。事業予定額は338万4,000円です。本年度の支出予定額は11万3,000円でございます。

次のページをお開きください。6ページです。

第3表の地方債補正でございます。変更でございまして、起債の目的で、漁港施設災害復旧事業、補正前はこれはなかったわけですが、今回の災害でその復旧事業債を借りるために、補正後はここの部分が1,400万円ふえるということで、補正前の限度額は2億7,650万円、補正後の限度額は2億9,050万円でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

このたびの補正前の額ですけれども、合計で44億2,142万9,000円です。補正額は1億6,344万7,000円で、合計で45億8,487万6,000円とするものでございます。補正額の財源内訳

は特定財源で、国県支出金が5,280万6,000円、地方債が1,400万円、その他が5,126万5,000円、一般財源が4,537万6,000円でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○6番（清水清一君） 6番、清水です。

1点だけお伺いします。

議会費の委員報酬、これはなぜふえているのか。当初予算でわかっているというか、変更は無いと思いますがこのことについてを。

それともう一つですけれども、22ページ。町税等還付金、固定資産税も全国的に見れば赤という関係でございますけれども282万円、どのような当初予算からどのような形で、余りよそには言えないと思いますけれども、まずどのような業者がそれからどのような経過があったのかということです。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 議会費ですから、ちょっと議会事務局長に答えてもらいたいですけれども、まず議員報酬でございます、4万4,000円ですか。これは8月の臨時議会の委員の改選によりまして、委員長が兼務者がいなくなったためということでございます。以前は第1常任委員長、議会運営委員長が兼務していたと。

次に、需用費のほう。需用費のほうは印刷製本費の部分で、議会だよりの増ページ分です。これが5万2,000円の増ということです。

○議長（漆田 修君） 町民課長。

○町民課長（奥村 豊君） 償却資産の修正申告であります、建物の改築関係で申請しているというのが1社です。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありますか。

稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 2点ほどお伺いします。

歳入のほうでまず11ページ、土木費の国庫補助金、橋梁点検業務補助金、これは国交省のほうでも4メートル以上でしたか、なんかの橋梁、点検業務を進めているということによっておりますけれども、今これで対象になっているというか、何メートル以上なんですか。そ

してどのくらい、もうこれでやっているのは何事業ぐらいを予定しているんですか。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（小坂孝味君） 橋長でいいますと15メートル以上の橋長になります。ただ橋の数はちょっと、今数橋つくるという話ですから。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 追加で、橋長は15メートル以上ということと、30橋分を予定していると担当から聞いてございます。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） それと、庁舎建設の5,000万の実施設計委託料ですか、いよいよ庁舎もこれで耐震化というか、安全な庁舎に生まれ変わるかなという気がするんですけども、これに関連してお伺いいたします。これは担当課長でお願いします。

昨日から私、経済対策のためにも木造ということを指摘したんですけども、以前、湯の花観光会館の建設のときも、業者のほうからもぜひやりたいというような陳情もあり、議会もそれを受け付けたという経緯もございまして、そのとき建設業法の関係、特定建設業法の許可を持っていない関係で結局受けられることができなかつたんですけども、もう一度その特定建設業法の内容を、そここのところをもう一度教えていただきたいと思います。特定建設業法で結局そういう形になったんですけども、これは私が言っているように地域の経済活性化、そういう面からも、ぜひ請け負うことは可能であってもその工事の中で木造ということで地元の建築業者、それに類する業者の経済対策でもぜひいい知恵を出していただきたいなというふうに思うものですから、まずその一点をお聞きします。

そしてもう一つ、これで庁舎も安全にという中で、学校の施設もうほとんどは耐震化になり、それからあと幼保の関係も今後統合等の中で耐震化も進んでいくということで、非常に公共施設についての耐震化も進む中で、ちょっとお聞きしたいのは町営住宅の関係、町営住宅の木造、それから中木のRCノット等ございます。上賀茂はもうほとんど耐震化の設定になっていると。その点で建設課長でしょうけれども、今後どういう形で町営住宅のほうの耐震化等を考えていただけるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 質問者にお伺いしますが、最初の質問は業法の要件ですね。

○4番（稲葉勝男君） そうです。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） お答えします。

町の発注工事につきましては、議員おっしゃいますように建設業法の第3条による許可を得たものという部分が特定されまして、大規模な工事になりますと今言われたように、特定建設業の許可を受けたものということの要件になります。その内容は、これ下請に関する部分でございますけれども、一般の土木につきましては3,000万円以上、建築の工事業のほうにいきますと4,500万円以上という要件がついてございます。そこら辺の部分で元請となれるものかなれないものか、その辺の微妙な部分がございます。

それで、この特定建設業の許可につきましては非常に多種多様にわたってございまして、例えば庁舎建設の部分の大きい部分を一括で発注する部分とか、分離発注の部分とかいろいろあると思います。分離で細々と発注しますと、この特定建設業となに該当しなくなるかもわかりませんが、その部分はその管理ができなくなったり費用が非常にかかったりとか、経費がかかたりとかいう部分がありますから、それはちょっと見きわめながらやらなければと考えている部分はございます。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（小坂孝味君） それから、町営住宅でございますが、町営住宅は町内に5カ所、40戸分、40世帯分というんですか、あります。内訳としましては、中木が12、そして加納が10、上賀茂が16、吉祥と下小野にそれぞれ1戸ずつあります。中木の12戸につきましては、平成8年度に耐震検査を実施いたしまして、14年度に補強工事をしております。上賀茂の住宅につきましては、平成6年、7年の建物だものですから基準に沿ったものでございます。加納の住宅2戸ですが、今8戸というんですか、住んでいるのが現状です。これにつきましては、平成18年度に耐震診断をしたんですが、耐震なしということで、そういう結果が出ております。したがって、現在住んでいる方が出たときには入居の募集をかけないといいますが、とめているのが現状でございます。

それから、将来計画でございますが、建てかえとしまして12戸、加納の10戸分と災害住宅を2戸含めた12戸を計画する予定でございます。22年度に地域住宅計画、それから23年度に基本計画を策定いたしまして、その後の場所の選定とか財政とか、そういうもろもろのものがクリアできれば27年度までに建てかえをしたいなというような希望を持っております。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第101号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第101号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時40分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

再開するにつきまして、先ほどの議第100号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についての採決において、全員賛成と申し上げましたが、賛成多数であります。ここで改めて訂正を告知いたします。

◎議第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） それでは、議第102号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第102号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,190万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,459万7,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では認定申請件数の伸びにより認定調査件数もふえているため、臨時認定調査員賃金26万5,000円、上半期の保険給付費の実績に基づき1,140万円を追加させていただくものであります。

歳入につきましては、歳出の総務費、保険給付費の増に伴う国県社会保険診療報酬支払い基金及び町の法定負担分をそれぞれ追加させていただくものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。

12ページをお開きください。

12ページ、1款総務費、1項総務管理費、700事業介護保険総務事務でございます。補正額10万5,000円の471万7,000円の合計でございます。これは委託料でございます。介護保険事業の報告システムの改修が生じたので、補正するものであります。

13ページをお願いいたします。

703事業認定調査等事務26万5,000円の補正で672万5,000円でございます。賃金26万5,000円でございます。当初臨時の認定調査員、ケアマネジャーさんなんですけれども、半日の予定でございましたが、認定件数の増加等に伴いまして ましたものですから、補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんください。

14ページから16ページまでが、先ほど町長が申し上げましたように、8月分までの集計から推計しまして過不足等を調整させていただくものであります。

まず、704事業の居宅介護サービス給付事務で3,400万円の補正で、3億4,058万3,000円で

ございます。19の負担金補助及び交付金3,400万、居宅介護サービス給付費の増額ということでございます。

その下の728事業でございます。地域密着型介護サービス給付費の350万円の補正で計1,522万3,000円、これはデイサービス等にかかわるものでございます。同じく19の負担金補助及び交付金でございます。

その下の706事業でございます。施設介護サービス給付事務、これは3,000万円の減でございます。3億9,705万1,000円ということでございます。当初の推計からこのぐらいが目標だったという数字を出したんですが、実績、新規の利用者が少ないとかという実績等がありまして、減額させていただくものであります。

その下の15ページ、710事業でございます。居宅介護サービス計画給付事務。これは先ほど上のほうの704事業とほぼ連動するものでございます。件数等の増加に伴うもので600万円の補正をお願いするものでございます。4,146万円の合計で負担金補助及び交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

712事業介護予防サービス給付費、これは250万円の減でございまして、計で1,278万3,000円ということでございます。これも当初の昨年等の見込みから推計したわけでございますが、利用者が思うように伸びないとか単価が低かったとかということが原因でございます。19の負担金補助及び交付金250万円の減でございます。

17ページでございます。

地域支援事業費、2項の包括的支援事業・任意事業費でございます。740総合相談・権利擁護事業ということで13万2,000円の補正をお願いして、計13万4,000円でございます。12の役務費ということで13万2,000円、成年後見制度申立手数料ということで、1名、73歳の男性の方でございます。そのほうを予定しております。

7ページをお願いします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、国庫支出金等につきましては、給付費の増に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目介護給付費繰入金、その他一般会計繰入金ということで、合計215万6,000円をお願いするものでございます。介護給付費繰入金、事務費等繰入金でございます。

11ページをお開きください。

繰越金でございます。81万7,000円を補正しまして、合計249万7,000円で、前年度繰越金でございます。これで、半分程度使っているわけでございますが、合計で589万7,000円ほどありますので、3月で調整させていただきたいと思っております。

6ページにお戻りください。

歳出合計であります。補正前の額9億269万5,000円、補正額1,090万2,000円、計9億1,459万7,000円補正額の財源内訳でございます。国県支出金が464万2,000円、その他、これ支払基金でございます428万7,000円、一般財源、繰入・繰越金でございますが、297万3,000円ということになります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本君。

○7番（梅本和熙君） 先ほど14ページのところで、施設介護サービス給付事業費3,000万円ほど減額されて、新規入所者が少ないという話、そして逆に居宅サービス事業のほうは3,400万ふえているということ、これは課長、いわゆる何ですかね、施設の費用が高いから入所者が減っていて、逆に在宅介護のほうへ移行しているというような、そういう傾向があるとか、そういうわけではないのでしょうか。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） 確かにそういった側面もあると思っておりますし、その対象者がいないというか、そういった側面もあると思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

○7番（梅本和熙君） 施設のほうの対象者がいないということは、新規入所者というのはいわゆる新規入所になると費用がふえるわけですか、というか負担が、町村負担が。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君） 一概にはいえませんけれども、確かにその新規入所者がいないということと、当初の推計にも若干甘さがあったということが正直なところでございます。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第102号 平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第102号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第103号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第103号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

本予算は、歳出予算のうち主なものは、公共下水道建設事業に7万円と下水道総務事務に37万円を下水道管渠維持管理事業に3万1,000円と、下水道施設管理事業に500万円を増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、雑入に72万4,000円と一般会計繰入金に474万7,000円増

額するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,954万8,000円とするものであります。

詳細は上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君） 議第103号の内容についてご説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設費を7万円増額し、1億6,414万9,000円とするもので、800公共下水道建設事業、14節使用料及び賃借料を7万円増額するものです。

次に、10ページをお開きください。

2款業務費、1項1目総務管理費を37万円増額し、1,162万8,000円とするものです。801事業下水道総務事務の19節負担金補助及び交付金を1万2,000円増額、23節償還金利子及び割引料のうち下水道料金等還付金を増額するものです。これはどういう還付、5名分でございます。

次は、11ページでございます。

2款業務費、2項1目管渠費を3万1,000円増額し、207万2,000円とするもので、12節役務費を3万1,000円増額するものです。通信運搬費でございます。

2項2目処理場ポンプ場費500万円を増額し、4,177万2,000円とするもので、15節工事請負費を500万円増額するものでございます。これは目詰まりを起こしている生物脱臭装置の改修工事費であります。

次のページをお開きください。

3款公債費、これは一般財源から特定財源への振りかえでございます。

次に7ページをお開きください。

歳入でございます。

5款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金は474万7,000円増額し、2億5,196万7,000円とするものです。1節一般会計繰入金です。一般会計繰入金のうち建設費繰入を7万円、公債費等繰入が467万7,000円です。

次のページをお開きください。

7 款諸収入、2 項 1 目雑入は72万4,000円増額し、73万9,000円とするもので、1 節雑入です。

次のページをお開きください。

歳出合計ですが、補正前の額 4 億1,407万7,000円、補正額547万1,000円、計 4 億1,954万1,000円、補正額の財源内訳で特定財源、その他79万4,000円、一般財源467万7,000円です。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第103号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第103号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第104号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第104号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、水道事業費用の水質検査委託料の減額及び建設改良費の固定資産購入費が主なもので、収益的収支予算につきましては、歳出予算の水道事業費用のうち営業費用を737万1,000円増額し、営業外費用を31万9,000円増額するものであります。また、資本的支出のうち建設課医療費を100万円増額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君） それでは、議題104号の内容につきましてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1款水道事業収益は1万5,000円増額し、2億3,972万3,000円とするものです。内訳としまして、2項営業外収益、2目雑収益を1万5,000円増額し、15万8,000円とするもので、3節のその他雑収益を1万5,000円増額するものです。

次に、14ページをお開きください。

次に、支出であります。

1款水道事業費用は705万2,000円減額し、2億8,328万8,000円とするものです。内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を2万1,000円減額し、5,436万1,000円とするもので、11節委託料100万円減額、これは入札による減でございます。13節修繕費42万9,000円の増、16節材料費55万円を増額するものです。

3目総係費を1万円増額し、4,757万4,000円とするもので、45節手数料1万円増額するものです。

4目簡易水道等費を736万円減額し、3,376万2,000円とするもので、6節旅費1万9,000円の増額、9節燃料費5,000円増額、11節委託料850万円の減額です。これは水質検査の入札に

よる減額となります。12節賃借料3,000円、13節修繕費58万3,000円の増額、14節動力費43万円の増額、16節材料費10万円を増額するものです。

2項営業費用、3目消費税を31万9,000円増額し、352万2,000円とするもので、36節消費税を31万9,000円増額するものです。

次のページです。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出であります。

1款資本的支出は100万円増額し、2億7,193万3,000円とするものです。

内訳としまして、1項建設改良費、1目水道施設改良費を100万円増額し、2億1,972万9,000円とするもので、52節固定資産購入費100万円を増額するものです。内訳としまして、用地購入費32万円、測量委託68万円です。これは青野地区の配水先端に未購入に部分がありまして、その部分を用地取得する計画を持っております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第104号 平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第104号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第9号 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。
趣旨説明を求めます。

梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 7番、梅本。

発議第9号の趣旨説明をいたします。

平成21年12月11日。

南伊豆町議会議長、漆田修様。

提出者、南伊豆町議会議員、梅本和熙。

賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、同、谷正、同、竹河十九巳、同、長田美喜彦、同、横嶋隆二、同、保坂好明、同、漆田修、同、齋藤要、同、渡邊嘉郎でございます。

議会改革調査特別委員会の設置について。

上記の別紙を別紙のとおり地方自治法第110条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

発議第9号 議会改革調査特別委員会の設置についての趣旨説明を申し上げます。

全国町村議会議長会は、平成15年5月分権型行政システムに対応した地方（町村）議会のあり方、その活性化方策を模索するため、急激に進行した市町村合併や第28次地方制度調査会における地方議会制度・地方制度全般にわたる論議に対応するため、「第2次地方（町村）議会活性化研究会」を立ち上げ、議会の制度・運営全般、議員の身分・処遇のあり方、長や住民との関係町村議会の組織などについて総合的な検討を行い、平成18年5月に分権時代に対応した新たな地方（町村）議会の活性化方策の「最終報告」を取りまとめました。

市町村合併問題を通じて、住民は今までになく行政や議会に対し大きな関心を持ち、その役割は一層大きなものとなっています。

よってここに、南伊豆町議会は住民自治のあり方並びに議会のあり方について調査・研究をし、住民に信頼され開かれた議会を目指すことを目的に特別委員会を設置することを提案するものです。

委員の定数は10名で平成23年3月定例会までを設置期間として活動するものです。

以上で、趣旨説明といたします。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○6番（清水清一君） 6番、清水です。

提案者にお尋ねします。

私はこれに賛成者ということで署名しておりませんが、私は前もって言っておきますけれども、賛成です。ですけれども、提案者にもう一度確認したいということで質問させていただきます。

順番としまして、一般質問でも言いますけれども、これまでの市町の町村合併に関しては、議会は議会改革を含む行財政改革特別委員会を立ち上げた後、町も行革委員会を立ち上げて実施をしましたが、当時の関係者等と、自分たちが行ってきました。それでまた合併問題が出てきたわけですが、現在は各委員会ができ財政もよくなってきていると思われまふ。こうした取り組みを議会で検討し今まで実行されてきたと私は考えます。それを思えば提案者の方は唯一その当時行財政改革特別委員会を唯一反対した仲間です。その経過を考えるに、考えが変わったあなたの政治姿勢は、前回のことと今回のこととの整合性をお聞きします。

○7番（梅本和熙君） 私は何も考えは変わっておりません。それで、行財政改革特別委員会、確かにありましたけれども、報告書は町民に配られたんですか。町民にも配られるという形の中であつたんですけれども、非常に何ていうか、私にとっては整合性のない行財政改革の報告であつたと、このように考えております。

それとまた、行財政改革の問題と議会改革の問題は視点が違うのではないかと。あくまでもこの議会改革というのは、議員が町民に開かれた議会、そして町民に信頼される議会と、そういうものをつくっていかうということでやっているわけでありまして、ちょっと質問者の考えとは意味が違うのではないかなと、このように思います。

○議長（漆田 修君） 清水君。

○6番（清水清一君） 行革委員会が議会の内容を一緒に検討したというか、当時は町長もいましたがこういう話はしたはずで、違うというのはちょっとおかしいのかなと、私は考えます。それで、この行革推進委員会でやってきたのは第1回の終わった話、報酬の件もありま

した、今回の報酬、補正予算で、4万5,000円がありましたけれども、あの当時の行革委員会の中で委員長は兼務したと約束の中で役員会がなくなったんですよ。そういうことをやってきたのに、今の副議長であられる梅本議員はそういうことも、あのとき結果で話をしたわけですが、覚えておられるはずなんです。そういうことをまさに今、議会改革もそういうことも考えてこなきゃいけないだろうと。予算をふやすことを考えるというだけではなくて、予算を減らすことも考えながら、議会の運営をどうやってやっていくかということもそうであったのかなと考えますけれども、梅本提案者の意見を伺います。

○議長（漆田 修君） これちょっとお待ちください。提案者も座ってください。

この議題は、さきに全員協議会の場において議員間の中で話し合いをされたことであります。現在この本会議の席上は当局もおりますので、暫時休憩をして臨時の全員協議会を開催したいと思います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時24分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

答弁のところでとめましたので、提案者答弁をお願いします。

○7番（梅本和熙君） 質問の内容はちょっと忘れたんですけれども、報酬問題でしたっけか。行財政改革委員会の中での報酬問題があったということでしたっけか。

報酬の問題で……

[発言する人あり]

○議長（漆田 修君） それでは、清水君。

○6番（清水清一君） 認識は整合性はないのかという、行革委員会とは違うのかという話ですけれども、行革委員会と違うのは私は、行革委員会というのはあの当時議会改革も必要だということなんですけれども、その中で委員長を兼務するという話がありました。その中で、今回兼務をさせないというのはおかしな話ではないかなと、これは行革、前の行革委員会の中の議会改革の一環ですよ。そういう予算査定のある兼務をさせる、それをやってこなかった提案者がこのように議会改革を昔の行革委員会を、唯一反対したということでありま

す。何かおかしな。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

○7番（梅本和熙君） わかりました、やっと思いが。

議会改革と行財政改革、そして行財政改革の中で議会改革が議論されたといっていますけれども、それはあくまでも報酬部門だけであったと。そして、当時行財政改革委員会の中で議論された将来見通しとか、そういうものに対しては非常に私は疑問があったし、そして報酬に関しても審議した。確かに町長の報酬20%削減、そして議員の報酬10%削減、こういう取り決めもしたと思います。それは、私はそのときにも何で提案者が10%で町長が20%なのかと。20%に合わせるべきではないかと、こういう発言もしたと思います。

それで、その当時、先ほど提案者から話があったように、現在の町長が議会におられたと。当然メンバーだったと。そしてそれに賛成されていたのに、当局側はそれを実行していないという事実もあります。だから、この行財政改革委員会の問題と議会改革調査特別委員会、これは直接一致するものではないと、内容が。それで、確かに議会改革調査特別委員会の内容の中には報酬の問題も当然出てきます。そして議員が言われているように、質問者が言われているように今回の補正で4万4,000円でしたっけか、確かにダブった部分を別々にした。そのことによって委員長が1人ふえた形の中での報酬が増えたということにはなりませんけれども、これは議会の中で例えば第1常任委員長と議運の委員長が兼務すること自体が本当はおかしいことではないでしょうか。本来議運の委員長、では第1常任委員会に問題が起こったときに第1常任委員長がそのまま議運の委員長として、これ議運に諮りますという形になるんですか。こういう問題もあるし、この件に関しては私は何もそれほど議員が言われるような不都合があるとは思っておりません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

○6番（清水清一君） 認識の違いが大分大きいなど。予算削減のする中で、役職を兼務するいろんな考え方、認識の違いがあると思うんです。ですけれども、あの当時、私は提案者でした。その席なんです。当時いろいろすったもんだがありました。私も多少考えています。5年前でした。ですから、その中で私としては今回の議会改革委員会の中でも多少あります。当時の行革特別委員会もやっぱりこういう、元委員もいますが同じことだと、私は賛成できないので、今回は反対することにしました。問題は提案者が、あの当時委員会で欠席が多かった。他の議員は欠席することは無かった。ですから、そういうことを考えたときの提案者

の認識を伺います。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

○7番（梅本和熙君） まず、言いますけれども、この議会改革調査特別委員会というのは、北海道の栗山町のほうで始まった議会改革でありまして、議会をまず町民に開かれた議会、そして信頼される議会、そういうものをつくっていいこうではないかという発想のもとにやっているわけで、合併をするしないとかという問題を含めて、行財政改革を私たちがやっていいこうといったときの話とは大分観点が違うんじゃないかと思います。

そして、現実の問題、我々が行財政改革委員会をやった結論というものは、本当に皆さんに例えば当局に対しても、そして町民に対しても自信を持ってこれでやりますよといえるようなものであったのか。ある議員が全員協議会の中で言いましたけれども、議員だって専門家ではないんだから、これぐらいいいんだというような発言がありました。本当にそれでいいんでしょうかという感じでした、私は。行財政改革委員会、このような大きな問題を取り上げてやるんだったら、それなりのちゃんと世間にも認知され得るようなものをつくって出すべきではなかったかなと、このように思っております。

ただ、今質問者が言われたように、このことを一生懸命やっていくのかどうかという問題、これは当然提案者としてこれに一生懸命取り組んでいく、このような覚悟でいるわけですが、けれども、その行財政改革委員会を立ち上げるときの経過というのは、ちょっと私……

○6番（清水清一君） 行革ではなくて、議会改革委員会のことを聞いているんです。

○7番（梅本和熙君） 何を。

○6番（清水清一君） 行革委員会のことを聞いているんじゃないんですよ。

○7番（梅本和熙君） 何を聞いているんですか。

だから、議会改革……

○6番（清水清一君） 議会改革……

○7番（梅本和熙君） 議会改革委員会に関しては言ったではないですか。いわゆる開かれた議会とか信頼される議会をつくるということで、北海道の栗山町がやられていると、そういうことをこれからやっていいこうではないかという提案ですよということじゃべっているではないですか。

○議長（漆田 修君） それぞれお2人とも議長を經由して議論をお願いします。

清水君。

○6番（清水清一君） 私は今ちょっと確認したけれども、行革委員会が何だと、僕1人で考

えたと。それはいかにもいかにも決まったような話、そうではなくてやっぱり前向きの話をした。僕は反対してもっと提案したかったとか言っていただければ、提案したくてもしなかった。ではそんなの、決定は何だという話だ。議会改革があったから反対したんだと言え、ああそうかなと思いますけれども、ただ本当はけなすだけでおかしな話で、もう前向きの話ではなくて、もっと前向きな話をしてもらいたいと、私はそういうふうに出発からこれからやってもらわなければいけないと。前にも言いましたが欠席も多かったです。欠席も多かったかもしれない。でも、そういうことのないようにこの議会改革をやるんだと、そういうふうに言っていただければいいわけですよ。その辺がなくて、ただ前の行革委員会と提案者のような形の答弁ではこれから先が思いやられますけれども、答弁は要りません。

以上。

○7番（梅本和熙君） 答弁は要らないんですか。

では、議長、答弁は要らないそうですから。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 賛成なんです、賛成に当たってちょっと賛成の意見を述べさせていただきます。

私は議会に入って18年が過ぎようとしています、こういうふうに議会の場で激しい討論、激しい討論が行われるということは、18年前入ったときはおよそ予想もつかないことで、当時は一般質問の制限時間もありませんでした。議会は一体何なのかということといえば、地方自治体が地方自治法に定められている住民の福祉を第一に掲げて、そのために資する団体であると。議会もそのために当局に対して容認ではなくて、自分の声を反映する場で、その中身を伝える場であると、意気込んでこの議会の場に乗り込んできた、乗り込むというか緊張して入ってきたわけですが、当時は一般質問する議員もほとんどいなくて、町をよくした

いという思いの一心で一般質問の時間が当初の1時間から1時間半、2時間に延びて、もう聞いていられないという、それで時間が制限されて今1時間になったんですが、当時は委員会では会議録もほとんど開会と閉会と行間がないような状態で、委員会で発言するともうやめろという、そういうのが当時の議会でした。

その間、地方自治体、町がいわゆる町のためにどうしようかという議論の場がしばらく続きましたけれども、この間の市町村合併の問題で町や議会そのものが揺らいで、その存在そのものが失われるような自体に接してきたのが平成15年からの合併問題や法定協の問題でありました。その点では、脆弱な議会やあるいは地方自治体の体質といえども完璧なものではなくて、その中で我々が行き先をどのように見たらいいのかという、そのきちんとした行政主体で執行者すらこれが明確に位置づけられない。はっきりいうとわからない状態で漂っていました。そういう中で、流れが来て今日政権が変わることと合併問題に終止符が打たれると、そういう流れが来た。

私は一般質問の冒頭でこの間流れを言いましたけれども、まさに住民自治とそして議会のあり方と、そして議員、これは国政の場でも政権が変わったとはいえ、マニフェスト、それが実行されるかどうかという、その問題でも今マスコミでも言われていますが、やはり我々が議会も執行者もどこに視点を置いて物事を進めていくか。そしてその筋道が筋が通っているのか、過去の言動と実践と今の言動と実践がどうであろうかということのを常に我々が身にしみて問いながら先を見ていく、そういうことがなかったら信頼を託すべき、住民の声をどこに住民が置いたらいいのかということにもなります。これがまさに現時点での国政でも問われている問題だし、私たちも問われている問題であって、まつべきは今特に政治と経済のもとで一番困窮している住民のもとで、議会がどうあるべきかと。そして町がどうあるべきかということのを真摯に考えて、そのためには合併問題のときも激しい議論で歴史上、町の史上初めて町長辞職勧告でおろすという、そういう事態もありましたが、この難題もありますけれども、激しい議論をしながらもいわゆるよって立つべきはどこなのかと、何を目的に我々があるのかということのをいつも見失わないで、町民の福祉のために力を尽くす、そのための議会がどうあるべきかという点で、深い研さんをすべきであるというふうに思います。

一番話にでた栗山町議会のこの議会条例を提案された方は、18年前からの知り合いでもう引退されて78ぐらいになる人ですけれども、町長のところにも来たことがある方です。そういう方にいろいろお話をして研さんしたいと思いますが、議論は公開をして、そしてすっきりするまで議会の場でやることを改めて確認をしながら、町民に単純に言葉とか何かで開か

れたということではなくて、本当に町民に信頼される議会であるように、私も努力をすることを表明して、意見とさせていただきます。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

発議第9号 議会改革調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、発議第9号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議会改革調査特別委員の選任について

○議長（漆田 修君） 日程第11 議会改革調査特別委員の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名したいと思います。

1番議員、竹河十九巳君、2番議員、谷正君、3番議員、長田美喜彦君、4番議員、稲葉勝男君、5番議員、保坂好明君、6番議員、清水清一君、7番議員、梅本和熙君、9番議員、齋藤要君、10番議員、渡邊嘉郎君、11番議員、横嶋隆二君、以上10名を議会改革調査特別委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10名を議会改革調査特別委員に選任することに決定しました。

議会改革調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、梅本和熙君、副委員長、横嶋隆二君。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第10号 シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 発議第10号 シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書の趣旨説明については、内容を朗読して説明にかえさせていただきます。

発議第10号。

平成21年12月11日。

南伊豆町議会議長、漆田修様。

提出者、南伊豆町議会議員、竹河十九巳。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正ほか記載のとおりです。

シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第110条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書。

シルバー人材センターは、高齢者に就業機会を提供し高齢者の生きがいを高めるとともに地域に貢献することを目的としておりますが、静岡県内全市町に設置され国及び地方公共団体から財政面と公益団体としての運営市道により、地域社会において必要不可欠な団体として発展しております。

しかしながら、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもとで、平成19年度に策定した静岡県シルバー人材センター事業活性化計画に基づき、特に、自主財源の確保に努めておりますが、公益団体ゆえの制度的な限度と構成員がすべて高齢者であることの限界等から、その運営状況は極めて厳しいものとなっております、国及び地方公共団体からの支援に頼らざるを得ない状況にあります。

市町合併に伴い、センターも法制度上統合することとなり、センター数が減少することが予想されますが、従前の補助総額の確保をお願いするとともに、合併しない市町についても従前の補助総額を確保されるよう、また、今回実施された静岡県の2010年度事業費に関する

事業仕分けにおいて、制度を再構築すると発表されておりますが、従前の補助額を確保されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、静岡県知事、川勝平太殿。

以上です。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

発議第10号 シルバー人材センターに対する補助金の確保に関する意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、発議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議場内の配付のため暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎閉会中の継続調査申出書

○議長（漆田 修君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、地域医療問題調査特別委員会委員長及び議会改革調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（漆田 修君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元の印刷配付したとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に印刷配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事がすべて終了したので、会議を閉じます。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成21年12月南伊豆町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一